

の制を始め、租税は永樂錢を標準とせし、永高を罷めて、盡く米納に改め、石高を用ひ、田畠を各四等に分つて租を定む、大率收穫を三分して其二を官に取り、其一を民に收む。此時全國檢田の結果、石高一千八百二十五萬〇四百七十七石一斗五升あり、世に太閤の檢地と云ふ、然れども大藩徳川毛利島津等に至りて猶舊に依りて録上するもの多く、秀吉も亦之を寛假せり、これを差出高と稱す。

備考

佐々成政

秀吉が尾張犬山に於て家康と對陣するや、越中富山に佐々内藏助成政あり、遂に長曾我部元親、徳川家康に應じて、北陸を従へ、西下して近江に出でんと欲し、先づ前田氏の加賀能登に向つて侵入し、又自ら雪を犯してさら／＼越をわたり、信濃諏訪を経て家康に説きて、秀吉を狭撃せむとす、家康已に兵を解きしを以て辭して應せず、成政如何ともする能はずして、富山に歸る。

紀州征伐

此時、紀州根來雜賀の僧兵、又元親と通じて、大阪を攻めむとす、當時、根來の僧兵、鐵砲を善くするもの多きを以て自負す、秀吉尾張より、還りて先づ紀州に向ふ、根來

雜賀の僧兵等塞を岸和田附近に築きて之に備ふ、濱の城は、即ち岸和田、其他千石堀、積善寺の塞を築く、秀吉皆之を破りて根來に向ふ、會々寺中火を失し、堂塔伽藍灰燼となり、僧兵一揆等潰散す、秀吉次で雜賀(和歌山の西北)を攻め、吉野川の水を注ぎて之を水攻めにす、一揆等降り、紀伊平く、秀吉尙高野山が凶賊を隠し時々兵器を弄ぶことあるを以て、一山を燒討にせむとせしも、木食上人、興山が宗徒に代りて、秀吉の本陣に參り、山の由來を述べ、僧徒の命を赦さむことを請ふに及んで止む。

伊達政宗

按ずるに、秀吉政宗をつれ高きに登りて、軍の配置を示せしこと、日本外史はどりたれど、藩翰譜等には載せず、思ふに、秀吉遂に面會を許さざりしか、然れども當時政宗の感正に此の如きものありしなるべし、かく話す方具體的によくわかるを以て、教授材料として取るべし、但しかう云ふ話もあると云ふ注意を置きて話すべし。

北條氏規

氏規、此時氏直の爲に葦山を守る、織田信雄將として、福島、蜂須賀、細川蒲生等の勇

將を従へ五萬餘の大兵を以て攻むるも能く守つて屢々敵兵を退く、秀吉も終に急攻して徒に兵を損するなかれと命するに至る、後小田原將に陥らむとし、和睦の議動くに至り、北條氏直の命によりて遂に城を開き、兵を完ふし、入りて小田原に合す、小田原城降り、氏政自殺し、氏直高野山に放たるゝに至り、氏規又高野山に従ふ、後秀吉氏規の勇武を思ひ、河内狭山を與へて諸侯に列す、北條氏は五代、長氏氏綱、氏康、氏政、氏直父子相傳へて、氏政に至つて亡ぶ、長氏小田原に入りてより九十餘年、山陽詩あり、

主將務攬英雄心、一語於我是金鍼、汝勿復說吾會意、
人和終得八州利、君不見兒孫唯恃函山翠、
これ北條氏の亡びたる所以なり、

聚樂行幸

聚樂第行幸記に曰く、此の度は北山殿應永十五年、室町殿永享九年の行幸の例とぞきこわける、鳳輦牛車其の外の諸役以下の事も久しくすたれる事なれば、覺束なしと雖も、民部卿法印玄以奉行として諸家の古き記録故實など尋ねさぐり相勤めらる(中略)其日になりぬれば、殿下秀吉とく参り給ひて奉行職事をめして、尅限

午時以前より急がせ給ふ(中略)聚樂の第まで十四五町、其間辻かため六千餘人也(中略)五畿七道より上り集ひたる貴賤老少嗶びすしき事も無く、聲をしづめて鳳輦を拜み奉るに道すがらの管鼓の響何となく殊勝にして感歎肝に銘したり(以上)和歌の會舞樂の催しありて五日間御駐輦にて還幸あり、

皇室御料を定む

一京中銀地子五千五百三十兩餘、可爲禁中御料所之事、
一米地子八百石之内、三百石院御所、五百石六宮關白領、
一於江州高島郡八千石、諸門跡諸公家衆へ進之、右如件、
若御奉公懈怠之輩於有之者爲叡慮御計被成候様に可被仰上者也、

天正十六年卯月十五日

秀吉

菊亭殿

勸修寺殿

中山殿

諸將をして勤王を誓はしむ

敬白起請

一就今度聚樂第行幸被仰出之趣、誠以難有催感涙事、
一禁裏御料所地子以下並公家門跡衆所々知行等若無道之族於有
之者爲各堅加意見當分之儀不及申子々孫々無異義之様可申置事、
一關白殿被仰聽之趣於何篇聊不可申違背事、
右條々若雖爲一事於令違背者梵天帝釋四大天王、總日本國中六十
餘州大小神祇鎮守別氏神春日大明神八幡大菩薩天滿大自在天神
部類眷屬神罰冥罰各可罷蒙者也仍起請如件、

天正十六年四月十五日

内大臣平信雄大納言源家康以下連名

太閤の檢田

從來は六六法とて三百六十歩を一段とせしも、秀吉に至り方六尺三寸を一步とし、三百歩を以て一段とする六五法を採るに至れり、當時全國田畝の制亂れて一ならずしかば、長束正家に命じて丈量の事を司らしむ、此に於て、檢田使を發して丈量に従事せしめ、天正十一年畿内より始めて遂に全國に及ぶ、檢使賄賂を受けず、嚴正にして假さず、少し物を贈るものあらば捕へて嚴刑に處す、民畏れて敢て越訴するものなし、故に大和の寺社地より凡一萬五千餘石を檢出し、筒井氏の

領地伊賀より一萬石を檢出する等檢出する所甚だ多し、此時檢地總高千八百二十五萬零四百七十七石一斗五升にして(舊一段より六十坪を削りたる等、率の改まりたるより得しもあり)全國より檢出したる高は八百萬石に及べり、收獲率は上田を每段一石五斗とし、中を一石三斗、下を一石一斗、上畠を一石二斗、中を一石、下を八斗、下下を適宜に定むることとして計算したるものなり、

貨幣の鑄造

貨幣の制は久しく亂れて室町時代には多く明錢を用ひたり、金錢米の率は元、金一兩錢一貫米一石に宛てたりしも、内國錢粗惡にして明の永樂錢に及ばず、次第に其間に差を生ずるに至れり、天正以來金銀坑の發掘盛に行はれ、金銀多く出づるに至りしかば、秀吉興るに及び、天正十五年に天正通寶を鑄、十六年小判金を鑄、十九年に大判金を鑄、又別に丁銀を鑄る、

五奉行五大老

天正十三年秀吉、淺野長政、前田玄以、増田長盛、石田三成、長束正家の五人を以て五奉行とす、玄以は所司代を兼ね、京都の市政及社寺を管し、正家は租稅會計の事を掌り、淺野長政は朝廷の事務及内政を管し、増田長盛、石田三成は法令及雜務を掌

り大事に至ては五奉行合議の上之を定むること、す、文祿四年、秀吉、徳川家康、前田利家、毛利輝元、宇喜多秀家を五大老とし、又生駒親正、中村一氏、堀尾吉晴を以て中老とす、大老、中老は政務に參與すと雖も定まる職あるにあらず、事に當りて意見を出し、諮問を受く、

豊臣氏系圖



教授上の注意

- 一、四國征伐は、大勢の向ふ所、流石の元親も、如何ともすること能はざるを想像せしめざるべからず、此想像を起さしむること能はざれば、其教授は、半、價値なきものなり、
- 二、次の九州征伐に於ても、小田原征伐に於ても、大勢の向ふ所、島津、北條二氏も、又

如何ともすること能はざるを想像せしめざるべからず、而して、小田原征伐に於ても、北條氏が、實に、時勢の變化を知らざるの迂濶を了解せしめざるべからず、

三、故に、此教授は、教科書面より見れば、極めて、簡單に見ゆるも、教授の取扱上には、随分、骨の折れる章なり、即ち一方に於ては、大勢の趨く所を知らしむると共に、豊公の智畧絶群なるを知らしめ、戰國時代群雄の意氣を合せ知らしめざるべからず、

四、こゝに於て應仁の亂より後、百二十餘年の間、打續きたりし大亂始めて、鎮まったり、時に後陽成天皇の天正十八年(紀元二千二百五十年)にして、信長の死後、僅に八年、今より約三百二十年前なりと云へるは、應仁の亂以後の章を總括したるものにして、前章より叙述し來りたるもの、此結尾を得て、一層生氣を帯び來るの觀あり、教授者の特に注意を要すべき所なりとす、

五、應仁の亂以後の時代通觀は、此所に於て行ふをよしとす、聚樂行幸等は亂極まつて治に就き、太平の象融々として湧かんとするの狀を示すものなり、

六、豊公の檢地等につきては、細かき數字までを暗記せしむる必要はなし、天下全

統一せられて今迄混沌たりし土地の調査も嚴密になり、取締りつくに至りしを以て主となす、

畫繪の説明

秀吉石垣山より小田城を望む

石垣山は秀吉本營のある所なり、小田原城はその眼下にあり、圖中指點せるは秀吉にして刀を手にして控へたるは秀吉の小姓なり、帷幕に御あるは秀吉の紋章なり、伴ふ所は伊達政宗か、年齢より見れば政宗(時に年三十四才)なるべし、政宗の事は已に云へり、秀吉又一日家康を携へて高きより瞰視して曰く、關東八州は我が眼中にあり不日取りて脚に與ふべし、抑は何れの地に居城を定めんとするか、家康拜謝す、秀吉曰く、抑も亦小田原に居らんとするか、小田原の地形狭小にして規模大ならず、江戸の地は周圍廣濶にして地肥、河海を控へて交通防禦共に便あり、宜しく江戸に城くべしと、役終りて家康を關東の地に封ず、家康即ち江戸に移りこれに築きて居城となす、江戸の地これより繁榮に赴く、傳へ云ふ、秀吉の石垣山に本營を置かんとするや、夜萬卒に命じ城樓を建てしめ壁に張るに紙を以てす、之を望むに白壁の如し、城中大に驚きて神となす、小田原城は秀吉本より攻戰によりて落すの難きを知る、白紙の事は如何と思はるれども速に城を築きて以て城兵を驚愕せしめし等の事はありしなるべし、

教具

日本地圖、天正群雄割據圖、小田原城攻圍の圖、伊達政宗の肖像等、

第十一章 朝鮮征伐

人生百に満たず、焉んぞ此土のみに鬱悵せんや、我朝の風俗を四百餘州に及ぼし、帝都の政化を億萬斯年に施す、豈快ならずとせんや、十萬の雄師海を渡りて八道向ふ所前なし、天若し年を假さば、日韓を打つて一丸となすもの、豈明治の盛代を待たんや、已に入道に雄據して、燕京を瞰俯す、四百餘州眼中にあり、朱明を覆すもの、亦何ぞ必ずしも愛親覺羅氏を假らん、中原の地聊か以て豊公が角逐の場たるに足らんか、惜しい哉、出師未だ終らず、無前の英雄をして空しく、白玉樓中の人と化せしめしこと、兵は中途にして已み、其の功の直接に收むべきなしと雖も、足利氏が封冊を受けたる積年の屈辱は、こゝに始めて雪がれ、國民の永く鬱結したる意氣は、こゝに始めて伸び、他年國民が東洋に雄飛するの壯圖は、こゝに再び其端を開く、三韓來貢の古に復する能はざりしと雖も、又以て祖宗在天の神靈を慰むるに足らんか、

秀吉の企圖

秀吉素より大志あり、東西を征定して海内統一するや、遂に明朝鮮を平定せんことを

決するに至れり、乃ち先づ使を朝鮮に遣はして明國と交通貿易を開かんとするの旨を告げ、朝鮮をしてこれを取はからはしめんとす。朝鮮命を奉せず、秀吉即ち先づ朝鮮王をして入朝せしめ、朝鮮を嚮導として明に入らんとす。朝鮮復命を奉せず、對馬の宗氏、義智自ら至りてこれを説くに及び、朝鮮は使を遣はして入貢せしむるも、入貢は名義にて實は我が國情を探らんがためなり。朝鮮の使者二人來りて秀吉に謁して還るや、一人は曰く、秀吉必兵を出さん、大に備へざるべからずと、一人は曰く、秀吉は凡物なり、何ぞ能く兵を發せん、王笑て曰く、日本を以て大明を征せん、とするは恰も蜂が大なる龜の甲をさへんとするが如し、必來らずと、然れども又我國外征の準備益進むを聞き、諸道に令して兵備を修めしむ。此時朝鮮は昇平日久しく上下偷安に流れ、民政軍政二つながら荒れ、諸道兵備を修むと云ふと雖も、外形を修飾するに過ぎず。

征韓第一役

秀吉因りて先づ朝鮮を討たんとし、天正十九年十二月、關白職を養子秀次に譲り、翌文祿元年三月、秀吉自ら入朝して天皇及上皇に拜辭し、麾下の將士三萬を率ゐて京師を發す。小西行長、加藤清正、黒田長政、島津義弘、福島正則、小早川隆景、宇喜多秀家、淺野幸長、徳川家康、前田利家、織田信雄、上杉景勝等の諸將前後に京師を發す、總軍三十萬人、令し

て曰く、此行我兵威を海外に輝すにあり、行装を修め、軍容を盛にして、異域の笑を取ることなかれと、進んで肥前名護屋に至り、諸軍を統督す。

先發軍凡そ二十萬

- 第一軍 小西行長、宗義智等、
 - 第二軍 加藤清正、鍋島直茂等、
 - 第三軍 黒田長政、大友義統等、
 - 第四軍 島津義弘等、
 - 第五軍 福島正則、長曾我部元親等、
 - 第六軍 小早川隆景、立花宗茂等、
 - 第七軍 毛利輝元、吉川廣家等、
 - 第八軍 宇喜多秀家、石田三成等、
 - 第九軍 淺野幸長等、
 - 第十軍 羽柴秀勝、長岡忠興等、
- 水軍
九鬼嘉隆、藤堂高虎、脇坂安治、加藤嘉明等、
本軍凡そ十萬

豊臣秀吉、徳川家康、前田利家、織田信雄、上杉景勝、伊達政宗等、
小西行長は四月十三日に釜山に上陸して一擧して城を陥れ、清正、長政、次で上陸し、十八日より三道途を分て北進し、十五日にして京城に入る。此間城寨四十餘、險要數所あ

り、雖も朝鮮兵は劣弱にして、皆我鋒に當るに足らず、或は我が兵の來るを聞て奔竄し、或は演習中に襲撃せられて走るあり、或は主將の狩獵に出で、還らんとするに乘せらるゝあり、其固守し拒戦するものは皆大敗して潰亂す。

京城に入るや、王已に逃れてあらず、秀吉京城占領の報を得て喜び、書を興へて將士を勵まし、更に明に攻め入るべきを命ず、是に於て行長は平壤に進み、清正は進んで咸鏡道に入りて、二王子を擒にし、進んで兀良哈(滿洲)に入り、其城を陥れて兵威を示し、進いて鏡城に次す。

朝鮮王李昭義州に走り書を明に飛ばして頻りに援軍を求む、李朝の急に救を求めざりしは明軍の來りて民財を掠奪せんことを恐れてなり、明即ち祖承訓をしてこれを救はしむ、承訓兵三千に將として義州に入り、我軍の猶平壤に駐在するを聞きて大に喜び曰く、天我をして大勝をなさしめんとするかと、進んで行長の兵に迫る、行長邀へ討て大にこれを破り千餘人を斬る、承訓狼狽して逃れ遼東に退きて又出でず。

明廷報を得て舉朝震駭し、先づ和して我軍の迫るを寛めんとす、乃ち沈維敬なるものをして來つて和を圖らしめ、其間に防備を完ふして我に當らんとし、一面には又李如松をして兵を率ゐて朝鮮に赴かしむ、沈維敬平壤に來りて行長に面して和を議し、平

壤の西北を以て兩軍の境とし、五十日間の休戦を約して去る。

李如松は其祖先は朝鮮人にして數世前より明に入りて仕へたるものなり、嘗て北方寧夏の亂を平げて武名を揚げしより自ら勇武を恃む、此に於て兵數萬を率ゐて鴨綠江を渡り、先づ使を遣はして行長を欺きて曰く、天朝已に和を許し、沈遊擊沈維敬時に遊擊將軍たりに至らんとすと、行長これを信じ、備を設けず、大軍城に迫るに及び始めて大に驚き、急に防備を修む、明軍大砲を發し、火箭を發して城樓を焼き、四面鏡ひ進み、兵二十萬と號す、行長等苦戦して數千人を斃すも、諸壘相次で陥り、僅に牡丹臺を保するのみ、而して附近(鳳山)にある大友義統は怯懦にして、明軍の來るを聞きて奔竄せしを以て、外援軍の至る望みなきを以て、夜に乗じて城を出で、大同江を渡りて退却す、黒田長政時に龍泉にあり、行長をして退かしめ、明軍の來るを撃退し、開城に入りて、小早川隆景等と守備を修む。

京城にては宇喜多秀家等議して兵を京城に退かしめんとし、隆景長政等を招く、長政曰く、敵を見て戦はずして退くは我一身の耻のみならず、我國の耻なりと、隆景も曰く、我海を渡りてより素より生還の意なし、今明軍と戦て屍を戰場に曝すことを得るは老年の幸なりと、秀家等の強いて促がすに及び、兵を退くるも碧蹄館に至りて留まる

隆景曰く平壤以後退却すること已に十日程我軍の士氣漸く衰へんとす此の如くして京城に城守するも敵の大兵来て城を圍まば何を恃んで能く拒守せんや一決戦を試みるに如かずと立花宗茂も曰く明軍勝に乗じて驕る一戦して破るべきなりと秀家等争ふこと能はず遂にこれに賛す

李如松進んで碧蹄館に迫り我兵の少きを見てこれを侮り兵數千を率ゐて急に之に迫る隆景宗茂長政等の兵皆殊死して戦ひ一百に當らざるなし加ふるに明軍急進して火器を携へざりしを以て短兵接戦となる明軍短兵鈍劣にして我日本刀の銳利なるに如かず加ふるに膽氣技倆遙に我軍に劣るを以て明軍死傷するもの多く如松馬より墜ち殆ど獲られんとして僅に免がる明軍の死する者萬餘水に溺る者無數如松意氣大に沮喪し又清正の咸鏡道より來りて背後を脅かさんことを恐れて平壤に退きこれより又和議を主とす
此に於て初めに明が詭計の爲に提出せし和議は眞の媾和と變するに至れり

媾和の成立

始め秀吉の明を征せんとする宇喜多秀家を先發軍の將として發せしめ次いで自らも海を渡るの豫定なりしが戦闘の次第に進むや兵力の猶足らずして明を征定する

の難きを見有利の條約を締結して中途に兵を收むるの已むを得ざるを察し遂に沈維敬の請を納れて和を許すに至る條約案は七條より成る其重なる條項は左の如し

一朝鮮八道の中四道と並に京城とを還し四道を我國に收むること

一明と交通貿易を開くこと

一朝鮮の王子並に大臣質となりて我國に來ること

慶長五年明使沈維敬明の國書を持して來る秀吉伏見にありて明使を引見し僧承兌をして其書を読ましむるに朝鮮四道を割くの句なきのみならず爾平秀吉を封して日本國王となし賜ふに金印を以てすの句あり秀吉大に怒り書を取りて席に擲ちて曰く我れ王たらんとせば我れ自ら王たらん何ぞ明主を煩はさん且我れにして王たらば天朝を如何せんとするかど先づ媾和の衝に當りし小西行長を召して首を刎ねんとせしも諸將救解せしを以て之を止め明使を追ひ返し尋いで加藤清正等の西國の諸侯に命じて再征の準備をなさしめ行長は功を立て自ら償はしむ

媾和は實に兒戯に等しかりしものなり何が故に媾和の終局を見ざる休戦中に當りて秀吉は我京城の守兵を撤したりしか其兵を撤することの速かなりしにつきては又種々の事情ありしなり其一を海軍の不振とす陸軍は連戦連勝して一瀉千里の勢

を以て進みしと雖も、海軍は朝鮮全羅の水師李舜臣の爲に沮まれて意の如くならず唐項浦の海戦には來島通之其船を焼かれて如何ともする能はず、島に上り腹を屠りて死し、見乃梁の戦には脇坂安治等殆ど敵船に圍まれて殆ど危く、加藤嘉明、九鬼嘉隆等これを救ひしも又敗れて退き、安治の兵二百人は船を焼かれて還るを得ず、島に上りて僅に海藻によりて飢を支ぎ十餘日を経て還りしものあり、此の如くして海軍は僅に對馬海峡の連絡を維持せしに止まるのみ、

其二は糧食の乏欠なり、其三は朝鮮所々に土寇の蜂起せるなり、其四は朝鮮に於ける疫病の流行なり、第五は諸將の不和なり、これ等は撤兵を速かにせしめたるものにして、就中海軍の不振は陸上諸軍の連絡に大兵を要し、三十萬にして猶兵員の不足を來し、糧食の運搬其他にも少からざる影響を與へたるものなり、

征韓第二役

慶長二年正月、清正諸軍に先立ちて朝鮮に入り、諸軍次いで進む、兵凡そ十三萬、小早川秀秋總將たり、征韓第二役は、彼れが水師に明の水師加はり來りて益優勢となり、陸にても明の大軍入り來りて、防禦準備充分となりたるを以て、成效は始めの如くは、かばかりからず、海を渡つて、彼地に入るも、明軍衆多にして、加藤清正は、一度蔚山に圍まれ

島津義弘は、一度泗川新寨に退却するの止を得ざるに至る、然れども我軍の兵氣は、旺盛にして、勝利は何處迄も勝利なり、

蔚山の役

明軍相告げて曰く、日本の將加藤清正最も勇敢なり、これを討たば他は悉く退き去らんと、此に於て明軍銳を盡して皆清正に集まる、清正蔚山に據りて固守し、茶や紙を食ふに至るも退かず、黒田長政等之を救ひて進撃するや、清正又城門を開いて突出し、夾撃して大に之を破る、我軍追撃し、伏屍野に盈つ、四五里の間兵器等散亂して捕獲するもの、又無數、明の死傷凡そ二萬、

島津義弘

明軍蔚山に敗れしも又大舉して、義弘の新寨に迫り、衆十萬と號す、義弘兵一萬餘に過ぎざるも奮闘して大に之を破り、斬首三萬八千七百餘、征韓以來未曾有の大捷利なり、彼れ畏れて又和を請はむとす、此の如きは秀吉死去前に於ける彼我の形勢なりき、

秀吉死す

天秀吉に假すに二三年を以てせば、其成功必見るべきものありしならむも、天は遂に空前の英雄をして空前の事業をなさしむるを許さず、空しく雄志を齎らして遠逝せ

しむるに至りぬ、秀吉の將に死せむとするや、遺言して曰く、却すくも吾が十萬の士をして異域の鬼とならしむるなかれと、又曰く、我死せば姑く喪を秘し、長政三成速に筑紫に赴き、在韓諸軍を撤回せしめ、若し事容易ならざれば、家康利家謀慮を廻らし給ふべしと、諸將秀吉の計を得て、歸途に就くや、明韓の水師は其歸路を絶たむとし、攻撃急なり、島津義弘海上に戦つて、李舜臣を殺してより、彼又追撃せず、

備考

秀吉の南方經營

呂宋は當時イスパニアに屬せり、原田孫七郎は屢々往來せしを以て、豊太閤に畧取すべきを勧めしかば、豊太閤は書を呂宋の太守に送り、朝貢を促がし、又臺灣(當時高砂と云へり)にも同様の書を送れり、呂宋の太守は在留邦人の勇敢にして侮るべからざるを見て、事端を啓くを得策にあらずとし、一たび使を送りて、方物を献じ、傍ら我國情を探らしめしことあり、臺灣は當時閩人も來り支那人も入り込みて統一するものなき時なりしかば、返書をも送らず、然れども征韓の事方に急なりしかば、秀吉も遂に南方に力を用ふるに及ばずして已めり、

秀吉琉球に來り服すべきを命ず

秀吉又書を琉球に送りて、其來降を促がす、其書中に云へるあり、曰く、域中悉く一統し、之に次ぐに三韓異域塞を歎し來り享す、今や大明國を征せんと欲す云々、來春九州肥前に營すべし、時日を移さず、降幡を偃せて來服すべし、若し匍匐膝行遲延に於ては速に征伐を加ふ可きこと必せり、悔むなかれ、不宣と、此書疑ひなきにあらずと雖も、秀吉が琉球を服せしむるの意志ありしは事實なり、琉球は其書を得て直に明に報せり、

征韓準備

豊公の朝鮮を征せむとするは、已に小田原征伐以前よりにして、小田原征伐當時の如きも、西國の大名を使はぬようにせり、加藤清正(肥後北半分)と小西行長を肥後に封じ置きしが如き、征韓準備の一たり、

兵員等諸國への割當左の如し、

沿海諸國は、祿十萬石に付き大船二隻づゝ、

一、水手は、沿海の民、百戸毎に十八人づゝ、

一、兵員は、四國九州は、祿一萬石に付き六百人づゝ、

畿内は祿一萬石に付き四百人づゝ地方地方により差あり、東方に至るほど少し

出兵

文祿元年三月廿六日(黒田家記廿五日)秀吉自ら禁裡に參内し、天皇及上皇に拜謁し、奏して曰く、臣頃日兵を明朝鮮に遣はし、其地を平定して版圖に入れむことを奏せり、今日臣當に發すべし、天下の事、京師の事は秀次前年十二月關白となるあれば、叡慮を煩さざるように計らひ申すべしと、又伏見御香宮神功皇后を祭るに詣り、寶刀を献じ、陸路名護屋に至る。

清正と行長

太閤記等に清正行長交るゝ、先鋒を命せられし爲め、先鋒を争ひ爲めに隙を生ぜし由を載す、想像説なり、第一軍は行長、二軍は清正、三軍は長政と始めより定まり居れり、然れども、清正と行長とは始めより仲悪しかりしは事實にて、人物性格等よりも相合はざるなり、故に朝鮮にありて互に競争的なりしも事實にて、何れも功名を立つるに至りしなり、行長清正、長政三道より路を分つて進みたり。

朝鮮王に告ぐる書

朝鮮の使者二人來る、秀吉圖書を授けて曰く、思ふに人生百に満たず、安ぞ能く、斯

士に鬱々たらむ將に一起して明に入り、我朝の風俗を四百餘州に易へ、帝都の政化を億萬斯年に施さむとする、我が方寸の中にあり、貴國先驅して入朝せば、遠慮ありて近憂なからむか、後れ進む輩は許容あるべからずと、使者僧玄蘇(對馬宗氏の臣)曰く、此入朝の文字は特に貴國のみにあらし、即ち明を指すなりと。

征韓第一役

釜山より京城占領に至る、城塞のよきもの少きにあらず、地勢の險要なるもの少きにあらず、然れども朝鮮兵脆弱にして殆ど我敵にあらず、磐石を以て卵を壓するが如く、我軍の進む恰かも無人の地を行くが如し。

鬼將軍

清正咸鏡道に進み、王子兄弟の北走するを聞き、安城を經、鐵嶺の北に出で、日に行くこと數里、勢風雨の如し、急進して會寧府に至り、二王子及王李哈の妃を擒にす、清正禮を以て善く之を遇す、韓人其驍勇に畏れ、又具恩惠を仰ぐ、稱して鬼上官と云ふ、清正進んで兀良哈ウリヤハに入り、其一城を抜き、斬首九百餘、威を北方に示して凱旋す、路青州を過ぎ、松前の漁夫の漂流して青州にあるもの、後藤次郎に遇ひ、次郎を

以て嚮導となす、次郎云ふ、此地天氣澄晴の日遙に日本の富士山を見ると、清正即ち兜を脱し馬より下り、遙に富嶽を望み拜して去る、

已にして行長平壤に敗れ、明軍南進するや、明將等謀て曰く、秀吉の將皆京城に集まる、獨り加藤清正孤軍を以て威鏡にありて連絡音信の通するなし、虚喝して取るべしと、辯士をして清正に説かしめて曰く、倭故なくして朝鮮を攻む、大明皇帝大に怒りて大兵を發し、已に平壤を取り、國都を復し、宇喜多、小西を擒にし、水師を發して倭の本國に臨めり、足下猶威鏡を守るは誰れが爲めにするか、皇帝、足下の義、高きを聞き、特に使を發して之を告ぐ、足下の爲めに計るに速に韓の二王子を還し、國に就くに如かず、然らざれば、明軍四十萬直に此地に至るべく、足下の安危知るべからずと、清正曰く、清正國命を奉して戦ふを知るのみ、明の令を奉じて和するを聞かず、我軍頃日無事に苦しむ、威鏡の道險なり、貴國もし來る日に一萬ならば、四十日にして殲し、二萬ならば廿日にして之を殲し、西の方遼河を渡り、燕京に入りて後始めて和を議すべきのみと、辯士恐れ、歸る、

平壤戰

行長李如松の偽計に陥り、明の大軍平壤に近づくに至り、驚て初めて守備にか

ゝると雖も、明の大軍競ひ至り、(行長の兵一萬五千、明兵二十萬と號す)三面より城に迫り、大砲火矢を發して急攻し、先づ牡丹臺を奪ひ門を奪て入り、砲聲地に震ふ、數十里山岳皆動き、火箭空に布を織るが如く、烟氣天を蔽ひ、矢城中に入りて所々に火起る、我兵亦烟中より短兵接戦し、歩一步を争ふと雖も、明軍衆多にして如何ともする能はず、退いて風月樓を保す、會日暮れて明軍攻撃を止め、明朝を待つて平壤を陥れむとす、行長城兵を檢するに僅に五千、糧食亦乏しく、外援軍の望みなきを見て夜圍を衝いて出づ、明軍も前日の戦に死傷多きを以て又敢て追撃せず、

碧蹄館戰

李如松兵を率ゐて南進し、開城に至るも日本軍皆已に退き去るを以て、思へらく、日本の精銳皆平壤に盡く、存するものは老幼寡弱なりと、此に於て、大兵を開城に留め自ら兵二萬を率ゐて長驅し、碧蹄館に至る、文祿二年正月二十八日、明軍競ひ至る、我兵高きに登つて望めば、明兵已に近し、諸將各先鋒を争ふ、隆景曰く、勝敗の決、今日にあり、我老いたりと雖も、頗る思ふ所あり、今日の事請ふ我れに委せよと、隆景總軍を指揮し、大に戦て明軍を破る、此時如松の率ゆる所皆北方の兵にして銃砲なく、皆短劔鈍劣にして我日本刀の銳利當る者なきが如くならず、隆景等縱

横奮撃兵皆刀槍を揮て明軍を撃つ、明軍披靡して敢て其鋒に當るなく、如松馬より落ち、殆ど隆景の部將井上五郎兵衛の爲めに刺されんとせしが、部將代りて死闘し、如松僅に身を以て免がる、明軍大に潰れ河に墜ち溺死するもの無數、此役明軍溺死者の外戦死するものを合せて一萬餘、如松逃れて開城に入りしも、又清正が咸鏡より其背後に出でむことを恐れ、蒼皇として平壤に退く、如松此れより我軍の益侮るべからざるを知り、和議を唱ふ、

媾和の議

碧蹄館の大勝ありてより明は益我軍の侮るべからざるを知り、此に眞の媾和の議起るに至る、媾和の衝に當るものは彼れにありては同じく沈維敬にして、我れにありては小西行長なり、
維敬は本市井の無頼漢なり、行長は本泉州堺の薬商の子なり、維敬は詐僞を以てかため、行長は無學にして節操に欠く、此に於て古今未曾有の珍事を生ずるに至れり、

秀吉媾和の條件

一、和平誓約無相違者、天地縱雖盡、茲矣不可有違變也、然則迎大明皇

帝之賢女、可備日本之后妃事、

- 一、兩國年來依間隙、勘合近年及斷絶矣、此時改之、官船商船可有往來事、
- 一、大明日本通好不可有變更之旨、兩國朝權之大臣互可取誓紙事、
- 一、於朝鮮遣前驅追伐之矣、至今彌爲鎮國家安百姓、雖可遣良將、此條目件々於領納者不願朝鮮之逆意、對大明分八道以四道並國城、可還朝鮮國王、且又每年從朝鮮差三使、投木瓜之好也、餘蘊附與四人口實也、

- 一、四道者既返投之、然則朝鮮王子並大臣一兩員爲質、可有渡海事、
- 一、去年朝鮮王子二人前驅者生擒之、其人非凡、問不混和爲四人、度與沈遊擊可歸舊國事、

一、朝鮮國王之權臣累世不可有違却之旨、誓詞可書之、如此旨趣四人向大明唐使、縷々可陳說之者也、

文祿二年癸未六月廿八日

惟敬は明に向て秀吉入貢を欲し、日本玉に封せられんことを望むと云ふ、行長は入貢と稱するを避けて通商若くは通親と云ひ、封冊を解して太閤の明國王にな

ることゝせしが如し、而して明の朝廷に於て尤も難問題となりしは封冊朝貢の事にあり、明の大臣等は曰く、倭連戦連勝して封冊を望む、其意のある所測るべからず、思ふに封冊を受けて臣と稱し、本朝を油断せしめて大舉して燕京に入らむとするか、朝貢に至りては尤も許すべからず、或は朝貢と稱して江南の地を衝かむとするか、彼れは到底意を了すること能はざるなり、然れども、百方論争の末終に封冊を出すに至りしも、行長遂に沈維敬の術中に陥ることを知らざりしなり、或は中途にして知るも、今云ひ出せば却て太閤の怒りを招くと思ひて沈黙せしか、

封冊の至るや、行長太閤の怒りを招くを畏れ、密に僧承兌に囑して讀み様を變更せしめんとせしも、承兌聽かず、讀むで封冊爲日本國王の所に至り激怒を招くに至る、行長たる者其罪を辭すること能はざるなり、加之書中に朝鮮の四道を割くの文字なし、これ太閤の更に怒りし點なり、

休戦中早く撤兵せし原因

韓民所在に蜂起し、時に我屯營を襲ふ、故に所々に兵を駐在せしめざるべからず、又釜山より京城平壤との間の連絡をとる爲め五里或は十里に一營づゝを置か

ざるべからず、故に千俵の兵糧米釜山に着するや所々に費やされ、平壤に至る頃には十俵位となる、加ふるに所々に兵員を分配して韓民に備へざるべからざる爲め兵員不足にして平壤以北に進むこと能はず、海軍の來るを待つて力を併せて北進せむとするも、水師は全羅の李舜臣の爲めに拒がれて僅に對馬海峽の海上權を維持するに止まる、

媾和前已に糧食の欠乏と疾疫の流行とは終に京城の諸將をして兵をひき上げしめむとす、加藤光泰怒りて曰く、假令糧食盡くも國都は捨つべからず、食盡くれば寧ろ砂を食はむ、此地は守らざるべからずと、宇喜多秀家の聞かざるや、怒つて曰く、我れ常に卿を尊敬して中納言殿と云へり、若し此地を捨てむか、爾後中納言權兵衛と云はむと、已にして清正又咸鏡より行く、土寇を破りて來り會し、極めて京城を撤するの不可を云ふ、

其中に媾和成らむとして、先ツ休戦の一條件として、我邦と明と双方同時に韓地を引き上げることを、故に我れは一ト先づ兵を引き上げたるなり、此れ兎に角失敗の一なり、第二には沈維敬如き充分の資格なきものを談判の使者として取り合ひしことなり、

故に休戦は休戦に定まらずして、此間に於ても、太閤が國威を損するを怒つて晋州城を屠りしことあり、明兵が休戦條約に背きて久しく引き去らざるあり、而して、いよ／＼となりて國書を披見すれば、恰も狐にだまされたる如き始末となりたるなり、

教授上の注意

- 一、當時將士の意氣昂り衰弱せる朝鮮明等の能く拒ぐ能はざりしこと、及將士の勇敢にして且つ愛國の念に富みしことを知らしむ、
- 二、無名の師とか、秀吉の計畫が粗なりしとか云ふが如き小理屈を並べざるをよしとす、朝鮮の如きは蒙古の嚮導として曾て我國に寇し、古來の交誼を忘れて支那に屬するが如きは誤れりと云ふべし、秀吉が全勝統一の餘威を以て古來の日韓關係に復し、明をして我王化に浴せしめんとせしは本より英雄の行事千載の下猶人意を壯にするものあり、
- 三、第一役にては朝鮮の軍政民政二つながら荒廢せしこと、我兵の向ふ所前なりしこと、戰鬪にては平壤役碧蹄館役が其主なるものなり、
- 四、媾和を速にせし原因等は高等科に譲りて尋常科にては略するもよし、

- 五、第二役は蔚山の城守と新寨の大捷とは特に注意すべき點にして、もし秀吉をして存せしめば、其結果や必見るべきものありしならんも中途に薨せしは惜むべきこと、獨り豊臣家の後をよくする能はざりしのみならず、我國の不幸なりしことを知らしむべし、
- 六、教授し終りて當時にありて空前の壯舉なりし之感を起す能はざる教授は無効なりと云ふべし、

挿繪の説明

秀吉の肖像

高野山蓮花院に藏せる者なり、裝束は東帯にて公事の正服なり、東帯を着する時は必冠を着け石帯を纏ひ笏をさる、上衣は袍にして袍の下に下裳シツガサキを着す、下裳は始め後を長くして袍の下に出し引きたるまゝに歩む、これを下裳の裾と云ふ、略して裾と云ふ、後には別に裾だけを製してつくるに至り、中古一尺許りなりしもの鎌倉時代より長くなり、秀吉當時にありては闊白は一丈二尺、大臣は一丈に至れり、前に垂れたるは平緒なり、色糸を以て種々の模様を出だせり、阿足を前に合せて坐するは正しき座方なり、白く見ゆるは表袴なり、此圖は秀吉晩年の圖なるも唯輪廓のみにてこれにては秀吉の風骨は顯はされず、其機慧にして氣宇八宏を呑むの概は見ることを得ず、然れども説明者は此圖によりて秀吉の人物を説きて更に其風采を想望せしむるをよしとす、東帯の説明の如きは第二なり、

秀吉朝鮮征伐軍の出發を望む

肥前名護屋に於ける秀吉本營の圖なり、國子を持ちて立てるは秀吉なり、兵船幾千艘、相叩み波を獻て途に朝鮮を指す、其壯圖を想像せしむるには最も好き材料なりとす、一髮の青山は豊後か、將た松浦郡の岬角か、

教具

現朝鮮地圖、朝鮮征伐地圖諸將の進路等を明にせる

加藤清正肖像或は清正朝鮮征伐の圖坊間にあるものにてよし

第十二章 關ヶ原役

應仁亂後の争戦は元龜、天正に至りて益劇烈の度を加へしと雖も、未だ關ヶ原の役の如く大なるものはあらず、其戰鬪の猛烈の度に於て、其諸將の卓絶せる點に於て、其全國の大勢に影響すること大なる點に於て、未だ關ヶ原役の如く大なるものあらず、蓋し關ヶ原役は應仁以來の幾多の大小戰鬪を集めたる結果、末の大戦なりしなり、其將には隆景と碧蹄館に明軍を震撼せしめたる黒田長政あり、清正と共に蔚山に城守したる淺野幸長あり、征韓第一、二役に總將たりし宇

喜多、秀家、小早川、秀秋あり、新寨に明人の膽を寒からしめたる、島津維新入道あり、而して之を總ふるに剛氣不撓の家康を以てす、其將は皆當代の名將にして、其兵は皆百戰練磨の勇卒なり、其戰鬪の劇烈を極めたる、佐むに足らず、而して徳川氏三百年の霸業はこゝに成り、七十餘年の戰亂はこゝに其終りを見たり、關ヶ原役は實に近古史終り、近世史將に始まらんとする、過渡の時代に於ける一大戰鬪にして、又一大時期を畫するものなり、

原因

慶長三年八月秀吉が六十三歳を一期として伏見桃山に薨するや、後嗣秀頼は僅に六歳なるを以て五大老以下力を協せて輔佐す、凡そ天下を統一せる大英雄の生存せる間は、それにて能く治まれるも、其死するや、諸將は互に相屈下するを屑しとせず、各威權を張らんとして、爲に争ひの起るは珍らしからざること、す、近くは信長の死後、柴田勝家、織田信孝の秀吉に當りしが、如く、又已むを得ざるものなり、而してかゝる事件は條約や辭令の如き机上の空文、空論にては到底治まるものにあらず、ピスマークの所謂鐵と血にあらざれば、到底解決を見る能はざるものなり、一面より之を見れば、此役は果して誰が天下を統治する貫目あるか、

と云ふ實力を決定したるものに外ならず、而して太閤死後最も勢力あり、人望ありしは、家康と利家にして利家の死せし後は、家康の勢のみ益強くなり來れり、利家は、太閤の死後一年許りに亡く

石田三成

五奉行中の才物として最も威勢を振ふる石田三成は早くも此形勢を見て、此儘にて進めば天下は到底徳川氏に歸するより外なし、必竟家康は秀頼公の爲によからざるものとして之を除かむことを企て、上杉景勝を説き、毛利輝元を説き、宇喜多秀家を説き、家康を圖らんとせり、

景勝會津に歸る

慶長五年の春の頃なりき、上杉景勝領國會津に在て、頻りに城壁を修復し、濠を浚へ、會津の口々へ通ふ道には、橋を架け、道路を修め、浪人を呼び寄せ、兵糧兵器を集める等の情報伏見に達せり、家康は大老の筆頭にして當時伏見桃山城内にありて大政を統べしを以て密に人をして探らしめしに、事實に相違なきを以て書をやりて、恣に城を修復する等のことは太閤の遺命に反くことを詰問し、且つ景勝に上洛すべきを命せり、景勝よりは城を修復したのは小さいから已むを得ず修築せしにて、上洛の事は、征韓

出兵の慰勞として三年の暇を受けしを以て上洛する必要なし、且つ御書面に依れば、余を以て反を謀るが如くに御認めあるが、必竟此れは讒人の仕業なるべし、先づ讒人を處罰せられぬ以上は、決して上洛せずと云ふ返事を送れり、併し此れも表面の返事にして、裡面にては尙も大阪のものに手紙を送つて成るべく、家康の耳に入るやうに家康の罪惡を數へぬ、即ち景勝は家康の命を受けぬと云ふ意を示し、何處迄も家康を怒らせて誘ひ出さむとしたり、景勝の謀臣に直江山城守兼續ありて、景勝に勸めて家康を誘ひ出さむとしたりと云ふ

家康東征せむとす

家康は果してかゝる策畧にかゝつて怒りたりしか、其は兎もあれ、彼れは大老の首席なり、如何にしても捨て置くわけには行かざるを以て終に親ら之を征伐せむと決心せり、中村一氏、生駒親正、堀尾吉晴、大老及び諸奉行の人々は、何れも之を諫めて曰く、公にして東下せらるれば、誰か又秀頼公を輔佐するものあらん、太閤が秀頼公を頼まれたる趣意にも反せん、景勝を征する他に人なしと云ふべからず、何ぞ必しも公を煩はさん、且つ景勝の反跡も明かならず、尙一度調べたる上にも未だ遅しとせざるなりと、家康聴かず、清正等も諫め、家康の臣下も諫めしも、家康は終に聴かざりき、彼れは太閤の死後誰れ一人統一するものなく、諸侯稍もすれば、相争はむとし、屢不穩の徴候あるを

見て、景勝を討ち、威力を天下に示して諸侯を統御せんとし、これによりて己れの威權を確定せんと決したるなり。

家康東下す

景勝の會津に據りて兵を擧げしは、獨力天下の大兵を受けて奮闘せんとしたりしに、よるか、但しは家康の虚に乗じて、關東を席卷せむと企てたりしか、家康の臣下も其必、大阪内部のものと謀を通せるを知れり、石田三成の近頃の擧動の怪しきをも知れり、又家康一たび足をあぐれば、大阪を敵の手中に委ぬるをも知れり、由りて家康を諫めたりしも、家康は聽かざりき、愈々出征するに決するや、更に兵を二分して大阪に備へむ事を勧めしも、家康は此れも聽かず、大兵を帥ゐて東に下ること、せり、彼は唯伏見城に精忠なる老將烏居元忠を頭として止め置きて東に下りしなりき、此に於て家康と親密なる諸將は従て東下し、黒田長政、岡忠興、福島正則等も家康と共に東下せり、清正は肥後の領地へ歸れり石田三成も、其子を従はしめんことを請ふて許しを得き、但し三成の請へるは本より本心にあらずして、只家康をして疑はしめざらんが爲めのみなりき、彼れは家康の東下を見て心中大に喜んで、我が術中に落ちたりとせり、彼れは已に景勝と東西相應じて之を狭撃せんことを謀りたればなり。

家康は之を知らざりしか

彼れは何故に兵を分つて三成等に備へざりしか、家康は充分に三成等の兵を擧ぐることは承知し居たり、併し彼等の兵を擧げて、關西の諸侯之に應じたる曉には到底一通りの兵力では抑えきれざる事をも知れり、彼れは兵を兩分し、三分して其力を弱くせんよりは、寧ろ全力を一つに集めて自ら之を帥ゆること、得策たることを知り、いよいよとなつたる曉には、關東と東海道を根據の地として、天下の諸侯を相手に争はんとするの決心なりき、故に其東海道を東に下りし時も、わざわざ鎌倉に立寄り、恰かも三成等の擧兵を待つもの、如き觀ありき、七月二日、江戸城に入り、七月二十四日に漸く下野の小山驛に至りて諸將の軍と會せり、小山より景勝の領地白河迄凡三十里、此時秀忠宇都宮にあり此日三成等西國諸侯の擧兵の報は來れり、三成秀頼を擁して兵を擧げ、西國の諸侯之に加擔し、伏見城の攻撃は今數日の中にあるとの鳥居元忠の書狀は小山驛に達せり。

家康西を先にす

三成が謀りしか、家康が謀られしか、家康報を得て餘り驚かず、軍議は一決せられて直に西方へ向ふことに決せられぬ、家康の兵を大阪より引拂ひしは、三成に擧兵を促したる如きものにて、兼て期したることなればなり、然れども家康の成敗はかゝつて此

一舉にあることなれば彼自身も亦慎重に考へざるを得ず前に景勝あり後に三成あり會津を先にするか西を先にするかは重要な問題なりき諸將を會して軍議は開かれぬ何れも會津は枝葉にして西方が主幹なるを以て全力を西に集めて勝敗を決するを得策とせり即ち三成等誅に伏せば會津は戦はずして降らんと云ふにありき家康即ち井伊直政等をして黒田長岡福島諸將と共に直に西に向はしむ宇都宮には庶長子秀康を留めて景勝に備ふ書を伊達政宗に送りて會津の後を圖り景勝を牽制すべきことを傳へ且つ持重して戦を避くべきを令し自らは江戸城に入れり

西軍の主謀者

西に於ては三成主謀者として兵を擧げぬ彼れは舊觀音寺の茶童より起りて今日の位置迄昇進し來りしもの疑もなく五奉行中唯一の才物なり彼は家康が豊臣家の爲めによからざるを見て諸侯の間を説いて之を除かむことを謀れるなり而して毛利輝元宇喜多秀家小西行長増田長盛等關西の諸侯は殆ど皆之に味方したり然るに不思議なるは豊臣家の爲めに兵を擧ぐるに太閤恩顧の武將が皆家康方になりしことなり若き時より世話に預りし加藤清正も福島正則も政所の親戚なる淺野幸長も其他黒田長政も長岡忠興も賤ヶ岳七本槍の加藤嘉明も何れも皆豊臣家とは離れられ

ぬ人なるに皆家康方に附きたる事なり此は果して何故なりしか彼等は家康に親しきと云ふより寧ろ三成が悪いと云ふ方なりき殊に福島正則黒田長政の如きは此度のことは秀頼公は幼少なれば御承知の筈なし必竟石田の奸計に成ることなれば必先锋を命せられたし何は兎もあれ石田めをたゞ殺すは此時なりと云へり
三成果して誠實なる豊臣家の忠臣たり柱石たる人なりしか三成は何故に此等摯實なる武將と甚しく相合はざりしか彼は餘程の才子なるに相違なかりしも果して誠實なる忠臣なりしか況んや柱石の臣とするに於ては餘程疑はしきものなり實に此等武將の間に信用の乏しかりしは三成の爲めに惜むべきことなり兎に角彼れは今西軍の主謀者として諸侯を説き太閤さへ時としては一步を措きしと云へる家康に對して鹿を中原に争はむとす其意氣や壯とすべし

東西兩軍

美濃より以西は大抵西軍にして尾張より東は大抵東軍なり天下の形勢は二つに分れぬ毛利輝元は大兵を擁して已に大阪城にあり石田三成等は伏見城を乗取つて兵を美濃の大垣迄進め岐阜の織田秀信信長の嫡孫幼名三法師も西軍に應じたり東軍の先锋は已に尾張の清洲に至れり進んで木曾川を渡らんか此に戦争は開始せられんとす

家康尙出でず

東軍の先鋒井伊直政、本多忠勝、福島正則、黒田長政等は清洲にあつて日に家康の來るを待つ、待てども待てども家康は來らず、漸くにして使は來れり、其傳言は「諸君先づ戦を開いて其二心なきを明にせよ、然らば戦、利なくとも直に出馬せむ」と云ふにあり、二心とは果して何事ぞ、諸將は驚けり、併し雄心勃々たる正則、長政等のことなれば何かは猶豫すべき、直に兵を進めて二日間に岐阜城を攻め落し、急に使を關東に立て、猶も兵を西に進めぬ。

西軍の主力は大垣城にあり

城の周圍は四面低地にして容易に寄り付くべし、もあらず、加ふるに征韓前役の總大將たりし浮田秀家、新寨に漢人の膽を寒からしめたる島津義弘を始めとし、行長、三成等の面々、其多くは征韓の役に八道を蹂躪し來れる猛將なり、今や五萬に近き兵を以て之に據れり、九月十四日、家康が赤阪東軍、平地大垣の北一里餘に着するや、東軍の氣焰は大に揚がり來れり、家康は直に大垣城の地勢を窺ひし、其の容易に落ちざるを見て、敵を誘つて平野に戦を決せしめむとし、即ち兵を分て城に備へ、自らは直に西して近江に入り、石田の根據佐和山城を衝かむとするの狀を示せり。

關ヶ原

美濃より近江に入る境に關ヶ原村あり、往古より京都より東國に出る要所にして曾て不破關も此邊に立てられたり、仰げば伊吹山高く北に聳へて、二條の大道は關ヶ原村より分れて其麓を横ざれり、一は北國街道にして一は中仙道なり、伊吹の餘脈は此街道を越えて偃々として近江の境を限りて伊勢に向へり、道の南に此餘脈の一ツ突き出づるものあるを南宮山とす、伊吹、南宮二山の間關ヶ原村附近、一帯の小原野は即ち關ヶ原なり、松尾山は其西、南の隅にあり西軍は屈強の地として此にてくひ留めむとせり、即ち夜に乗じて大垣城を退却することに決しぬ、島津義弘は家康の陣を探りて夜襲の策を立てしも三成聞かず、明日の捷は必然なりと信せり、時に美濃に集まれる東軍は十萬餘にして西軍は八萬六千、

西軍大垣城を引揚ぐ

西軍は急に令を傳へて、其夜の七時頃より順次に大垣城を立つて關ヶ原方面に退却せり、其夜闇さは闇し、雨さへ加はり西軍の難儀は名狀すべからざる程にして、山道の如きは全然河中を渡るが如し、家康が此報を聞きしは、其夜二時頃にして直に令を傳へて進發の準備を命ぜり、誰れか今日平野の戦に於て我に匹敵すべきものがあるぞ

は、此時家康が侍臣に語りし言葉なりけり、先鋒已に赤阪を發し、家康自から笠を戴き馬に跨りつゝ、莞爾として西を指せしは正に未明の頃なりき。

關ヶ原大決戦

明くれば慶長五年九月十五日なり、前夜來の雨は小止みになり來りしも、濛々たる濃霧は原頭を籠めて未だ全く散せず、兩軍次第に接近して相知らず、衝突は先づ浮田秀家の隊と正則の隊とより起れり、正則已に敵の近きにあるを知りて正に攻撃を始めむとす、一隊正則勢の横合より出て浮田の陣へ向つて戦を開けるものあり、これ即ち井伊直政が家康の第四子忠吉を奉じて、此日の先鞭を着けたるなり、正則此を見て急に軍を進めぬ、浮田の兵勇戦し、正則の兵爲に撃退せらるゝこと數町、正則怒り奮戦して漸く舊位置を回復す、黒田長政は此日必三成を獲て日頃の怨恨を晴さむとし、鷲地に三成の陣へ向つて兵を進めぬ、三成の勇將島勝猛、菱絨の具足に淺黄木綿の羽織着、大刀を横に士卒を指揮し、彈丸雨注の間を物ともせず、徐々と黒田隊に向つて進み來る、長政の兵稍動搖の色あり、細川忠興、加藤嘉明等も此日必三成を獲て甘心せむとし、等しく石田の隊へ兵を進めぬ、勝猛は終に黒田隊の彈丸のために重傷を負ひしも、勝猛と共に石田の猛將と呼ばれし蒲生郷舎は能く戦つて容易に屈する色なし、小西

隊も島津隊も各前面に敵を受けて、兩軍十四萬の健兒は潮の如く寄せては又かへし奮闘數時にわたりしも、勝敗何れにつくべしとも見ぬす。

小早川秀秋の反應

三成は戦機の熟するを見て、烽火を擧げて松尾山の小早川秀秋に向つて横合より進撃するの命を傳へ、遂に南宮山の毛利秀元、吉川廣家に通じて、家康の後方を撃退すべきを傳へしも、秀秋は動かす使者を遣はし、促がせしも尙動く色なし、南宮山の方も一向無効にして、西軍の計畫は齟齬し始めぬ、秀秋は戦以前に已に款を東軍に通じたるものにして、戦酣なる時側面より攻撃する筈なりき、家康も又戦機の熟するを見て、使をやり之れを促せしも一向に動く色なし、此時迄本多忠勝は南宮山の敵に備へたりしも、前面の戦益劇烈にして稍もすれば味方に退却の色あり、南宮山上の敵動かす又山を下るの様子なきを見て、(淺野幸長等の猶南宮山に備ふるあり)轉じて、側面より浮田隊を衝き、其大勢を挫折して小西島津に向へり、時已に正午に近くして、西軍の抗戦烈しく、勝敗未だ知るべからず、而して秀秋形勢を傍觀して猶未だ動かす、東軍は終に數度の催促終に効なきを見、部兵をして小早川隊に向つて射撃し始めぬ、以て其動靜をためさんとしたるなり、浮田の大勢已に挫け東

軍の射撃頻りなり、此に於て秀秋意を決して北に向ひ大谷吉隆の隊に向つて突撃し始めぬ。吉隆は始めより秀秋を疑ひ、わざ／＼松尾山下に向つて備へたるものなり。此を見て直に前面の敵を捨て、小早川隊に向ひ、小早川を撃退すること數町、秀秋怒り叱咤して自から吉隆の隊を衝く。吉隆戰死し、秀秋の兵勝に乗じて浮田の隊に向ふ。あはれ、松尾山の反撃は正に今日の運命を決せり。西軍はくづれ始めぬ。小西の隊先づくづれ、秀家の隊次でくづれぬ。石田の隊は蒲生郷舎之を指揮して尙支ね居たるも終に亦くづれぬ。秀家怒りて踏み留まりて自ら秀秋と死闘せむとせしも、部下に止められ、て西へ向つて落ち、三成も伊吹の方向へ向つて落ちぬ。

最後の奮闘者

小西浮田の隊くづれて敗卒、島津の隊に集まるや、義弘令して曰く、我隊を亂るものは味方と雖斬らむと、三成の軍もくづれて東軍皆島津の隊に集まる。義弘高きに上り遙に南宮山下の金扇馬標を指して曰く、今や全軍敗れて又如何ともすべからず。後に伊吹の險あり、前に東軍の充滿するあり、余も又老いて險を超ゆべからず。彼所の一隊正に内府なるべし、最後の思出に麾下を衝かむと、自ら馬を驅らむとせしも、老臣の諫めによりて敵中を突破して西南に向つて血路を開くに決し、馬標を折り、旗を巻き、全軍

を集めて一團として南へ向て落つ。福島、小早川、井伊の兵追撃益急なり。義弘死闘して正則の軍を破り、忠吉を傷け、直政を馬より墜落せしめて去る。島津の兵略死傷し、残るもの僅に八十餘人のみ。南宮山に陣せし毛利吉川の兵は始終戦はずして、其儘南に向つて落ちぬ。

戦後の家康

家康已に全勝を收む。諸將相慶し、勝鬨を揚ぐべきを云ふものあり。家康曰く、凶敵を殲すは初めより我方寸にあり、但し諸將の妻子は猶大阪にあり、最も憂ふべきなり。凱歌は方に大阪に入りて後に唱ふべきのみ。即ち小早川秀秋等をして三成の本城たる佐和山城を攻めしめてこれを陥れ、進んで草津に次す。朝廷勅使を遣はしてこれを勞し給ふ。

中仙道を下りし秀忠は信濃上田の城主眞田昌幸、幸村父子の爲に扼せられしも、期に後れんことを恐れ、兵を分て上田城に備へて西し、木曾を過ぎて妻籠に至りて、關ヶ原の捷報に接し、是れより急行して草津に至りて、家康の本軍に合す。家康其期に後れたるを怒りて見るを許さざりしも、諸將の陳疏するに及び始めてこれを見る。毛利輝元猶大阪城にあり、毛利秀元、立花宗茂等は輝元に勸めて城に據りて再び東軍を邀ふべ

きを勧めしも輝元應せず家康の將に至らんとするを聞て城を避けて木津の毛利邸に移る家康次いで大阪城に入る

諸國の争戦

此時に當り諸國皆東西に分れて相戦ひ上杉景勝は伊達最上等の兵と戦ひ前田利長は大聖寺城を陥れて進んで越前北莊を攻めんとし加藤清正は小西の領地を平定して薩摩に侵入せんとし黒田如水(孝高)は豊後の諸城を陥れて筑前に兵を出し關ヶ原戰が東軍の捷に歸するの報一たび傳はるや西軍の諸城皆降り天下悉く定まる

戦後の處置

戦後幾何もなく家康三成行長等を捕獲し斬つて三條大橋に梟し長東正家をして自殺せしめ増田長盛を流す毛利輝元は大阪城にありて盟主たりしを以て安藝備中備後因幡伯耆出雲隱岐石見の八洲(八十三萬石餘)を削り周防長門(三十六萬九千石)のみを領するを許す上杉景勝は降を請ふて西上して罪を謝し會津等の地(百二十萬石)を收められて米澤三十萬石の地に移され佐竹義宣も同じく西上謝罪し常陸五十四萬石を收められて秋田二十餘萬石に移さる長曾我部盛親は封を奪ふに止めて死を許され島津義弘は國に歸りて罪を謝し自ら櫻島に屏居して許され宇喜多秀家は行衛

不明なりしも後島津氏より薩摩に下りしことを告げ死を宥されて八丈島に流され真田昌幸父子は子信幸の東軍にあるが爲に其死を許され封を奪ふに止めらる徳川氏に應せし諸將は池田輝政前田利長福島正則黒田長政小早川秀秋以下の客將各封を加増せられ結城秀康井伊直政本多忠勝以下亦各差あり

家康征夷大將軍に拜せられ江戸幕府起る

關ヶ原役終るや天皇家康を征夷大將軍に拜せんとし給ひしが家康辭して受けず島津氏を征伐すべきを聲言せしも慶長七年四月島津忠恒(義弘の子)自ら東上して謝罪するに及びこれを許し翌八年に至り始めて征夷大將軍を拜す此に於て江戸の幕府は名實共に天下の政治を總攬する所となる足利氏の室町幕府亡びてよりこゝに至る三十年にして幕府再び起る而して豊臣氏は全く攝河泉の大諸侯たるに過ぎざるものとされり

備考

秀吉の薨去

慶長三年八月十八日伏見城に薨す年六十三阿彌陀ヶ峰に葬る後社を建て、これを祭る勅して豊國大明神の號を賜ふこれより先文祿四年七月關白秀次は淫

蕩にして失政多きに座して高野山に放たれ次いて死を賜はる、此時秀次の兒女妻女三十餘人を併せてこれを斬り、一所に埋め名けて畜生塚と云ふ、秀吉死する時子秀頼年僅に六才、次室淺井氏(淀君)の生む所なり、秀吉の死せんとする後事を患ひ、特に秀頼を家康及利家に托し、諸將に誓書を出さしめ、又遺言書を作りて五大老及秀忠利長に傳ふ、

秀吉の遺言書

太閤様被_レ成_二御願_一候内に被_二仰置_一候覺(摘要)

- 一年寄爲五人御算用聞候共相究候て内府大納言殿へ懸_二御目_一請取を取候而秀頼様被_レ成_二御成人_一御算用かた御尋之時右御兩人之請取を懸_二御目_一候へと被_レ成_二御意_一候事
- 一何たる儀も内府大納言殿へ得_二御意_一次第相究候へと被_レ成_二御意_一候事
- 一伏見には内府御座候て御職被_レ成_二御肝煎_一候へと御意候
- 一大阪は秀頼様被_レ成_二御座_一候間大納言殿御座候て惣廻御肝煎候へと被_レ成_二御意_一御城御番之儀は爲_二皆々_一相勤め候へと被_レ仰出_一候
- 右一書之通年寄衆其外御そばに御座候御女房衆連御間被_レ成_二候以上

諸侯誓書を秀吉に献ず

敬白天嗣靈社起請文前書之事

- 一奉_レ對_二秀頼様_一御奉行之儀太閤様御同前不_レ可_レ存_二疎略_一事付表裏討心毛頭存問敬候事

- 一御法度御置目之儀今迄如_レ被_二仰付_一、不_レ可_レ相替_二各相談之儀多分に可_二相付_一事
- 一公儀御爲存候上は諸傍置に對し私之遺恨は企不_レ可_レ及_二存分_一事
- 一傍置中不_レ可_レ立_二其徒黨_一候公事爲喧嘩口論之儀自然雖_レ有_レ之親子兄弟縁者親類知音奏者たりとも依怙最負を不_レ存、如_レ御法度_一可_レ致_二覺悟_一事
- 一御知行之儀秀頼御成人候上、爲_二御分別_一不_レ被_二仰付_一以前に不_レ寄_二誰御訴訟雖_レ有_レ之、一切不_レ可_二申次之條_一況手前之儀不_レ可_二申上_一候、縱被_レ下候とも拜領仕間敷候
- 一對_二御奉公衆_一誰々_レ讒言子細雖_レ有_レ之、同心不_レ可_レ申候、何時も直々申届可隨其候、自然不_レ相届_二儀承候_一は、無_二隔心_一可_レ令_二異見_一候、事に寄り同心無_レ之候とも遺恨には存問敷候
- 一公私共_二以_一隱密_一申問敷一切不_レ可_二他言_一事
- 一此方一類並家來之者共自然皆_二御法度_一不_レ相届_二輩有_レ之は無_二隔心_一被_二申問_一候は可_レ爲_二祝着_一候事
- 右條々私曲有_レ之は悉くも此靈社起請文御別をも可_二相蒙_一者也仍前書如_レ件

慶長三年八月五日 江戸内大臣家康花押

秀吉死後の家康

秀吉薨せんとするや、遺命して特に家康利家に秀頼を托し、小事は奉行相議してこれを決し、大事は大老之を決し、中老は居中調停の任に當らしめ、且つ特に家康に命じて伏見にありて政務を裁決せしめ、利家をして大阪にありて秀頼に後見たらしむ、秀吉の薨後二人の威望最も盛なり、家康が諸將を撫するにつとめ、婚嫁の事を周旋し秀吉の遺命を破りて願みざるや、流言旁午、在阪の諸將は利家を

擁して家康を詰り、在伏見の諸將は家康を助けて相闘はんとせしも、三中老中に入りて和解に力め、長岡忠興も亦周旋する所ありしかば、利家は家康を伏見に訪ひ、家康も亦利家を大阪に訪ふて親睦を修めしも、慶長五年三月利家薨するに及び家康の威望獨り益盛なり、

始め利家家康の相惡むや、石田三成等の中間にありて讒構する所ありしかば、利家死後は加藤清正、黒田長政、福島正則、長岡忠興等の諸將三成を惡むこと甚しく、究追して至る所にこれを殺さんとす、三成逃れて利家に依りしも、利家死して家康に投ず、清正、長政、正則等追ひ至りて家康に三成を出さんことを求む、家康これをなだめ、三成をして佐和山に屏居せしむ、

家康次いで大老奉行等の請により伏見城に移りて天下の大政を決す、是に於て天下の全權は家康に歸し、世人は稱して天下殿になられたりと云ふに至る、是に於て家康益諸將を慰撫して人心を收攬することにつとめ、或は島津忠恒の爲に昇殿を請ひ、後又細川忠興に六萬石を増し、其他諸將にも増す所あり、秀家輝元等は増封の太閤の遺命に背くを見てこれを喜ばず、七月秀家輝元以下征韓の諸將に七八ヶ月の歸休を許すに及びて、輝元秀家清正景勝等の諸將多く國に就き、表

は極めて平穩無事なるが如しと雖も、家康を除かんとする隠謀は此間に於て盡せられぬ、

三成は素より豊臣氏のため家康の甚だ利ならざるを思ふものなり、彼は秀吉死後諸將の相下るを屑しとせざるを利用して、曾て利家を擁して家康を除かんとし、利家の應せざるを以て止みしも、其計畫は毫も捨てず、密に西國の諸侯と謀りて家康を除かんとするの策を講じ、佐和山屏居中の如きも其衆目環視の外にあるを利として遙に秀家、景勝、輝元等と通じて益々舉兵の計畫を進む、此に至り景勝先づ會津にありて兵備を修め、以て家康を誘ふ、

景勝家康を逆撃せんぞす

家康の東下するや、上杉景勝は之を逆撃せんぞし、徹服して白河關附近の地を相し歸りて諸將を會して曰く、白河の南に革籠ヶ原あり、地廣くして大軍を誘致すべし、敵至らば伏を設けてこれを殲さん、軍若し利あらざれば上杉の兵悉く白河に死せんと、軍備を修めて待つ、常陸の佐竹義宣は從軍を請ひ、家康の鬼怒川を渡るを待て背後より之を討たんとす、

秀康を留めて景勝に備ふ

家康の軍を回すや庶長子結城秀康を留めて景勝に當らしむ。秀康強て西上に従はんことを請ふ。家康叱して曰く、汝景勝を少とするか。景勝は勁敵なり、慎んで戦を開くことなかれ。彼れもし鬼怒川を渡らば乃ち戦へど。

三成等舉兵の名義

豊太閤の遺命に背きて専恣なること多し。或は私に知行を増し或は私に人質を取り或は誓書を爲さしめ或は婚姻の媒介をなし或は清正等を煽動して徒黨を立て、或は成敗に私をなし景勝罪なきにこれを討たんとする等十三條を數ふ。

伏見城

家康の東下するや、鳥居元忠を以て伏見城に留守せしめ、豫め變あらんを察し兵を増置せんとす。元忠曰く、若し事なければ此兵も亦餘りあり、事あらんか、孤城援けなし、兵多しと雖も用ふるに所なし、東征の事重大なり、宜しく従へ去らるべしと。家康其決心の固きを見て又強いす、三成等の兵を擧ぐるや、元忠千八百人を以て城守し令して曰く、生命を惜むものは敵の圍み未だ合せざる中に去るべし。此孤城を以て天下の大軍に當る、成算あるべきにあらす、願ふ所は君恩の爲に屍を城頭に曝し、以て後世武士の鏡となるにありと。西軍兵四萬を以て來り迫るや、元

忠奮闘して敵を撃退すること十一回、八月朔日に至り城遂に陥り、天主閣樓櫓皆焼上し、元忠の將士殆ど皆戦死す。元忠の家士等自殺を勸むるものあり。元忠曰く、此戦素より死を期す名譽の爲にするにあらす、唯一刻も主君の禍難を遅くせんとするのみ、假令首を雜兵に渡すも耻とする所にあらずと、方ち令して曰く、一人たりとも多くを斬れよ、敵を見れば、刺せよと、自ら薙刀を取て出で健闘して、これに死す。城兵皆悉く城に死し、西軍三成方の死傷三千餘に及ぶ。

東西兩軍の兵力

參謀本部日本戦史に據る

東軍

上杉及佐竹に備へし兵

凡一萬八千

中山道を上りし兵(秀忠軍)

凡三萬八千

南宮山及大垣に備へし兵

二萬六千

關ヶ原に會戦したる兵

七萬四千

西軍

大垣城守兵

凡四千

關ヶ原に會戦すべき兵

凡八萬二千

計凡八萬六千

内 反應軍凡一萬 南宮山の軍凡二萬
實際東軍と會戦したる兵凡五萬二千

西軍の敗因

西軍は士氣一致せず進退一致せず主將を缺く

名望と位置より云へば毛利輝元主將たるべく而して大阪に滞りて出でず位置と兵數より云へば浮田秀家なり而して主將たるには少しく不足の點あり三成は帷幄の謀臣たるべくして主將の器にあらず兵事に長ずるの點より云へば義弘なれど兵數も僅にして全軍に主たるに足らず戰酣にして石田の隊尤も敵を受け防禦頗る苦み救を義弘に求むるや義弘曰く今日の事各持場々々を防ぐにありと三成自から赴き請ふも終に應せず南宮山上の毛利秀元の如きは戰酣なる頃屢々家康の後に由てむと欲せしも吉川廣家のために沮まれ終始戦はずして終れり而して廣家已に款を家康に通せり更に甚しきに至つては小早川秀秋の如きあり東軍の一致し主將其人を得るに比すれば敗形に備はれりと云ふべし

要項

原因 (一)太閤死後諸將各相屈するを屑しとせず(二)石田三成殊に家康を除かんとす

亂緒、景勝先づ兵を擧げて家康を誘ふ

戰況、空前の大戦

結果、徳川氏の實權定まる

教授上の注意

一家康は思慮周密にして常に根本に力を用ひ秀吉死後家康の威望益重きを加ふ三成が之を除かんとして却つて除かれ豊臣氏の爲めにせんとして却て豊臣氏を危くしたりしことを知らしめよ

二、石田三成の人物に付きては精忠なる清正正則等迄をして却つて家康を助くるに至らしめしことは人格に於て大欠點ありしによることを考察せしめよ
三、關ヶ原の地勢を説述すべし此役に關して特に家康の膽力と深慮と機敏とを知らしむべし

四、關ヶ原の戦争は天下分目の戦争なることを能く了解し得る様に語るべし獨り關ヶ原に會戦せる東西兩軍の諸將のみならず各地方にある諸大名の成敗

に大關係するものなることを知らしめざるべからず、

五、關ヶ原戦争の原因につきては三成が之を除かんとして諸侯を語らひ、景勝をして、東方に誘出せしめて、西國に於ける謀略を畫せしこと位に止めて、餘り精しく語らざるをよしとす、復雜なる恐れあれば、利家との關係も教科書本文にある位に止むべし、

六、家康の深謀遠慮なる三成に謀られて謀り其東征に兵を兩分せざること、景勝に備へて西を先にし、其機を見るや、其出師の迅速にして其舉動の果斷なる等を知らしめよ、

七、島津義弘の勇敢にして最後まで能く闘ひしことを知らしめよ、

八、小早川秀秋の反覆卑劣惡むべし、假令己むを得ずして西軍と行動を共にし、始めより心を東軍に寄せたるものなりと雖もかゝる際に於て裏切りする如きは武士のなすべきことにあらず、亂平ぎて後も世間の評判惡しく、後遂に發狂して死するに至りしは自らも良心の苛責に堪へざるものありしか、

九、兩軍成敗の因る所を見て鑑みどなすべし、東軍は士氣一致して家康之を統ぶ、西軍は士氣一致せず、主將を欠く甚しきは反覆して裏切りするものあり、

一〇、伏見城の鳥居元忠及上田の眞田父子の防禦等は時間上より説明するの餘地なかるべし、但高等科にては大略を語るをよしとす、

一一、中央戦のみならず、諸國争戦の大体を知らしむるの必要あり、關ヶ原役の關ヶ原役たる所以を益明瞭にすることを得べし、

一二、關ヶ原に於ける兩軍奮闘の状を活潑鮮明に印象せしむることは、必しも暗記せしむるに及ばずとも、前後の關係の印象をも益深からしむるものなり、

一三、關ヶ原役の原因結果(政治の中心伏見より江戸に移る)は後に大阪役を語るの伏線なり、

教具

關ヶ原役兩軍戦闘の圖、參謀本部の戦史に出づるものより

關ヶ原役東西の分屬圖、同上

家康三成以下關係諸將の肖像畫等、

第十三章 大阪役

大阪の舉兵は殆ど無謀の舉とも云ふべきものにして、當時關東の威勢強く、大阪は到底其敵にあらず、諸侯は皆當時の時勢の益豊臣氏に非なるを見、又一人の起つて之を助けんとするものなきが如きは、當時の諸侯が如何に此舉兵を視たりしかを見るに足るものなり。

唯一時忿憤の情に堪はず、遂に徳川氏の術中に陥りて兵を擧げたるは、誠に豊臣氏の滅亡を速ならしめたるものにして、甚だ惜むべきなり。

大阪役の原因、關ヶ原後豊臣徳川一氏の關係

秀吉の遺志は一時五大老に政治をまらしめ、秀頼成長の後は勿論秀頼をして政治を決せしめんとするにありき、故に其死するや、秀頼成長の時までは總てに遺制を守りて變更することなきを遺言し、諸侯には協心戮力して幼主を輔くべきことを遺言したりき、然れども石田三成等の企てたる關ヶ原大戦役の結果は、家康の勢威を増大せしめ、天下の生殺與奪の權を擧げて悉く其手中に歸せしむるに至れり。

假令慶長八年に征夷大將軍に任せられずと雖も、實際に於ては天下の主權者なり、家

康は己に五奉行たる三成正家を斬れり、大諸侯にして併かも五大老たる宇喜多の領地を奪へり、上杉景勝の領地を削つて之を移せり、天下の諸侯にして我に従はざりしものは或は之を殺し、或は其領地を削奪し、天下の諸侯にして我を助けしものは其功を賞し、其領を増せり、而して天下は皆家康が此の如く行ふを以て至當なりと考へたり、加之天下の諸侯は殆ど皆其二心なきを明にせん爲に妻子を質として、江戸に置くに至り、伏見江戸に参覲して殆ど君臣に等しき禮を取るに至れり。

而してこれ迄豊臣氏の老臣の如くに大阪に伏見に秀頼を輔けて政を執りし家康は八年二月を以て、朝廷より征夷大將軍に拜せられて名實共に天下の政權を掌握することとなり、而して征夷大將軍となると共に家康は此年十月に全く江戸に歸りて天下の大政をどるに至れり、此れより豊臣氏との關係は全く一變す。

初め關ヶ原の役後、家康は天下の諸侯の秩祿を増減し、一領地を移易すると共に豊臣氏の領を攝津河内和泉の内凡そ六十八萬石餘と定め、其傳片桐且元に一萬八千石を増して其政務を掌らしむることとし、殆ど一諸侯同様の扱ひをなすに至りしも、猶慶長六年七年八年には歳首の賀正の爲に大阪なる秀頼の許に來り、六年十月江戸に歸りし時の如きは、秀頼に届け出でたるほどなりしも、八年に征夷大將軍に拜せられて

よりは、全く此禮を廢して、實際に於ても、形式に於ても、秀頼を一諸侯或は一公卿の如くに遇するに至れり。
十年四月に家康は征夷大將軍を辭して、其子秀忠内大臣征夷大將軍となり、家康は駿府に退引して政を聽く。

徳川氏の豊臣氏に對する方針

此の如くして徳川氏の勢威は年を逐ひて益盛なるに従ひ、豊臣氏の威は次第に衰へ行くを免がる、能はざりき家康も將來徳川幕府の天下經綸上には豊臣氏を例外にするの甚だ不可なるを見時機を見て秀頼をも諸侯同様の列に置かんとし、慶長十年秀忠の征夷大將軍に拜せられし時には、之を機會として、秀頼を入京せしめて之を賀せしめんとし、十六年三月家康上洛の時には、秀頼を京師に召すに至れり。

豊臣氏の徳川氏に對する考

豊臣氏に於ては家康が舊殆ど豊臣氏の家臣の如くなりしを以て、甚しき世の變遷ありしにも關はらず、猶舊來の感情上徳川氏に膝を屈するを屑しとせず、十年秀忠の將軍たりし時も、秀頼の生母淀君は甚しき耻辱なりとして、秀頼をして賀せしむることを肯んせざりしかば、家康も強ゆる能はずして、其儘に終り、淀君の考にては、秀忠自ら

が大阪に來りて告ぐるに至當とする考へなり、十六年の時の如きも、淀君聽かざりしを、加藤清正淺野幸長等勸めて、漸く秀頼を入京せしめて、家康に面せしむることゝしたり。

慶長十九年には、秀頼已に長じたり、二十三歳、大阪の臣下中には、秀頼成長の後、は政權の當然、豊臣氏に歸るべしとの舊夢を思ふて、機あらば回復の舉を企てんことを思ふもの多きのみならず、淀君は女性にて世間の事に暗ければ、唯其周圍を圍繞する嬖臣奥女中等の言葉を聞いて、政權回復の舉の必しも成し難きにあらざるを信せり。

鐘銘事件

慶長十九年、秀頼京都東山方廣寺の鐘を鑄る、寺は天正十四年秀吉の創建する所にし、其本尊釋迦佛は半身像にして、高さ十六丈、當時東山大佛殿の稱ありしが、慶長元年七月の大地震に堂崩れ、佛像破摧せしを以て、再び大佛を再建に及び、更に其大鐘を鑄たりしなり、片桐且元奉行たり、此年八月三日、大佛の開眼供養を行はんとし、當日には仁和寺宮覺深法親王を大導師とし、關白以下諸有司を請することゝし、施主秀頼は當日に京師に上りて親ら之を慶することゝなりしかば、天台眞言の僧侶の京師に集まる者各五百人、供養餅六百石、酒三千樽を積み、遠近の士民來り集まるもの數を知らず。

然るに其數日前(七月廿九日)家康の命を以て突然之が停止を命ずるに至れり、是れ即ち大阪役の近因なり、

何故に差し留めたるか

家康は其鐘銘に國家安康の句あるを見て、己の名をきれるとして怒れるなり、奉行且元は所司代勝重より停止の命を聞き、大に驚きて、曰く、鐘銘は南禪寺の僧清韓の撰ぶ所にして、素より秀頼公の知る所にあらず、今や期已に迫り、關白以下を請待する等百般の準備已に成れり、俄に止むること難し、願はくは、先づ供養を行ひて、銘文は其後銷棄し、不敬の罪は某奉行たることなれば、萬死を以て謝し奉らむ、責任は某一人にあり、秀頼の知り給ふ所にあらず、今俄に之を止めば、却て益々世間の騷擾を來さんと、然れども、勝重は供養を行へば、是れ已に宿志をなすなりとて聽かず、且元即ち書を裁し、使を駿府に遣はして之を辨す、家康聽かず、其中に期日は來るも、供養は行はれず、上下の噂を取りくくにして、人心漸く恟々たり、

且元即ち自ら東上して之を謝せんとし、僧清韓を携へて駿府に至る、家康怒りて且元を見ず、僧清韓に蟄居を命じ、本多正純をして且元に命を傳へしめて曰く、子の秀頼を見る子の如し、然るに秀頼は遺訓を忘れ、大佛供養に託して子を呪詛するのみならず

又密に諸浪士を集めて戦備をなすと聞く、鐘銘の如きは速に之を毀却して更に東西和親の事を取り計ふべしと、且元之を陳謝するや、家康再び本多正純をやりて命を傳へしめて曰く、鐘銘の事は汝の陳謝によりて之を許すも、但し大阪の浪士を集めて戦備をなすが如きは許すべからず、子の存生中にして已に此の如し、百年の後憂ふべきなり、汝は恩に背き不義をなす如きものにあらず、宜しく東西和親の道を立て、以て秀頼公を保全すべし、必兩全の妙策あらんと、且元謝して曰く、此計は不肖の及ぶ所に候はず、願くは教を受けて周旋仕るべしと、正純曰く、此れ足下の計らふべき所なりと、遂に家康が望む所の要件を語らず、唯正純一己の考として且元に告げて曰く、秀頼公大坂を去りて他意なきを明にせらるれば、其以上は大御所も望まれざるべしと、且元曰く、是れ大事なり、不肖等の能く計らふべきにあらず、歸りて君命を得て後報すべしと、且元の東下するや、淀君又事の成行を憂ひて、侍女(大藏卿正榮尼)二人を駿府に遣はして之を謝せしむ、二女鐘銘の事を謝せんとし、途上其言を暗誦して駿府に至りしも、家康は秀頼に少しも疎意なきを述べ、我信切を盡すに、姦臣等秀頼に勸めて兵を集めて戦備をなすは甚た心得ざることなれば、汝等歸りて他志なきを明にする様、淀殿に申せとて、又一言も鐘銘の事に及ばず、二女大に悦びて歸途に就く、

且元は病氣により、少しく遅れたりしも、遂に家康に面することを得ずして歸途に就き、近江の土山に至る。二女且元を宿所に訪ひ、且元に今後の意見を問ふ。且元曰く、大御所の言は謎の如く、諸婦の聞かれし如し、思ふに關東の意は大阪を移封せんとするにあり。あるものゝ如きも、大阪を去るが如きは下策なり、暫く屈從して、秀頼公東下して諸大名と同居く、江戸に居住せらるゝは中策なり、或は將軍の御臺所の姉なりと云ふを以て、淀殿江戸に下り給ふは上策なりと、二女聞きて思へらく、大御所の言は懇切なるに獨り且元の云ふ所怪むべし、或は淀君を江戸に送りて己の功となさんとするにあり。やも知るべからず、油斷すべからず、即夜土山を發し、且元に先つて大阪に還り、淀君に告ぐるに、家康の語及び且元の云ふ所を以てし、且つ曰く、且元の如きは警戒せざるべからずと、淀君之を聞いて大に怒る。幾何もなく、且元還りて復命し、且三策を秀頼に上陳す。淀君之を聞き曰く、此れ重大事なり、自らも親しく聞くべければ、更に吉日を選んで登城すべしと。

大阪城中益主戰論に傾く

城將大野治長は淀君の寵を専らにするものなり、家康の詰詐を怒り、諸將等と擧兵の議を立つ、城中之に傾くもの多し。此に至りて城内の議は益主戰論に傾く。淀君は且元の登城を待ち、先づ之を誅して兵を擧げんとす。且元密に之を聴き、疾と稱して登城せず。治長之を惡み、七隊長に命じて且元の邸を襲撃せしめんとするも、七隊長等は且元は精忠の士なり、今之を撃たば東軍直に至らむとて聽かず。治長等已むを得ず、遂に且元をして城を出で、茨木に退きて命を待たしむ。十月一日、且元士卒五百人を従へ、戒心して城を出で、茨木に退く。此に於て、城中の諸將は愈々擧兵に決し、秀頼の書を以て天下の諸侯及浪士を招く。真田幸村、後藤基次、毛利勝永、長曾我部盛親等、關ヶ原以後諸國に潜伏するもの皆出で、大阪に集まる。然れども諸侯は一人も應ずるものなし。治長等大に望を失ふ、即ち揚言して曰く、福島、加藤、黒田等皆太閤の恩を受けしもの、家康江戸を發せば皆起らんと。

教授上の注意

- 一、豊臣徳川二氏の關係は關ヶ原役後大に變じ來り、殊に慶長八年の家康征夷大將軍に拜せられし以後は全く統治者と被治者の如き關係に變化し來りしことを知らしめ置くこと重要なり。
- 二、時勢の變化に従ひ、兩氏の關係が殆ど顛倒するに至りしは、豊臣氏をして憤慨の念に堪わざらしめしものなりしと雖も、徳川氏が此の如く權勢を得るに至

りしは、關ヶ原役自然の結果にして、天皇陛下よりも征夷大將軍に拜せられしほごなれば當然と認むべきものなり、之を家康が、主家の主人の幼弱なるを利として竊奪したるものと見るべからず、此處を了知せしめ置かざれば、生徒の修身上よりの判断の上に迷を起さしむ、

三、大阪の役は關ヶ原役を去ること已に十五年、此間に加藤清正も、淺野長政も、幸長も相繼いで逝き、家康は年已に七十を超わしを以て、餘命幾何もなきを知り、存生中に大阪の始末をつけて、子孫長久の計をなさんとしたるものにして、鐘銘事件の如きは、唯其口實たるに過ぎず、要は必豊臣氏も諸侯と同列にして、強固なる統一を見んとするにありしなり、(惡しく云へば、豊臣氏を滅して徳川氏の安全を期せんとしたりしなり)

四、豊臣氏より云へば、又云ふべきことあり、要するに此戦争は何れも無理もなき戦争にて、何れにも同情を寄すべき戦なり、其結果より見て云へば、家康の豊臣氏に對する處置は、冷酷に過ぎ、猶他に穩かなるやり方はなかりしかと思はる、秀吉が織田信雄及秀信(三法師君)に對せし如くになせば、なされざりしにもあらずやと思はる、

五、豊臣氏より云へば、片桐且元の已に見るが如く、暫く時勢に従ひ、隱忍して時を待つか、或は諸侯と同列に立つて其祀りを存せんことに力めば、或は永く保つを得たりしならむかと思はるれど、當時の形勢は又此も不可能なるに似たり、何れにしても豊臣氏の立場は非常に困難なるものなりしなり、

六、此等は時勢の變遷とか、權力の消長上諸家の存亡興廢の如何を知らしむるものにして、歴史科が修身科と異なりて、別に歴史科其物の目的を有する所以なりとす、

七、女賢くて牛を賣り損ふと云ふ、淀君が種々の容喙は、豊臣氏の傾覆に影響をせし一なるを知らしめよ、片桐且元の遠慮と精忠も、亦苦しき位置に立つものなるを想像せしめよ、

大阪第一役

大阪城中の軍議

幸村議を建て、曰く、關東北國の兵大半未だ京師に至らず、宜しく急に兵を京師に出して之を拂ひ、宇治瀬多の要害に據りて、東西を兩分し、以て形勢を伺ふべし、然らば東方の消息は西に通せず、西方の消息は東に通せず、天下の人心是より動搖せん、是れ機

先を制し、勝を制するの術なりと、大野治長聽かず、曰く、古來宇治瀬田に拒ぎて勝ちし例なしと、大勢城守に決せんとするや、幸村又曰く、凡そ城守は他に援けあるの時になすべきことなり、今天下の諸侯悉く關東に應せり、若し天下を敵とせば、如何なる金城湯池ありと雖も守ること能はず、糧盡き力衰へ、遂に自滅を招くのみと、基次傍より幸村の議を賛して曰く、某二萬の兵を得ば、真田と共に宇治瀬多に向はむ、もし同時に木村、もしくは大野をして京師に向はしめば、必勝たむと、然れども、秀頼の近臣等、唯に城の固きを頼み、城守を可とするもの多く、遂に城守に決す。

大阪城

天正十一年秀吉柴田を亡ぼしてより、築城に従事したるものにして、壘壁の高さ二十間、濠は廣くして深く、外部は北に天満川(淀川)と帯び、東方は大和川及平野川の下流に中りて土地卑濕、沼澤相交はりて、容易に近づき易からず、西は横堀(今の東横堀)を限り船場の低地と海とを控へ、唯南方のみ安倍野一帶の小丘陵によりて連なり、唯空壕(今の空堀、清堀の地)を以て、之を限るのみ。

城守に決するや

城兵は所々に亂杭等を立て、淀川の水を堰きて西國の兵に備へ、東西は壕を掘り、

壁を増設して之に備へ、南は高さ一丈の石壁を築きて其上に鹿柴を列ね、十間毎に櫓を設け、又柵を壕中に樹て、防備を嚴にせり、城兵凡そ九萬人、號して十萬と稱し、相云つて曰く、此城に據り、此兵を有す、如何なる大軍來ると雖も、決して恐るゝに足らずと。

東軍の進軍と攻圍

十月一日、大阪舉兵の報至るや、家康命を天下の諸侯に傳へて大阪に會すべきを令し、十月十一日に駿府を發し、秀忠は十月廿三日に兵凡五萬を率ゐて江戸を發し、十一月初旬より戰開始まる、東軍の四方より進軍せるもの、諸小砦を陥れて、城兵を撃退し、十二月初旬には本防禦線(大阪城の外濠)に迫る、兵凡そ十九萬四千人。

前田利常の兵及び藤堂高虎の兵城に迫りしも、死傷多し、家康總攻撃の令を下せしも、其時期の熟せざるを見、再び之を延期せり。

媾和

家康は始めより城の容易に陥るゝこと能はざるを見、城中に書を贈りて屢媾和を勸め、又淀君の妹常光院(京極高次に嫁し夫死して尼となる)を城中に入れて、媾和を謀らしめ、又淀君をして専ら和議を唱へしめんとし、片桐且元より淀君の居る所を探らしめて、砲に巧みなるもの數十人を精選して、城中を砲撃せしむ、其彈九天守閣を碎折して、閣爲めに西に傾き

又千疊敷に命中せしかば、城中の婦女戦慄し、悲鳴を擧げて騒擾す。淀君急に治長等を召し、和議を秀頼に勧めしむ。秀頼聽かず。治長、淀君等交々秀頼に説く。秀頼猶聽かず。十月中旬に家康又常光院を城に送りて曰く、我の秀頼公に於ける素より子の如し、然るに秀頼の我を視る恰も仇の如し、是れ戦をなすに至れる所以なり。若し秀頼和をなすに意あらば、我に於て狭む所なしと。淀君又常光院より東軍攻城の準備已に成るを聞き、心益動き、速に和を成さんとし、治長及七隊長を召して議す。皆曰く、秀頼公大阪に居給ひ、封土舊の如く、又客兵の罪を問はず、諸士の俸祿を削奪せらるることなくんば、以て和すべしと。淀君遂に秀頼に勧め、和を諾せしむ。

媾和の條件

一 總て舊の如くし、徳川豊臣二氏益親密にすること。

媾和書の條項

- 一 今度籠城浪人已下不可有異議事
- 一 秀頼御知行如前人々不可有相違事
- 一 母儀在江戸之儀不可有之事
- 一 大阪開城有之者雖何國望次第可替進事

一 對秀頼御身上不可有表裏事

一 外濠を埋むるの件

これは唯媾和の時家康が口頭にて、今和議始りて二氏合和せば、總濠は無用なれば、我士卒をして之を填めしめて世人の疑を釋くべしと云ひたるを、城中にては輕々に之を承諾せしにて、殊に此語は常高院と淀君との間の話にて、淀君は唯和議の成るを非常に喜べる際なりしかば、又思慮を加へず、其儘に聽きたるなり。

秀頼淀君より出したる覺書

- 一 秀頼對御所自今已後不可有謀叛野心事
- 一 雖有種々中傷直伺御意可申付事
- 一 諸事可爲如前々事

教授上の注意

- 一 眞田幸村の建策並に城守の可否につきては、生徒をして果して何れがよきかを考察せしむべし。
- 二 大阪城の堅固なるは、當時海内第一と稱せられたることなれば、其防備の嚴にして、且つ要害を占めたることを想像し得る様に語ると共に、城の堅きを頼む

の可否をも考察せしむべし。

三 第一役の戦況に就きては中島、天満、船場、穰多崎、野田、福島等の小支戦は省略するをよしとす。

四 大阪城は三面は攻め難く、唯南方のみ弱點を有するを以て家康は主力を之に集中し、城兵も亦主力を之に注ぎて防禦に従事したるなり、第一役の本防禦線即ち城の外濠に於ける戦闘は、凡そ一ヶ月許りにして、東軍死傷多く、家康總攻撃を令しつゝも、其無効なるを見て、二度迄之を撤回するの已むを得ざるに至れり、城兵の恐るゝ所は、唯其攻城の具を備へて攻撃に移ることなり、天守閣傾斜の如きは少しも恐るゝに足らず、又自ら之を燒棄するも可なるものなり。

五 媾和は實に豊臣氏を滅ぼしたるものなりと雖も、此儘にして戦争を繼續するも、豊臣氏は終に釜中の魚たるを免がるゝ能はざるものなり、外に援なく、又天下動搖の兆なし、糧食の究乏と、土地の一步一步の短縮と、一人一人の死傷し減少するにより、遂に滅亡すべきものなり、唯運きか、早きかの問題なり、教授者は此觀察を心に持つて語るを必要とす。

六 家康の媾和は、其目的單に總濠を埋め、壘壁を毀つて後、之を陥れんとしたるに

て、成るべく兵を損すること少くして成功を求めんとせしにあり、西軍察せず、輕々しく其手に乗りしは、本より西軍の誤りなり。

七 淀君の直に主戦を唱へ、直に媾和を唱ふるが如きは、尤も定見なきを見る、生徒をして、無定見にして、感情の爲に動かさるゝ人は、事を誤ること多きものなることを知らしめよ。

八 中心に此の如く、淀君、治長等の無定見にして、考の動搖する者あるが爲に、真田、後藤の智謀勇敢ありと雖も、如何ともすること能はざるを知らしめよ。

九 之に反して、東軍は家康能く之を總べて、主義一貫し、部署整然として、少しも亂れず、士氣も亦振へるものあるを知らしめよ。

濠を埋め、壘を毀つ

誓約書の交換は、十二月二十一日、二十二日を以て終り、媾和成るや、家康は秀忠を留めて壘を毀ち、濠を埋むることを監督せしめて、自らは東に還る、秀忠は諸藩より數萬の兵を出さしめて、毀却にかゝり、遂に内城の濠をも埋め立つるに至りしかば、治長、本多正純に面して、之を詰るも、物頭等之を聞かずして、頻りに埋め、翌元和元年正月十九日に至り、濠を填め、壘を毀つこと、粗々成りしを以て、秀忠も東歸するに至れり、此間に治

長は正純が禁止も行はれざるを見て、自ら京都に至り、正純の父正信に面して之を詰りしかば、正信は之を諾し、正純の愚にして命令を誤るによるとし、大御所に訴へ、自らは疾に托して、癒ゆるを待つて出發すべしと云ふ。此間に正純は一面に役夫を督して、悉く濠を埋め畢る。次いで正信大御所の旨を受くると稱し、大阪に來り、伴り驚いて曰く、正純愚昧甚し、此の如きの事をなす、悔ゆとも及ぶことなし。もし改めて濠を掘らば、勞力又埋むるに十倍せむ。今や兩家の媾和已に成る。又兵を動かすの要なく、濠を要する。ことあるべからず。幸に之を許せど、城中始めて其詐謀を知りて憤ると雖も、又如何ともすべからず。此壘を毀ち、濠を埋めしことは、大阪城を亡ぼしたるものにして、第二役の如きは止むを得ず、出戰に決したるなり。

大阪第二役(夏の陣)

其原因

元和元年二月、媾和後一月ばかりなるに、已に大阪再舉の噂を取りくりにして、三月には京都の民騷擾し、大阪の城兵來りて京師に放火せんとすとて、醍醐、高雄等に難を避けんとするものあるに至る。大阪方は已に詭計を以て、總濠を埋めし、東軍の不信なるを憤りしが、戦後土地財貨乏しくして、戦功をも賞する能はざるを以て、新舊の將士皆

悦ばず、遂に秀頼に勸めて、再舉を謀るに至らしめぬ。此に於て秀頼は再び浪士の募集を命じ、濠を復し、柵を立て、壘を築きて、戦備を修む。四月四日、家康駿府を發し、秀忠は十日に江戸を發して西上し、一軍は大和路より河内に向ひ、一軍は直に河内に入りて、兩軍共に道明寺附近に會して、南方より城を攻むることに決す。大阪城には前役に召集せしもの、外浪士無頼の徒益集まり、其兵十五萬と號す。四月廿四日、家康は京都より再び常光院等を遣はして城に入らしめて曰く、城中の將士再び兵を集むるを以て此に至れり。然れども若し前論の如く郡山に移り、諸浪士を逐ひて、群疑を解かば、七年の中には大阪城を修理して、復歸せしめんと、秀頼答へず。是れより先、秀頼諸將を會して告げて曰く、先に家康の違約を惡み、兵を擧げたるに、城中の議區々にして分裂したるが爲に、遂に媾和をなすに至れり。家康にして故太閤の舊誼を思は、宜しく約を守るべきに、直に詭計を行ひて、我外郭を毀ち、濠を埋めしのみならず、又京師に兵を集めて、我に敵意ありと稱す。事此に至れば、又躊躇すべきにあらず。運を天に任せて決戦せんのみ、刀折れ、矢盡きなば、諸君と共に深く戦死せんのみ。諸將感奮すと雖も、城中の軍議は議論常に區々なるが上に、淀君又之に隊を容るゝを以て、遂に統一する所なし。

國分道明寺の戦

東軍の先鋒水野勝成、伊達政宗等は、大和路をとり、龜の瀬峠を経て國分より進む。是より先、大阪にては後藤基次、議を立て、曰く、城濠已に埋められて又防戦に適せず、宜しく東軍の先鋒を國分の地に扼して、之を撃破すべしと、真田幸村、木村重成等之を賛し、議決す。六日、基次兵を藤井寺に進めて、諸軍の來るを待ちしも、天將に明けんとして、軍至らず、爲に時機を失するを恐れ、部下の兵を提げて國府に向ひ、鬨聲を發して不意に東軍に迫り、東軍の一部を撃退せしも、水野、伊達等の諸隊相次いで進み、衆寡敵せず、三面より敵を受くるに及び、終に勝算なきを知り、左右に命じて、死を欲せざる者に退却すべきを命じ、決死の士を抜いて、東軍を突撃し、一二隊を破るも、東軍衆多にして、左右より益來り進み、其隊も爲に散せんとするや、基次自ら先頭に立つて、兵を收めんとし、遂に敵の飛丸に胸部を貫かれて斃る。東軍勝に乗じて進む。此時西軍の薄田隼人スズキ兼相等は、道明寺嶺にありて、後藤の敗兵等を收めて、東軍の追撃するを支え、奮闘甚だ力めし。遂に亂軍中に斃れ、西軍退いて、譽田の森に據る。西軍毛利勝永の藤井寺に達せし頃は、後藤薄田の兵已に敗れ、敗兵頻りに至れり、然れども幸村の約を守りて進まず、幾何もなく幸村等數千の兵を率ゐて至り、譽田の森苦戦の状を見るや、幸村自ら赴き援

ひて共に退却し、隊伍を整へて以て追撃に備ふ。伊達の軍之を望み、突撃して進むや、幸村急に其兵を伏せしめ、敵騎の至るを待ち槍を并べ、起つて其突進を遮り、奮闘せしかば、兩軍混戦となり、伊達の軍爲に死傷するもの多し。

八尾若江の戦

此日未明、東軍河内の先鋒藤堂高虎、伊井直孝等は、膽駒山下にありしも、遂に銃聲を道明寺の方向に聞き、膽駒山下に沿ふて軍を進めしが、西軍の八尾若江の間にあるを望み、兵を進めて之に向ふ。西軍長曾我部盛親は、八尾に至つて、東軍の來るを見、兵を長瀬川堤に配して之を待ち、撃つて藤堂左先頭の兵を破り、勝に乗じて追撃し、又其援軍を破りて、斬首二百餘に及べり。此日、元親及木村重成等は、東軍の主力の、屋田より道明寺の方向に向ふを聞て、之を側撃せんとして出でたるものなり。重成は若江に向ひ、井伊の軍の前進し來るを邀へ撃つて、奮闘甚だ力め、後隊先づ潰れ、全隊の過半次いで敗走するに至りしも、猶退くを肯んぜず、自から槍を取つて前進し、遂に西郡の堤上に戦死す。重成の左翼は、東軍榊原康勝に破られ、大敗して退く。長曾我部盛親は、若江の敗を見て、且つ戦ひ、且つ退く。東軍進んで平野を占領す。こゝに於て幸村勝永等の軍は爲に後路を斷たるゝに至りしも、藤堂高虎の兵死傷多きを以て、東軍遂に平野に放火して退

く、幸村は退却の後、勝永の手をとりて、後藤薄田の死を救ふ能はざるを遺憾とし、此に死するも益なきを以て、勝永と共に明日秀頼公の馬前に戦死すべきを語り、自ら殿して退く、東軍伊達の隊死傷多きを以て、又敢て追撃せず、幸村大言して曰く、東軍百萬と稱するも、一人の追撃するものなし、此れ男兒なきなりと。

天王寺岡山の戦

七口家康、秀忠進んで平野に至り、東軍益進む、西軍は天王寺口岡山に兵を配して之に備ふ、幸村は茶磨山に陣し、毛利勝永は天王寺の南門に陣し、其他諸將は其間に備へ、大野治長の軍は天王寺の東北にあり、大野治房は岡山口の東軍に當らんが爲に、小橋に陣し、其他西軍諸將此方面に備ふるものも又多し、七日朝、大野治長等茶磨山に至り、軍議するや、幸村曰く、天王寺附近を戰場と定め、城中の諸將皆出でて之に備へ、東軍を誘致し、別に一軍を派して南方より迂回せしめ、正面の戦闘酣なる時に側撃せしめて、戦を決すべしと、諸將此議に従ふ、即ち明石守重をして、精兵三百を率ゐて、南方に出で、側撃せしむること、し、兵を整へて待つ、此日、秀頼も自ら櫻門に出で、旗を立て、麾下の諸將士門外に備ふ。

東軍は岡山口、天王寺口の両面より寄せしが、東軍の先鋒本多忠朝先づ西軍の毛利勝

永の隊と衝突し、戦闘は先づ天王寺の南方より開け始めぬ、毛利勝永は兵を二分して東軍の諸隊を撃退し、本多の軍死傷するもの多し、忠朝奮闘し、二十餘創を被りて、躓き僵れ、遂に西軍に殺され、其の兵概ね之れに死す、忠朝の墓は一心寺にあり、東軍越前の松平忠直は嘗て家康の不興を被むりしを憤り、此日死を決して前進し、遂に赤旗の茶磨山に翻るを望み、必幸村を撃つて勝敗を決せんとし、一萬餘を率ゐて茶磨山に向ふ、東軍の諸隊次第に前進し、戦闘益々激烈となる、幸村は越前兵の突入し來るを見、兵を指揮して之に向ふ、越前兵奮戦し、喊聲天地を動かす、勝永は已に本多の隊を破りて、益東軍を撃破し、西軍諸將皆奮闘せしかば、東軍稍動搖の色あり、幸村東軍の整はざるを見て、之れに乗せしかば、越前兵力戦すと雖も、殆ど支なざらんとす、家康の麾下前進して之を援け、戦死するもの多し、此日東軍の諸將先を争ふて、挺進せしを以て、後方の備へ、未だ完からず、家康は一時路傍に立つて、傍に騎士小栗正忠一人のみなりし時もあり、越前兵遂に前進して、茶磨山を奪つて、真田の軍を走らす、幸村猛戦し、自ら槍を揮つて、縦横馳突し、敵を崩すこと、數回退いて、安居天神に憩ひ、越前の士西尾某に首を授く、岡山口は大野治房等奮闘し、西軍一時東軍を撃破し、東軍の一部は崩れて、西軍秀忠の麾下に迫り、秀忠自ら槍を取りて、前進せんとするに至りしは、ごなりしも、井伊前田

等の軍苦闘し遂に西軍を破りて前進す、両面の軍已に破る、此に於て東軍は潮の寄する如く大舉して城に向つて追撃す、毛利勝永等殿戦して退く、明石守重側面より不意を衝かんとし、及ばず西軍の已に敗るを見西方より側撃して、越前兵を崩して退く、

大阪落城

西軍大敗して、殘兵城中に退却するや、會々臺所頭大隅某密に東軍に通じて、火を厨屋に放つ、火延いて天主閣に及び、烟焰天を蔽ふ、東軍之を見て競ひ進み、外濠を越へて所々に放火す、城中驚擾して又防備を指揮するものなく、西軍益潰亂して散亂し、午後五時二の丸亦陥る、此夜秀頼等は猶本丸蘆田郭にありしも、翌八日朝に至り、井伊安藤の兵頻に閑聲を發して發銃するに至り、遂に火を放つて自殺し、淀君も自殺し、大野治長、毛利勝永等三十餘人皆之に殉す、蓋世の英雄秀吉が經營せる天下の堅城は、僅に三日にして陥りぬ、これより徳川氏の基礎益堅し、

教授上の注意

一、大阪第二役は出戦なれば、前役よりも一層死傷者多く、戦も又劇しかりし状を知らしむべし、此壯烈の感なくんば、此役の全体が活氣を失ひ、原因の問答も計

畫の良否も、凡て皆死物に近きものとなる、

二、第二役の勝敗は、已に第一役講和の濠を埋め壘を毀ちし時に定まり居りしものなることを想像せしめよ、

三、何故に此の如く僅に三日にして亡びたるか、何が故に豊臣氏の祀を存すること能はざりしか等は、此に至りて生徒と問答して其原因を究め訓戒に資すべきものとす、

挿繪の説明

大阪夏の役の圖

天王寺岡山口已に破れて東軍勢に乗じて潮の如く、城門外に推し寄せたる圖なり、城門は玉造口か谷町口か、但しは大手門か不明なれども、濠の様子等より推せば現今の城門大手門にはあらざるが如し、先づ三ノ丸の城門として説くをよしとす、乃ち今の空堀町の邊城兵の一人が負傷兵を預んで退却せんとするの状を見よ、東軍の歩調を描へ、槍先を描へて進撃し來れるに對して、城兵の防禦の位置に立て踏み答へんとするの状を見よ、城兵の敗形已に備はるの状を観察せしめよ、上衣を脱するもの、兜を被らざるもの等あるを見せしめよ、夏の戦なれば裸体にて刀を揮ふものもありしなり、源平當時と比して甲冑の袖も草摺も小さくなり來りたるは、戰國時代に入りて戰闘が劇烈となりて、弓矢の闘よりも刀槍の切合が多くなりたるを、戦術の傳來ありてより甲冑が用をなさざるに至りしとによる、

教具

大阪城の圖大阪冬の陣並に夏の陣兩軍配備の圖

第十四章 徳川家康

家康曾て今川氏に質たり一日阿倍河原に石打を見る一方は少数にして一方は多数なり人多く多数なるものに附く家康従者に命じて少数者を助けしめて曰く少数なるものは心を一にして力を協す必勝たんと後果して勝つ従者其先見の明あるに服すこれ彼れが大敵を恐れざる不屈の精神の早く發露したるものなり

一致して事に當る堅きも摧げざるはなし最爾たる岡崎の一小諸侯より起りて關東に雄視し遂に天下を握るに至る其成功の跡を見るに團結極めて強固にして精悍なる三河武士を一團とし中心として天下を横行したるものにして其堅忍にして屈伸極めて自在なるは幼少より辛酸艱苦を嘗め來りしに由るものなり能く信長に仕へ能く秀吉に仕へ堅忍して時を待て遂に能く大成するに至りしは家康の家康たる所以なりとす

家康三河の一小諸侯より起る

徳川氏は新田氏の後と稱す代々三河の豪族として岡崎地方を領せしが家康幼少なる頃には隣國なる織田及今川二氏の壓迫する所となり勢微々として甚だ振はず家康は幼より今川氏の許に質として送られんとせしも途中織田方の爲に捕へられて尾張に送られ質となること數年後信長の兄信廣の三河に圍まれしものと交換せられて國に還るを許されしも幾何もなく又今川氏の許に送られ父廣忠死して國に歸る義元の尾張を犯して桶狭間に入らんとするや家康年十八にして先鋒たり進んで大高城にあり義元戦死の報軍中に傳はるや家康曰く軍中訛言多し狼狽すべからず先づ眞偽を正すべしと義元の死明なるや曰く今兵を退くれば暗中敵に乗せられんと月出づるを待つて兵を還す其深沈にして用意周到なる常に此の如きものありき義元死して子氏眞繼くも氏眞暗愚にして諸將服せず今川氏の頼むに足らざるを知るや會々信長が使を送りて尾張に屬すべきを勸むるに及び遂に意を決して信長に屬し次第に東三河を併呑して遠江を蠶食す此時に方つて武田信玄は北方より駿河を侵略して氏眞を逐ひ益地を擴めて東より遠江を蠶食す始め家康信玄と大井川を以て境となすを約せしも信玄の兵力強く遂に大井川を越わて其以西に及ぶや家康

約に違ふを詰る、信玄聽かず、家康、是れより、武田氏を敵とす、

家康と武田氏

武田氏の兵は是れより屢遠江三河に出沒し、元龜三年には大に家康の軍を三方ヶ原に破り、家康大敗して濱松城に入りしも、策の出づるなく、城門を開放し、死を決して、これを待ちしこともありき、家康の信玄に對する常に防禦の位置に立つて、屢信玄のために苦しめらるゝ此の如きものあるを免るゝ能はざりき、然れども家康の英毅なる精神と戦術とは益かゝる間に鍛はれ遂に家康をして大成せしむるに至らしめしは、此間に於ける艱苦に堪へたるもの與かりて力ありしによらずんばあらず、

天正三年、信玄東三河を略せんとして病を得て還り、中途に病死するや、勝頼其後を承け、勇を頼んで屢遠江三河に兵を出すも、家康猶重きを持して常にこれと交戦するを避くるが如き傾きありき、勝頼意益驕る、此時に方りて信長已に略近畿地方を平けしを以て勝頼か三河に入りて長篠城を圍むを聞くや、自ら兵を率ゐて來り援ひ、家康と兵を合して長篠城を救ふ、勝頼の老臣宿將等共に戦ふを不可とし、一たび引いて國に還るべきを云ふも、勝頼聽かず、兵を進めて大に長篠實は長篠の南設樂ヶ原の戦なり、に戦ふ、家康曰く、今日の戦は我は主にして尾張は客なり、一步も後れを取るべからず、

と兵を勵まして奮闘し、大に勝頼の軍を破る、馬場信春等甲斐の宿將老臣多くこれに死し、これより武田氏の勢大に挫折す、尋いで信長の自ら甲斐を征せんとするや、家康又信濃より甲斐に向ひて力を協せて遂に武田氏を滅す、信長因りて家康多年の功を賞して駿河を與ふ、

信長死後の家康

本能寺の變あるや、家康、甲斐、信濃の亂るゝに乘じて兵を入れてこれを鎮定して、其地を併せ、次いで秀吉の信雄と隙を生ずるや、信雄を助けて尾張に兵を出して、共に小牧山に陣し、以て秀吉の大軍に當る、此役、秀吉、木曾川を背にして、犬山に陣せしも、相對持して勝敗暫らく決せず、秀吉の部將池田信輝曰く、家康銳を盡して、小牧山に來れり、思ふに三河空虚ならん、これを攻むれば家康戦はずして退かん、因て以て乘すべきなりと、仍て兵を率ゐて犬山を出で、兵を潜めて三河に向ふ、家康驟してこれを知り、自ら兵を率ゐて信輝の不意に出で、大にこれを長久手に破り、信輝を斬る、秀吉長久手の敗を聞き、自ら大軍を率ゐて馳せ至りしも、家康已に兵を收めて去れり、秀吉其緩急宜しきを得たるを嘆稱して、又兵を還す、これより秀吉は猶家康と對陣せしも、其容易に屈すべからざるを知り、且變を生せんことを慮りて、遂に信雄と和して、兵を收む、小牧の

對陣より家康の武名大に顯はれ秀吉も亦頗るこれを重んじ遂に其妹を家康に嫁せしめ以て家康を上洛せしむるに至れり世に小牧役を嚴島山崎の両役と並び稱して當時に於ける三大義戰となす

秀吉配下の家康

秀吉の北條氏を攻むるや家康軍に従つて功あり軍平ぎて秀吉は家康を北條氏の舊領に移し封じ勸めて江戸に居らしむ此に於て家康は伊豆相模武藏上野上總下總の六國の地凡そ二百五十萬石を領することとなり江戸城を修めてこれに移る江戸城はもと扇谷上杉の臣太田道灌持資の古河公方に備へんがために築きし所にして廣野の一隅に僻在し規模頗る狭小なりしも家康に至り大いに之を擴張し市街を設くるに至りしかば城下次第に繁榮に赴けり

始め秀吉五奉行を置きて政務を掌らしめしが後更に五大老を其の上に置きて天下の大事を議することし家康及び前田利家毛利輝元宇喜多秀家小早川隆景を以てこれに補せり幾何もなく隆景死して上杉景勝代る家康は領土廣く官位内大臣正二位に至り五大老の筆頭として威勢甚だ盛なり家康に亞くものを利家とす利家は年最も長して官位亦家康に次ぎ徳望殊に高し秀吉征韓の大役を始め業半にして將に

死せんとするや遺命して秀頼を托し又遺命して家康は伏見にありて政を執らしむ秀吉死後幾何もなく利家も病死し天下の實權自ら家康に歸するに至りしかば石田三成之を嫉み又其遂に豊臣氏に利ならざるを見て關ヶ原戰をひき起せしも結果は却りて家康をして成功せしめ天下の實權を悉く徳川氏に歸せしむるに至れり

江戸幕府の創立

役後家康大に賞罰を行ひ己に敵せし諸將を流斬に處し其領地を或は沒收し或は削滅して有功の將士に分ち又大いに諸侯の轉封を行ひ關東近畿東海道等重要なる地方には親藩及び譜第の大名を配置し外様の大名は功によりて領地を加増したるものも多くはこれを遠きに移すの方針を立てたり

大阪滅亡の年七月改元して元和と云ふ是れより後天下無事にして又大兵を用ひず世に元和偃武と稱す此年家康武家諸法度を定めて大名の遵守すべきを明にし又公家法度を立て皇族公卿等に關する事柄をも定め此月を以て頒布せり尋いて又諸侯に令して領内の一城以上あるものは皆毀たしめ一國一城に過ぐるることなからしむ

武家法度

武家法度は十三條より成る文武弓馬の道を勵むべき事國禁を犯せしものを隠し置くべからざる事叛謀人殺害人を抱へ置くべからざる事許可を得ずして城廓を修むべからざる事徒黨を結ぶべからざる事酒色に耽るべからざる事等を規定す爾後將軍の代替り毎に申令するを常とせり多少の増減あれど大綱は換らず後に至り大船を造るの禁等を増せり令は簡單なりと雖も此を用ふること嚴なり諸侯皆其命に差はざらんことを恐る家康死後福島正則の如きは告げずして私に廣島城を修めしに坐して國を除かれ仙臺侯の如きは酒色に耽りしがために封を削られんごせしことありき徳川時代に於て人を殺して他藩に逃れて抱へられしものも敵討の爲に墨付を持して願ひ出づる者あれば藩主が外に出ださざるべからざるも叛謀人殺害人を抱へ置くべからざる規定あるに由る但し文武弓馬の道を勵むべき事に於ては餘り文武に勵めば却て幕府よりの猜忌を招くことあり後に至りては幕威衰ふと共に情實を混するに至りしかば諸侯も遂に幕府を憚らざるに至れり

此他幕府の制度上に於て最も諸侯を檢束して能く二百六十年の統一を保らしものを參勤交代の制と妻子を江戸に置かしむるの制とす此二制度は實に諸侯統御の根本たりしものなり

公家諸法度

第一條は天子御藝能の事第一御學問也とし古道和歌を専らとし給ふべきことをせり又以て幕府の朝廷に對する政略のある所を見るに足る

家康本を固むるに力む

家康の用意周到なる朝廷諸侯に對するのみならず親族重臣に對するも敢て其注意を怠らず家康は已に關ヶ原戰後直に諸侯の移封を行ひて配置上より幕府の防備諸侯の統制に注意し外様に備ふる所ありしが此方針は代々の將軍繼承して其配置は次第に整ふに至れり

家康の幕府を開くや又其要職には常に比較的小身なる譜代大名を以てして大身なる外様大名には政治上の權力を分たす又譜代の大功あるものには政權を與ふるも所領を少くして以て勢力の偏重を避けたり故に功臣中の最も大なる井伊家の如きも僅に彦根十八萬石に過ぎざりき後憎して三十五萬に至る

家康は又一族を要地に分封して以て他の諸侯を牽制せしむるの方針をとり第七子義直を尾張に第八子頼宣を紀伊に第九子頼房を水戸に封せり此三親藩は殊に敬重せらる世にこれを御三家と云ふ然れども大政には與からしめず

家康又重要な地は幕府の直轄として他に與へず關東の諸要地京都附近及大阪等は本より駿府甲府の如きも皆幕府の自ら管することせり。

備考

武家諸法度

- 一、文武弓馬之道專可相嗜事、
- 一、可制群飲佚遊事、
- 一、背法度輩不可隱置於國々事、
- 一、國々大名小名並諸給人各相抱士卒有爲叛逆殺害人告者速可追出事、
- 一、自今以後國人之外不可交置他國者事、
- 一、諸國居城雖爲修補必可言上况新儀之構營堅令停止事、
- 一、於隣國企新儀結徒黨者有之者早可致言上事、
- 一、私不可締婚姻事、
- 一、衣裳之品不可混雜事、
- 一、雜人恣不可乘輿事、
- 一、諸國諸侍可被用儉約事、

一、國主可選政務之器用事、
右可相守此旨者也、

慶長二十年卯七月 日

禁中並に公家諸法度

禁中並に公家諸法度畧して公家法度ども云ふ十七條より成る、

- 一、天子御藝能の事第一御學問也、
- 一、見任三公は親王の上たる事、
- 一、武家の官位は公家當官の外たるべき事、
- 一、關白傳奏並に奉行職事等申し渡す義堂上地下の輩相背くに於ては流罪たるべき事、
- 一、諸家昇進の次第は其家々舊例を守りて申上ぐべく但し學問有職歌道を勤學せしめ其外公勞を積み奉るに於ては超越たりと雖も御推任御推叙なさるべし云々、

以上は其中最も注意すべきものにして亦幕府の政略のある所を見るに足る、其他改元の事禮服の事僧正門跡の叙任紫衣の勅許の事等を規定せり左の如し、

禁中並公家中御法度

- 一 天子御藝能之事、第一御學問也、不_レ學則不明_二古道_一、而能致_二太平_一者、未_レ有_レ之也、(下略)
- 一 三公之下親王、(中略)親王之次前官之大臣、三公在官之内者、雖_レ爲_二親王之上_一、辭表之後者、可_レ爲_二次座_一、其次者諸親王、但、諸君者各別前官大臣、關白職再任之時者、攝家之内可_レ爲_二位次_一事、
- 一 清華之大臣辭表之後、座位可_レ爲_二諸親王之次座_一事、
- 一 雖_レ爲_二攝家_一、無_二其器用者_一、不_レ可_レ被_レ任_二三公攝關_一、况其外乎、
- 一 器用之御仁休、雖_レ被_レ及_二老年_一、三公攝關不_レ可_レ有_二辭表_一、但、雖_レ有_二辭表_一、可_レ有_二再任_一事、
- 一 養子者連綿、但可_レ被_レ用_二同姓_一、女縁者家督相續、古今一切無_レ之事、
- 一 武家之官位者、可_レ爲_二公家當官_一之外事、
- 一 改元、漢朝年號之内、以_二吉例_一可_レ相定、但重而於_二習_一禮相熟者、可_レ爲_二本朝先規之作法_一事、
- 一 天子禮服(下略)
- 一 諸家昇進之次第、其家々守_二舊例_一、可_レ申_二上_一、但、學問有_二職歌道_一令_二勳學_一、其外於_レ積_二奉公勞者_一、雖_レ爲_二超越_一、可_レ被_レ成_二御推任御推叙_一、(下略)
- 一 關白傳奏、並奉行職事等、申渡儀、堂上地下之輩、於_二相背_一者、可_レ爲_二流罪_一事、
- 一 罪之輕重可_レ被_レ相_二守名例律_一事、
- 一 攝家門跡可_レ爲_二親王門跡_一之次座、攝家三公之時、雖_レ爲_二親王之上前宮大臣者_一、次座相定上者、可_レ准_レ之、但、皇子連枝之外之門跡者、親王希有之儀也、近代及_二繁多_一、無_二其謂_一、攝家門跡、親王門跡之外之門跡者、可_レ爲_二准門跡_一事、
- 一 僧正、(大正、權)門跡、院家可_レ守_二先例_一、至_二平民者_一、器用車拔之仁、希有雖_レ任_レ之、可_レ爲_二准僧正_一也、但

國王大臣之師範者、各別之事、

- 一 門跡者、僧都(大正、少)護法印、任叙之事、院家者、僧都(大正、少)權律師、法印、法眼、任_二先例_一任叙勿論也、但、平人者、本寺推舉之上、以_二相_一振器用、可_レ申_二沙汰_一事、
- 一 紫衣之寺者、住持職、先規希有之事也、近年、猥勅許之事、且、亂_二高次_一、且、汚_二官寺_一甚不_レ可_レ然、於_二向徒者_一、撰_二其器用_一、戒_二腐相積_一、有_二智者_一之聞_一者、入院之儀、可_レ有_二申沙汰_一事、
- 一 上人職之事、碩學之輩者、爲_二本寺_一、撰_二正權之差別_一、於_二申上者_一、可_レ被_レ成_二勅許_一、但其仁休、佛法修行、及_二二十夕_一年者、可_レ爲_二正、年序未_レ滿者、可_レ爲_二權_一、猥_二競望_一之儀、於_レ有_レ之者、可_レ被_レ行_二流罪_一事、右_レ可_レ被_レ相_二守此旨_一者也、

慶長二十卯七月 日

照 實 二 條
秀 關 白 列
家 忠 列
康 列

僧家法度

五山十刹に對する諸法度、妙心寺諸法度、大德寺諸法度、眞言宗諸法度、高野衆徒諸法度、淨土宗諸法度等あり、金地院崇傳編纂に與かれり、

慶長十九年に於ける諸侯の領地及石高

親藩及諸大侯(二十萬石以上)

尾張名古屋(徳川義直) 五十三萬石餘 (幕末六十一萬石餘)

駿河 府中(徳川頼宣) 五十萬石餘 (幕末紀州五十五萬石餘)
 常陸 水戸(徳川頼房) 二十五萬石 (幕末三十五萬石餘)
 越後 高田(松平忠輝) 四十五萬石 (國除せらる)
 越前 福井(松平忠直) 六十七萬石 (幕末三十二萬石)
 陸奥 會津(蒲生忠郷) 六十萬石 (國除せらる)
 陸奥 仙臺(伊達政宗) 六十一萬石 (幕末六十二萬石)
 加賀 金澤(前田利常) 百十九萬石餘 (幕末百二萬石餘支家を合せて百二十二萬石)
 出羽 山形(最上家親) 五十七萬石 (國除せらる)
 出羽 米澤(上杉景勝) 三十萬石 (幕末十五萬石)
 出羽 秋田(佐竹義宣) 二十萬石餘 (幕末二十萬石餘)
 紀伊和歌山(淺野長晟) 三十九萬石餘 (幕末四十二萬石支家を合せて四十五萬石)
 伊勢 津(藤堂高虎) 二十四萬石餘 (幕末三十二萬石)
 備前 岡山(池田忠繼) 四十四萬石餘 (幕末三十二萬石)
 安藝 廣島(福島正則) 四十九萬石餘 (國除せらる)
 長門 萩(毛利秀就) 三十六萬石餘 (幕末三十六萬石支家を合せて四十五萬石餘)

伊豫 松山(加藤嘉明) 二十萬石餘 (國除せらる)
 筑前 福岡(黒田長政) 五十一萬石餘 (幕末五十二萬石餘)
 筑後久留米(田中忠政) 三十二萬石餘 (國除せらる)
 豊前 小倉(細川忠興) 三十五萬石餘 (幕末熊本五十四萬石)
 肥前 佐賀(鍋島勝茂) 三十五萬七千石 (幕末三十五萬石支家を合せて四十八萬石)
 肥後 熊本(加藤忠廣) 五十二萬石 (國除せらる)
 薩摩鹿兒島(島津家久) 七十二萬石餘 (幕末七十七萬石)

譜代大名中の大なる者

近江 彦根(井伊直勝) 十八萬石 (幕末最高三十五萬石後二十五萬石)
 上野 館林(榊原康勝) 十萬五千石 (幕末高田十五萬石)
 磐城 平(島居忠政) 十二萬石 (國除せらる)
 伊勢 桑名(本多忠政) 十萬石 (元和姫路十五萬石)
 下野宇都宮(奥平家昌) 十萬石 (幕末中津十五萬石)
 信濃 松本(小笠原秀政) 八萬石 (元和明石十五萬石)
 下總 佐倉(土井利勝) 六萬五千石 (幕末古河八萬石)

家康の薨去

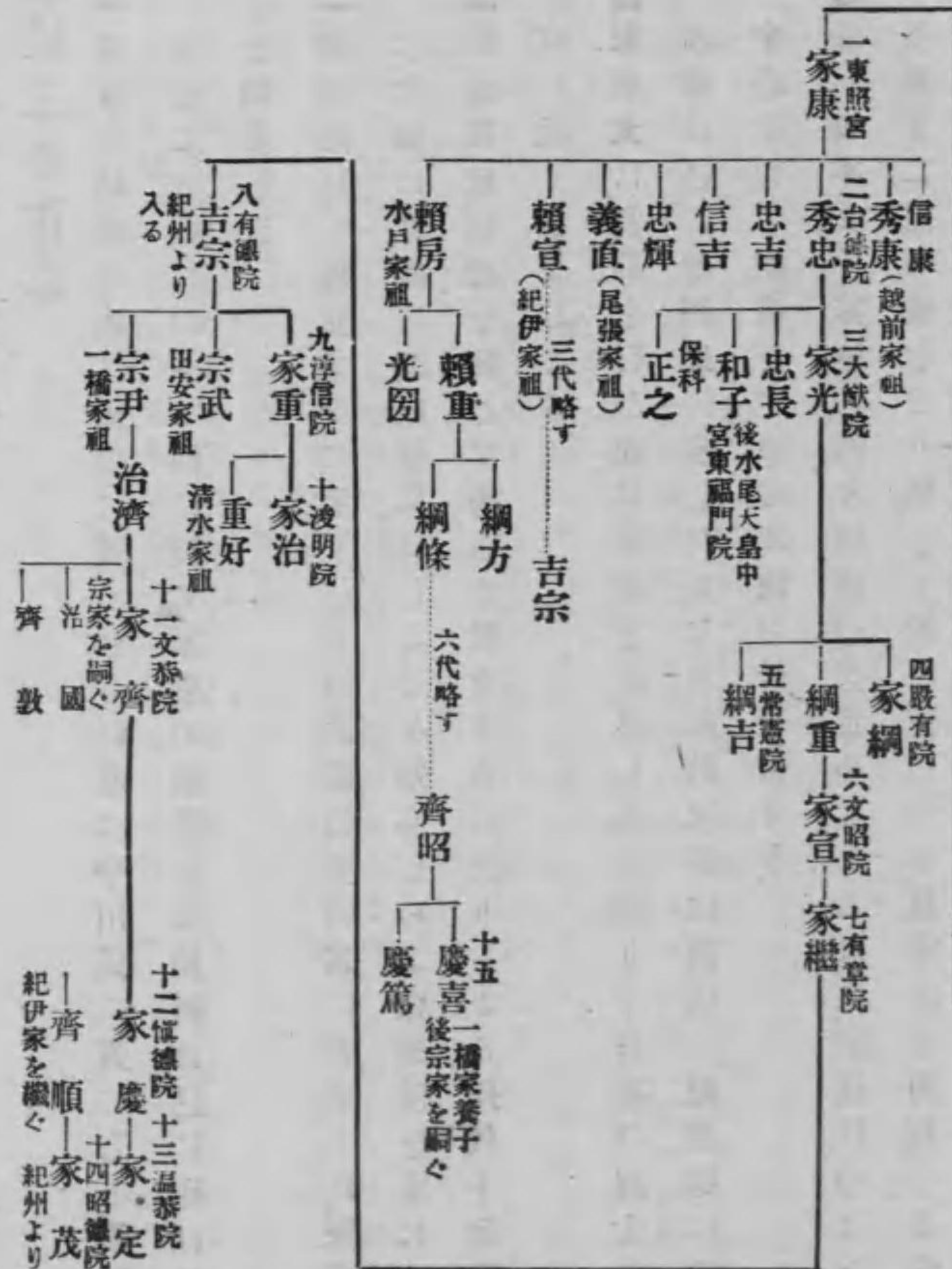
元和二年正月、家康鷹狩の歸途より病にかゝり、四月十七日遂に薨す。年七十五。遺命を以て久能山に葬る。朝廷勅して東照大権現の諡號を賜ふ。尋いで日光に改め葬る。遺命ありしによる。

病中にある秀忠を召して曰く、我死せば諸侯を三年間江戸に留めて能く其志を見よと。秀忠曰く、諸侯の國に就くものは已に歸れり。又留むべきにあらず。何れ天下は一と戦争なくば定まるものにあらす。家康喜色を面にたゞねて曰く、聊か汝を試むるのみ。其心懸けなくして天下は治まるものにあらず。病革まるに及び、常に秘藏せる新刀を出して駿河町奉行落合小平次に授け、其利鈍を試めさしむ。小平次これを死刑に當れる罪人に試み、其銳利にして毛髮一筋だに留めざるを告ぐるや、家康自ら其刀を執り、二た振り三振り打ち振りて曰く、これを以て子孫を守らん。我は關東の守護神となるべしと。

徳川氏系圖

源義家—義國—義重—義季

廣忠



教授上の注意

- 一、家康の幼時は、或は尾張に質とせられ、或は今川氏に質となり、艱難の間に生長せしこと、並にかゝる間に於て、家康の毅然たる精神は、已に現はれ居りしことを知らしむ。
- 二、義元死して獨立するに至りしも、猶武田信玄の爲に苦められ、堅忍不拔の精神は、次第に此間に鍛成せられしことを知らしめよ、艱難汝を玉にす。
- 三、信長死後、信雄を擁して秀吉と對立するに至りしこと、長久手合戦のことは適宜に説くをよしとす。
- 四、家康大に賞罰を行ひ、或は領地を沒收し、或は削りて有功の將士に與ふ、天下の政權は已に徳川氏に歸したるなり、此時家康は諸侯の配置等につきて江戸を中心として配置を定めて永遠の計を畫せり。
- 五、教科書本文中、家康の種々の法令を定めとあるは、武家法度中より兒童にわかり易き二三の條をとり出して説く位に止め、且家康の周到なる注意を知らしむべし、學問をおこしとあるも、具体的例に據りて説くべし。
- 六、家康の逸話に關しては、最も家康の性格成功等を現はす一二の例を擧ぐるに

止むべし、餘りに多きに過ぐれば混雜せしめて効力少なし

挿繪の説明

徳川家康

上野館林善導寺所藏の家康の像なり、家康の肖像多き中に最も信を描くに足るものなり、原圖は狩野探幽の筆なり、探幽幼時家康に見せしことあり、他よりも聞き正して各方面を總合して畫きしものなるべし、服装は東帶なり、東帶のことは豊臣秀吉につきて説明せり、此圖は家康晩年の像なり、其圍縞にして常服に富み、世事に通じ、福徳を備ふるの相良はよく表顯せられたり、國史眼に曰く、武將大抵腹圖に生長し、果斷英發を尙ぶ、獨り家康舉錯慎重にして、事休を辨ずと、其剛果にしてよく其鋒を包み、不届の氣象を有して、能く時勢を推移し、遂に能く天下を掌握するに至れる、非凡の人傑と云ふべし。

江戸城の圖

徳川氏の始めて江戸に移るや、本城、郭門、櫓、塹等を造營せしも、極めて質素にして、殿中は大廣間より大奥に至るまで、茅葺、或は板葺、資糧床にして、遠侍より大廣間に至る間も板壁、敷を用ひ、燈を敷かず、故に其三河より移ることも極めて早かりしかば、秀吉も其迅速なるに驚嘆せしことあり、家康征夷大將軍となるに及び、加藤清正、池田輝政、福島正則等に命じて石垣を築かしめ、新に西丸を修築せり、其石疊、塹濠の堅固となり、五層の天守閣を設くるに至りしは、三代家光の時よりなり、外部の整頓と共に内部も關ヶ原役後は室町幕府及伏見城に倣ふて改築せらるゝに至れり。

城内には諸大名の格によりて詰所を定め、親藩大藩は大廊下、大老家は溜の間、外様は大廣間、柳の間、譜第は帝鑑の間、雁の間、菊の間に祇候せり、綱吉の時より詰所は多少の變更あり、其雁の間芙蓉の間等の名は其室内の襖障子の畫にそりたるなり、大廣間は松の間と云ふ、其松は明暦火災後狩野探幽の筆に成るものにして、七十二間の間に唯一巨松を畫けるのみ、世に此大廣間を千疊敷と云ふ、

舊圖にあるは大名及旗本諸士の登城の圖にして、此圖によりて櫓門、櫓、芝間、天守閣及屋上の號等の名稱を知らしむべし、門外警備の士の手にせるは棒なるべし、中門(外)と中門との間を并形と云ふ、門衛乃ち遣侍の横に立てたるは槍なり、上の黒く見ゆるは楯なり、漆内は總て本丸にして外は二の丸なり、本丸内外の警備の嚴なるを見るべし、古畫によりたる故、實狀を想像するを得れども城郭の構造等は比例を失ひ甚だ拙なり、説明者は訂正するつもりにて説くを要す、新教科書に示せるは坂下門の圖にして遂に天守閣見ゆ、

教具

小牧役阿軍配備の圖、長久手戦争の圖、家康及麾下諸將の肖像、江戸城の圖等、

第十五章 海外諸國との交通

第十六世紀は、西班牙、葡萄牙の最隆盛時代にして、二國の文化の進めるのみならず、海外の殖民地も亦巨多にして、其領地は太陽の没する所なきほどなり、然れども十六世紀の後半には、和蘭の西班牙に對して獨立するあり、英國が西班牙の無

敵艦隊を撃破するあり、十六世紀末より二國の國勢漸く振はすして、和蘭人の競争は次第に劇しく、遂に二國を凌駕して東洋の商權を握るに至れり、

第十七世紀は實に和蘭の最隆盛時代にして、英國も一步を輸し、獨り我國のみならず、南洋諸島に於ても印度に於ても其壓迫を免るゝこと能はざりき、是れ徳川氏初期の海外交通を調ふるに當つて先づ知らざるべからざるの點なりとす、

朝鮮明との交通

家康秀吉の後を承くるや、隣交を復せんとし、對馬の宗氏をして朝鮮交通のことを圖らしめ、是より朝鮮は我將軍の襲職毎に慶賀の使を發することゝなれり、明との修交は彼れ答へずして遂に成らざりしも、彼の商人の長崎に來りて貿易を營むもの絶えず、明亡びて清興るも貿易は其儘に繼續せり、

西歐人との貿易

西歐人との貿易は既に戰國時代より開けしも、當時は戰亂の際なりしを以て、沿海の大名商人等の私にこれに従事するに過ぎずして、邦人の遠く歐羅巴に至りしものあり、亦唯宗教上のため過ぎざりき、秀吉の天下を一統するや、海外交通の方針を執り、家康又其後を承けて益交通を開くにつとめしかば、西班牙人、葡萄牙人の外、和蘭人

英吉利人も来るに至りしも、家康は尙も亞米利加と交通を開かんとし、遠く太平洋を横断せしめて人を墨西哥にまで派遣するに至れり、これを我邦人の太平洋を渡航せし始めとす、當時國論の甚だ進歩的なりしを見るべし、墨西哥は當時西班牙の領地なりしも其貿易は盛なるに至らず、而して我國に來れる外人は互に商利を得んとして競争の姿なりしも、當時和蘭人は最も航海通商に熱心にして、歐洲中に於ても群を抜きたりし際なれば、百方幕府の歡心を得るにつとめ、遂に西班牙、葡萄牙二國人に勝ち、英人をも歴して商利を殆ど獨占するに至れり、

邦人の海外渡航と移住

外人の渡來漸く盛なるに及び、敢て進取の氣象に富める邦人は、徒に坐して遠來の客を待つに留らず、遠く海外に渡航するもの次第に多きを加ふるに至りしかば、秀吉は朱印の免許状を作りてこれを認可することを規定し、家康又此制度を費用せり、世に此等の貿易船を稱して朱印船と云ふ、其航路は澳門、フィリッピン、印度、支那等にして、其船主には商人角倉末次等の外、島津鍋島、加藤、細川、松浦、有馬等の諸侯並に寺院及び外國人等あり、伊達政宗の如きは、徳川幕府に請ふて其臣支倉常長を遣はして、太平洋、西両洋を横断して、信書及方物を羅馬法王及び西班牙國王に贈らしめしことあり、是は貿易と宗教上の用務をも兼ねたるものなりと雖も、當時邦人の意氣の甚だ盛なりしを見るべし、

當時又内地は秩序も次第に恢復せられて、又不次の功名富貴を得る能はざるに至りしを以て海外に力を伸ばさんとするものも少からず、ために暹羅、呂宋、其他所々に日本町の存在を見るに至り、又奇傑山田長政の如きを見るに至れり、

備考

御朱印船

海外渡航を公許せられたる商船を稱したるものにして、其公認狀に豊臣氏が朱印を捺せしを以て御朱印船と云ふ、徳川氏其後を承けしも亦朱印を用ひたり、秀吉が朱印狀を與へしは、文錄元年、京都堺長崎の商人八人の所有にかゝる船舶九隻に與へしを始めとす、家康次いで海外貿易を奨勵せしかば、海外渡航は益發達し、家康將軍に拜せられし翌年より、薨去の年に至るまで、十二年間に百九十艘に達せり、其船主は獨り商人のみならず、島津鍋島大村有馬等の諸侯もあり、外人にして朱印狀を請ひしものも少からず、

海外に於ける日本町

海外に於ける本邦人は多く一區劃を設けて居留せり稱して日本町と云ふ中にも呂宋暹羅の如きは最も多く呂宋在留の本邦人は三千人に上れり中には外人の爲に備はれて傭兵となりて戦闘に従事せしもあり此等の邦人は海外にあるも我習慣によりて外に出づるには士人は両刀を帶し或は槍を執らしめ商人も猶一刀をさしたりと云ふ。

和蘭人と英人

是れより先慶長三年(西曆二二五八)秀吉薨するの年和蘭人は始めて東洋に四個の遠洋艦隊を派せり其一艦隊は海上危難に遭ひて互に相失し其一艘のみ慶長十三年(二二六〇)に我國の豊後に着し家康の命によりて堺に回航し其船員中のウヰリアム・アダムス、ヤン・ヨウステン等は江戸に上るに至れり家康即ちアダムス、ヤン・ヨウステンに面して親しく海外の事情を問ひ彼等を優遇して我國に留まらしむアダムスは算術幾何を旗本の士に授け三浦郡の知行百二十石と年金を受く後自ら稱して三浦按針と云ふアダムスは家康の命を受けて西洋形八十噸の船を伊豆の伊東に作り尋いで又命を受けて百二十噸の船を造る家康の意はよりて以て太平洋を横ざりてハビスパンと交通を開かんとするにあり慶

長十五年ハビスパンの商船呂宋よりの歸途に難風に遇ふて我國に漂着するや幕府これを救護しこれを機會としてアダムスが造れる船を出し信書方物を持し護送してハビスパンに赴かしむこれ邦人の太平洋を渡航せし始めとすヤン・ヤウスも又數學等に長じアダムスと共に幕府の顧問たり按針町はアダムスの名より八重洲町はヤン・ヤウスの名より出でたるものなりと云ふ而してアダムスヤン・ヤウスの同行者は本國に歸りて我國情を告げしかば和蘭は更に二艘の船を發し慶長十四年には平戸に來りて通商を請ひ家康より朱印狀を得るに至れり。

アダムスは元英人にして和蘭に雇はれたるものなり蘭人の來航は又英人の來航を促がしジョン・セーリス船長にて慶長十八年四月に又平戸に來るに至れりセーリスはアダムスを召して共に東上し家康及秀忠に謁して貿易免許の朱印狀を得たりこれより英人も平戸に在留して貿易を營みしも常に蘭人に厭せられて意の如くなる能はざりき元和六年(西曆一六一九)に至り英蘭二國は聯合して西葡二國人と競争し東洋より二國人を排斥せんことを力めしも此聯合は僅に二年にして破れたるを以て英蘭二國は又至る所の貿易港に於て激烈なる競

争をなすに至りしが、英人の商品は常に蘭人に壓せらるゝが上に、我市場に不向なりしたため損失多かりしを以て、元和九年に至り遂に平戸の商館を撤して退くに至れり。

是れより蘭人の獨舞臺となり平戸の商館を増築し、遂には宏壯にして城寨の如くに見ゆるに至りしかば、鎖國令以後寛永十八年に悉くこれを破毀せしめ、且つ其地の松浦領にして直接に監督し難きを以て市場を長崎に移さしむるに至れり。

當時の貿易品

輸入物品 繭絲、絹布、絨緞、氈毯、砂糖、藥物、香水、朱、水銀、硝子、羽毛、齒牙、陶瓷、葡萄酒及

書籍

輸出品 銅、銅器、傘、紙、屏風、硫黃、樟腦、染布、麥粉等（以上國史典）

支倉常長

伊達政宗素より大志あり、慶長十四年島津氏が琉球を討てこれを服せしを聞くや、雄志益動き、南洋諸島を征せんとして密に人をしてこれを探らしめたることあり、次いで又新西班牙と通商を開かんとして大船を作らしめて慶長十八年九月

其臣支倉六右衛門常長を使節とし、隨行者數十人、其他商人等若干人を従はしめ、仙臺にある南蠻人と共に牡鹿郡月ノ浦（今の萩ノ濱附近）を發せしむ、一行は先づ呂宋に至り、更に東方に向て太平洋を航し、新西班牙のアカブルコ港に上陸し、メキシコ府に至る、隨行者六十八人皆耶穌教の洗禮を受く、支倉一人は特に西班牙に於て洗禮を受くることとす、一行は翌十九年六月にキューバ島ハバナ港を發し、大西洋を航して八月に西班牙に至り、十二月、西班牙國フィリポ二世に謁し書を呈す、要旨は宣教師を我國に送られたきこと、互に船舶往來の便を與ふること、これなり、元和元年正月元日、常長洗禮を受け、フィリッヅ、フランシスの教名を受く、尋いで西班牙を辭してローマに至り、ローマ法王パウロ第五世に謁す、儀甚だ盛なり、元和五年ローマを發して歸途に就き、三月復新西班牙に着し、翌六年六月呂宋に至り、同年八月を以て奥州月ノ浦に歸着するに至れり、初め月ノ浦を出で、よりこゝに至る凡そ七年を経たり、時に耶穌教の禁益嚴にして、幾何もなく、又鎖國令出でしかば、政宗遂に交通貿易を開くに及ばずして止めり、政宗の宣教師を送らんことを告げしは、本より其本心にあらざるが如し。

山田長政

山田長政は駿河の人なり、通稱仁左衛門、大志あり、常に自ら織田信長の裔と稱す、性豪放にして、俠氣に富む、慶長年間商船に乗じて臺灣に渡る、時に年二十七、當時唐渡と稱して、京都、大阪、堺、長崎、平戸等より臺灣交址、暹羅、呂宋等へ渡航するもの多き時なりしかば、幾何もなく便船に乗じて暹羅に入れり、時に暹羅國王の城下に居住する本邦人は、三百餘軒もあり、別に日本町と稱し、本邦人の勇敢にして、義俠に富めるの名高かりしかば、暹羅國王が六昆國と兵を構ふや、本邦人の力を籍らんとするに至れり、長政乃ち日本町の本邦人三百餘人を糾合して、これに應じ、六昆の兵と闘て、大にこれを破る、これより長政次第に國主に重んぜられ、又呂宋船と闘つて海上に大にこれを破りしことあり、長政才識あり、次第に累進して、我寛永四年には、殆ど我三千石に當る領地を受け、太子の傳を兼ねるに至る、幾何もなく、凡そ二萬石の地を領し、又逸比留國の反亂を平げて、逸比留國を領し、國政に參與す、是れより先、長政王に勸めて、本邦との交通を開き、又本邦の商人に托して、自ら戰艦中にありて、兵を指揮するの圖を畫かしめたるを、常に信仰する所の郷國富士淺間の神社に献ず、此圖の模寫(原圖は天明八年の

火災に燒失す)は、同社神庫に傳へて、今日に至れり、

國王深く長政を信じ、遂に王女を以てこれに妻はす、後國王死するや、貴族カウハム王后の寵を得て、權を專にし、新王及長政を忌みて、これを毒殺するに至る、時に寛永十年なり、長政の子オイン、これを聞き、兵を擧てカウハム部下の父を殺せし者を攻め、殺して父の仇を報ず、オイン後戰利あらずして戰死し、加ふるに本邦の鎖國の禁嚴となりしかば、邦人の暹羅にあるもの前後相尋いで散するに至れり

濱田彌兵衛

和蘭人は慶長三年に爪哇を取り、元和七年には臺灣の一部を占領し、大に南方に威を振ひ、時に外船に對して亡狀を極むることあり、時に長崎の商人末次平藏の船支那福州に至らんとするの途次臺灣を過ぎて、蘭人のために掠められたることあり、彌兵衛之を聞きて、大に怒りて平藏に語り、之に報るんと欲し、寛永五年三月、一行皆農夫の装をなして臺灣に至る、蘭人これを怪みて、上陸を許さず、且つ之を抑留す、彌兵衛死を決し、密にセイランジャ城に入りて、太守の臥内に闖入し、其臥床にあるを捕へ、刀を抜いて喉に擬して、其罪を責む、左右劔を抜いて、太守を助けんとす、彌兵衛の從者遮り、叱す、蘭人畏れて、敢て迫らず、彌兵衛終に太守をして

哀を請はしめて先に掠奪する所の貨物を償還せしめ、太守の一子十二才なるを質として長崎に歸る、彌兵衛の名これより高し、其質は後蘭人使を遣はして平戸在留の和蘭商人と共に罪を謝して哀願するに及びて之を赦して歸らしむ、

支那との修好

支那の家康の修好に應せざりしは對等の禮を以てせしにより尊大の陋習によりて應せざりしなり、

教授上の注意

一當時家康を始めとし邦人の海外貿易を盛にし海外にも發展せんことに勉めたりしことを知らしむるは此章の主眼なり、

挿繪の説明

朱印船と支倉常長

支倉常長は伊達政宗の臣なり、委細は備考欄に云へるが如し、此圖はローマ博物館に蔵するものにして當時のものなり、下に着するシャツ様の物には襟と袖口に縁飾あり、右手に携ふるは歐文の書面なり、服装は常長當時の服装を其儘に寫せるものなれど純粹の日本風にあらず、和洋折衷なるが如し、常長の肖像には他に常長自身が携へ歸りたる油繪のものあり合掌して十字架上に於ける基督を拜するの圖なり、

朱印船は當時海外に交通せし商船にして其委細は前備考欄に説明せり、船中の構造が南蠻船と比較して劣れること帆檣の構造等も簡單なること等を觀察せしむべし、船中に三絃を手にせるもの見ゆ、船中の無聊を慰めんがためなるべし、旗に末吉の文字見ゆるは長崎の末吉孫右衛門の末吉より來りしものなるべし、此圖は二本楫にて構造も簡なれど更に三本楫にて複雑なるものもありたりしなり、

山田長政の肖像

此肖像は駿河淺間社に傳ふるものによりたるなり、其服装の南蠻人の服装に酷似すること等を觀察せしむべし、其英邁にして冒險的なりし當時の邦人の氣象を想像せしむべし、

教具

朱印船の圖、朱印狀、支倉常長、山田長政肖像、世界地圖、西洋史第十九世紀歴史地圖、東洋及南洋諸島を鮮明にしたる地圖、

第十六章 徳川家光と幕府組織の整頓政策

三代將軍家光幕府を整ふ

家光徳川氏の基を開き、秀忠謹厚の資を以て其後を受け、三代將軍家光に至りて幕府の綱紀益擧がる、家光英邁にして果斷、老臣土井利勝、酒井忠世等之を輔く、家光將軍となるの年、外様諸大名を會し、自ら告げて曰く、我が父祖は諸君と同輩たりしを以て、諸

君を待遇すること厚く、譜代と異にしき、我れは直に將軍の家に生れて父祖と異なり、今より後譜代外様の區別を置かず、一に譜代の如くすべし、若し不平ならば、假すに三年を以てすべければ、宜しく國に歸りて熟思すべしと、諸侯俯伏して敢て仰ぎ見るものなし、伊達政宗進んで曰く、誰れか敢て將軍の命を奉せざるものあらむ、若しあらば、正宗進んで之を討たんと、諸侯皆曰く、政宗の言の如しと、家光の時は、幕府の威權を確立せし時なりしのみならず、又諸制度の整頓せし時なり。

參勤交代

參勤交代の制定まりし如きも、幕府の威權の確立を見るに足るものなり、これより先、諸侯が何れも妻子を江戸の自邸に留めて質に擬して、幕府に反することなきの意を示し、自らは領地より江戸に參觀し、隔年に交代せしが、其制未だ確立せず、言はゞ隨意の形なりしを、家光に至り、必邸を江戸に置き、妻子を留めて隔年には江戸に參觀せしめ、其江戸に入るも歸るも一々幕府に届出せしむることにして、又譜代外様の區別をおかず、等しく臣下扱ひをなすに至れり、參勤交代は徳川氏と諸侯とを親密にし、江戸と地方とを連結して、幕府と諸藩との隔離を防ぎたるものにして、徳川氏が三百年間の昇平を有ちしは、一にこれに因る、諸侯の隔年に領地と江戸との間を往復するや、其

費用夥しく、國力を消耗して、又反逆を企つるの餘悠なからしめ、且江戸一年の滞在は、諸侯を益都人化して、雄志を消散せしむるに至らしめぬ。

幕府の威權強し

傳へ云ふ、土井利勝密に諸侯の向背を試みんとし、病と稱して出でず、密かに書を送りて曰く、秀忠薨じたるを以て、駿河大納言忠長家光の弟秀忠に代せらるを奉じて、將軍たらしめんと、諸侯皆其書を見て驚き、或は幕府に訴へ、或は書を以て其反を告ぐ、獨り忠長と肥後の加藤忠廣とは書を得て告げざりしかば、幕府其異志を抱くを疑つて、領地を奪ふと、此傳説は怪むべし、然れども、當時諸侯が益幕府の忌諱に觸れむことを畏れしは事實なり、加賀の前田氏の如きは、鼻毛を長ふして、愚を粧ひ、近臣之を諫めんとして、毛拔を献ずるに至れり、利常曰く、此鼻毛にて百萬石をつなぐなりと、其他伊達政宗が殿中にて土井利勝に相撲を挑みて投げられ、又木刀をさして殿中の諸士に一驚を喫せしめしが如き、大諸侯たるもの、戦々競々として、薄氷を踏むが如し、幕府威權の盛なる思ふべきなり。

日光廟と寛永寺増上寺

家康は凡て質素を旨とせしにより、其意を承けて、日光の構造も始め壯麗ならざりし

も二代將軍薨するに及び増上寺に葬り、靈屋の構造等遙に日光廟に凌駕するに至れり。家光の弟駿河大納言忠長の造る所家光乃ち大に日光廟を修め、大小各藩に課して物を献せしめ、又朝鮮琉球和蘭等よりも奉獻せしめ、門樓堂宇の構造に美麗を極むるに至れり。

是れより先秀忠將軍の時皇族一人を奉じて日光の門主たらんことを請ひしが、家光の時に至り、皇子守澄法親王東下し給ふて上野寛永寺に住み給ふ之を輪王寺宮と稱す。皇族を東に奉せしは北條氏の故智を襲ひしによると云ふ。

家光又奏して費を献じ、伊勢大廟の例幣使を復興すると共に日光廟にも例幣使を下されんことを請ふて其許可を得るに至れり。是れより朝廷より毎歳參議一人を勅使として日光に奉幣せしめ給ふ。家光の時日光廟増上寺の造營と共に大造營を行ひしは江戸城及上野寛永寺の造營とす。寛永寺是れより歴代將軍の靈屋たり。

大に江戸城を修む

江戸城は家康在時(慶長十一年)より池田、福島、加藤等の諸侯に命じて石垣等を築かしめ、新に西丸を修築せしめし。家康に至り更に西國諸侯六人に命じて石壘を修築せしめ、關東奥羽の諸侯に命じて濠を掘らしめ、城内に五層の天主閣を起し、二十の櫓を

設け、内濠周圍は四十町、外濠は七十二町、東は隅田川、西は六郷川を以て、これに充つ。此に於て江戸城の規模大に備はり、益幕府の威嚴を加ふるに至れり。

幕府の組織

徳川幕府の職制は三河以來の職制を其儘に襲用して、次第に修正を加へたるものなりし。家光の時に至りて大に整ふに至れり。

幕府の最重職を大老、老中、若年寄とす。大老は家光の時始めに土井利勝、酒井忠勝二人を老中、中より抜きて大事にのみ參與せしを以て始めとす。特に諸役の上に立つものなれば常置の職にあらず。老中は三河以來の舊に依り年寄と稱す。重要な政務に當るものにして五人なることあり、四人なることあり、人員定まらず。毎月一員づつ交代して政に當る。首席のものこれを統轄するを常とす。若年寄は老中を助けて旗本諸士を管す。大老、老中、若年寄を合せて三役と稱し、常に御用部屋に出仕す。御用部屋は今日の内閣に當る。三役に次ぐものを三奉行とす。

三奉行とは寺社奉行、町奉行、勘定奉行を云ふ。寺社奉行は寺社に關すること、町奉行は江戸の市政に關することを掌る。勘定奉行には勝手方と公事方とあり。勝手方は租税の收納用度の會計等幕府の財政を掌る。公事方は専ら關東以下幕府の直轄領たる諸

國の訴訟を聴く、又特に重大なる訴訟は三奉行列席の上これを判決するを法とす、三奉行の次に大目附及び目附あり、監察の事を掌る、大目附は老中に屬して諸侯を監察し兼ねて諸幕吏を監察す、目附は若年寄に屬して旗本諸士を監察す、其他側用人は將軍近侍の職たり、

以上役方即ち文官の外に番方即ち武官あり、

大番書院番等は是れなり、何れも營中の守衛を掌る、其他旗奉行、槍奉行、鐵砲組等あり、

京都

京都には天皇のおはします所なるを以て特に所司代を置く、所司代は老中に次ぐ要職にして禁裏を守衛し、公卿を監察し、訴訟を聴き、社寺を管し、兼ねて京都町奉行及び奈良、伏見の両奉行等を管轄す、

地方の諸職

幕府の直轄地には郡交代官を置き、之を支配せしむ、但し大阪駿府其他重要なる土地には特別の役を置く、大阪駿府には城代を置き、大阪には町奉行を置く、佐渡、伏見、長崎、日光、山田等には奉行あり、

大阪城代は城の内外の警備を嚴にし、市村の訴訟を聴き兼ねて大阪町奉行、堺町奉行

を管す、大阪城代より所司代老中に轉ずるを例とするを以て其職甚だ重し、

朝廷に對し奉る政策

幕府は朝廷を尊敬せざるにあらずと雖も實權の朝廷に歸するを憚るを以て、陽に尊敬して陰にこれを抑ふる方針をとり、此を以て皇居を修理し、廢れたる儀式を興し、供御の料を豊にし奉ると雖も、公家法度等によりて陰に束縛し奉るを以て、天皇におかせられても時に御不平に思し召すこともありき、

後水尾天皇禪を信じ給ひ、京都禪寺の高僧に紫衣を勅許し給ひしを、幕府は此等の高僧の年令未だ紫衣を受くるに達せざる等公家法度及僧家法度に違へるを以て、天皇の内意のある所をも顧みず、二高僧を奥羽に流せしことありき、

天皇の御製に曰く、

葦原よ茂らば茂れおのがじし、とても道ある世とは思はず、

幕府は唯法度を勵行せしのみなりと云ふ然れども、かゝる法度を作りて天皇をして守らしむると云ふが如きは抑も又尊卑上下を顛倒したるものと云ふべし、

徳川幕府は供御の料を豊にし奉れりと云ふも、朝廷の御料は院宮公卿等の御料を合するも僅に十萬石の一大名にも及ばざるものなりき、天皇の供御は甚だ少く、徳川秀

忠の女和子の入内して中宮に立ち給ふや幕府は更に御料一萬石を増呈し奉りしと云ふも猶中宮の供御は天皇よりも豊富にして甚だ釣合を得ざるものありき和子の入内は徳川氏が皇室の外戚となりて位置を固めんがため家康の時より計畫せし所にして後陽成天皇御在時には成らざりしも天皇崩後藤堂高虎旨を承けて京師公卿間に運動して遂に中宮に納れ奉りたるなり、
 已にして中宮皇女を御誕生あり次いで後水尾天皇位を退き給ふに至りて内親王其後を承け給ふこれを明正天皇と申す幕府の位置益固し稱徳天皇より凡そ九百年にして又女帝あり明正天皇位にましますこと十四年にして位を譲り給ふ皇太弟立ち給ふこれを後光明天皇とす天皇英明にして學を好まされ朝典を興すの御志ありしも在位長からず僅に二十二年にして崩じ給ひしかば朝野之を惜まざるなし、

備考

諸候削奪せらるゝ者多し

武家の制養子相續を許さざりしかば男子なければ家名を断ち領地を沒收するを例とせしかば家絶ゆるもの多し(後には制限を設けて養子相續を許せり)其他福島正則の如きは元和五年に安藝備後を沒收せられ加藤清正の子忠廣の如き

は寛永七年に肥後を沒收せらるる事故により除かるゝものも少しとせず秀忠の時には大名三十二人五百萬石を削り家光の時には二十七年間に四十人五百萬石を削り此の如くなれば諸候懼れて幕府の鼻息を窺ふに至れり、

後光明天皇の英明

天皇は後水尾天皇の皇子なれど東福門院の御腹にはまします寛永二十年十月明正天皇の譲を受けて位に登り給ふ天皇英明にして幼より學を好ませられ程朱の説を信じ給ふ常に和歌和文を退けて宣はく中世以來朝廷の衰ふに至りしは和歌に耽りしに由ると又宣はく源氏物語伊勢物語の如きは誨淫の書なり近づくべからずと會て和歌を咏じ給はず後水尾上皇強いてこれを勧め給ふに及び一度に百首を作りてこれを献じ給ふ上皇嘆賞してこれより又勧め給はず會て宣はく人君は無用の學を修むべからず佛教は体あるも用なし儒學を修むべし然れども漢唐の古註は着實ならず程朱の新註を用ふべしと侍講する者曰く古註を用ふるは大寶以來の古制なりと天皇宣はく何ぞ新古を問はん宜しく善き者を用ゆべしと、
 天皇性雷を嫌ひ給ふ宣はくこれ朕が性の偏するなり學問の道他なし其性の偏

するを矯むるにありと或る雷雨激しき日に玉座を紫宸殿の階上に設けさせ給ひて端座して動き給はずこれより又雷を嫌はせ給ふことなし、
 天皇又甚だ酒を嗜み給ひ時に屢過飲し給ふことありき徳大寺公信諫む天皇大に怒りて劔を案し給ふ公信曰く神武天皇以來至尊の親ら人臣を斬り給ふを聞かず唯これによりて節酒し給ふを得ば臣が身の如きは惜むに足らずと左右公信を退かしめしかば天皇起て内に入り給ふ翌朝天皇侍臣を召させ給ふて宣はく昨夜の事朕の深く愧づる所なり朕これを思ふて終夜寝ぬること能はず公信は未だ來らざるかと侍臣其已に早旦より伺候することを奏す天皇喜ばせ給ふて公信を召して宣はく昨夜の諫奏は深く感せり向後禁酒すべしと公信拜俯し感極まりて泣くに至る、

天皇又武術を好ませ給ひ宮中に屢擊劔を行はせ給ふ所司代板倉重宗諫む天皇聽き給はず重宗猶聽き給はず其關東に聞わて自ら譴責せられんことを云ひ屠腹して關東に謝せざるべからざるを奏して固く諫むるや天皇色を正して宣はく朕未だ武人の自殺するを見ずもし自殺せんとならば宮中に槓を設くべしと重宗陳謝して退く幕府これを聞いて大に懼れしと云ふ、

天皇京師に大學を再興し孔子の廟を建てんとし幕府に通じ給ひしことありしも志を果すに及ばず庖瘡に罹りて崩じ給ふ御年二十二御治世は十一年にして家光の二十二年より家網の五年に及べり天皇常に心を朝典を再興するに留め給ひ又武家の社半髪等を矯正し火葬を廢せんとするの御志あり火葬の事は天皇崩御後魚屋八郎兵衛と云ふもの天皇の素志の空しくなるを慨きて公卿の間に周旋し土葬とし奉りしと傳ふ、

教授上の注意

一家光に至りて幕府の威權益確立し制度も整ひ諸侯に對しても朝廷に對しても外國に對しても大に將軍の威信を増すに至りしことを知らしむるは眼目なり時に其威を振ふに過ぐるの傾きなきにあらず、

二、制度の説明は簡明を旨とすべし、

三家光の政策の嚴峻なるは一は其英邁果敢なる性質より來ることを知らしむべし、

四、爲に後水尾天皇の逆隣に觸るゝに至りしが如きは幕府の罪にして甚だ惜むべきことなるを知らしむべし、

挿繪の説説

大名行列の圖

大名の行列は狹箱、槍、打物(長刀)柄傘、牽馬、茶辨當等より供侍、騎馬供、徒押(カマヤ)、同朋の供揃を以て普通とす。圖中先に荷へるは狹箱にて、革にて張りこれに家の紋章を繡く、所謂金紋、先箱なり(御三家以下二十餘家は金紋、其他は黄紋あり、木漆紋あり)衣服を納む、槍は奥先に立つると後に立つるとあり、先に對の槍を立つるは元錄以前には將軍家の外甲府綱豐と島津氏ありしのみ、三家は槍二本なりしも左右箱形を異にせること他の大名と異ならず、島津家は黒熊の對なりしも後には白の大鳥毛と改む、大抵槍箱は羅紗革又は羽毛を以て飾る、槍狹箱は恰も戰場の旗指物の如く槍の箱の紋によりて直に大名を知り得べし、將軍家は突の紋、虎の皮抛箱、二本直槍一本、仙臺侯は大小二本の白鳥毛に猿毛形一本、先箱は何れも對を用ふ、唯井伊家は一箱一本槍、井伊家の一本道具とて有名なり、次に打物(長刀)の箱かひたるを見る、其次に大名の輿あり、輿の周圍に供侍あり、後に又鎌槍を見る、其後にある二本は長柄傘なり、其後に又狹箱見ゆ、後箱なり、先箱に對して云ふ、先箱及後箱には棒の上を太き組紐にて結べり、これを化粧紐と云ひ、又伊達緒と云ふ、其色亦家々に於て定まれり、長柄傘にも參内傘、蓋傘、立長柄傘、爪折傘、袋入傘、袋無し等ありて家格によりて定まれり、牽馬は通常乗馬の後に従ふものなれど時に鼻馬とて先に牽かしむることあり、參觀交代遊國出立の時などには數頭の馬を牽かせ一頭を鼻馬とすることあり、鞍置は家格によりて虎の皮、海豹の皮、黒羅紗、白紋黒革等各差あり、其供廻りの多きは諸將が職陣に臨む時或は道路を往來する際多人數を従へて警衛せしめし、戰國時代の遺風に基くものなり、後箱の後

に茶辨當を荷へるもの見ゆ、茶辨當の横に剃髪したるもの見ゆるは同朋即ち茶坊主なり、後方に馬に乗れるは騎馬供なり、前に狹箱を持たせ後に槍を持たせたり、槍は士分、目、白帷子を着用し得る格の者よりこれを立つることを得、槍を立つるを得るものは狹箱を携へしむるを得べし、世に槍一本箱の家柄と云ふはこれなり、

教具

徳川家光肖像、日光廟勅使奉幣の圖(日光廟のみにてもよし)、江戸城の圖、後水尾天皇後光明天皇肖像、大名の行列圖、

第十七章 切支丹宗と島原の亂

切支丹宗

切支丹宗は、舊教即ローマンカソリック教を指すものにして、當時我國に傳へたる切支丹宗は、其一派なるエスイタ教なり、十六世紀の初め、此舊教に對して、獨逸に宗教改革の運動起りて新教の一派を開き、舊教の勢漸く微ならんとするや、新教に對する反動として、舊教中にエスイタ(英語のジエスイット)の一派起れり、此派は、ローマ法王を以て、神の代表者とし、法王の命令を無上命令として、舊教の爲に全力を盡して、新教を滅絶せんとするものなり、天文十七年、エスイタ教創立者の一人ザビエール(イスマニア

人○其○弟○子○二○人○を○率○ゐ○て○鹿○兒○島○に○來○り○て○教○を○傳○ふ○此○れ○我○國○耶○蘇○教○の○起○源○な○り○耶○蘇○教○
 は○一○時○佛○教○僧○徒○の○攻○撃○の○爲○め○振○ふ○こ○と○能○は○ざ○り○し○が○次○第○に○盛○に○な○り○て○平○戸○肥○前○府○
 内○豊○後○大○分○を○始○め○と○し○て○山○口○京○都○堺○に○擴○ま○り○殊○に○豊○後○の○大○友○義○鎮○の○如○き○は○其○教○を○
 信○ず○る○の○甚○し○き○神○社○を○毀○ち○佛○寺○を○毀○ち○教○會○堂○を○建○て○厚○く○此○れ○を○保○護○す○る○に○至○り○
 豊○後○に○は○耶○蘇○教○の○大○本○山○出○來○耶○蘇○教○の○大○學○校○病○院○孤○兒○院○等○建○設○せ○ら○る○に○至○り○其○
 他○九○州○の○諸○侯○に○て○は○有○馬○義○純○大○村○純○忠○等○も○使○を○羅○馬○法○王○の○許○に○遣○す○に○至○り○切○支○丹○
 宗○益○盛○に○し○て○京○都○堺○に○お○い○て○も○尊○信○甚○し○き○に○至○り○織○田○信○長○も○一○時○此○宗○の○爲○め○に○京○
 都○安○土○に○南○蠻○寺○を○建○て○此○を○保○護○し○信○者○は○一○時○十○五○萬○寺○院○は○二○百○宣○教○師○は○五○十○九○
 人○の○多○き○に○達○せ○り○内○九○州○十○三○萬○人○

切支丹宗を禁ず

信長の切支丹宗の保護は一向宗及叡山の僧徒等が驕暴なるを憂ふるに出でたるものなるを以て後信長は此宗派の有害なるを知るに及び之を禁するに意ありしも本能寺に弑せられて果さず秀吉に至りて此れを嚴禁し外國の宣教師を追ひ拂ひしが朝鮮征伐の事ありて未だ力を内治に專にするに至らざりしを以て切支丹信者猶多かりしが家康に至り更に之を嚴禁し秀忠之を繼續せりされど家康の方針は國を開

いて盛に通商貿易を行はんとするにかりしを以て海外との交通絶わすして實際には之を禁過すること能はざりき

海外渡航を禁ず

家光將軍英邁にして果斷なり思へらく切支丹宗は必遂に我國の大事をなさん之を禁するには海外の交通を杜絶するに若くはなしと此に於て益教禁を堅くして多く信者を殺し我邦人の海外に出づるを嚴禁し犯すものは死刑に處す海外に渡航するものは其切支丹信者なるならざるを問はず商業上の爲めなるものもならざるものも兎に角海外に出づるものは殺すこととし又海外にあるものは我國に歸り來るを許さず歸り來らば之を殺すこととせり思へらく此の如くならざれば遂に此教の侵入を拒ぐに足らずと其如何に幕府が切支丹宗を恐れしかを知るべく而して其刑法の嚴峻なるは武家政治の特色なることを知るべし

島原の亂

此に於て切支丹宗の信者は遂に亂を起して島原に兵を擧ぐるに至れり亂緒は教禁の嚴なるに關はらず肥前の有馬村にて三吉佐内の兩人が此宗門の統領として耶蘇の像をかけて密に人を集むるを以て其地の代官が兩人を拘引して島原へつれ行き

しに始まる島原半島は舊有馬氏の領地にして、舊藩主有馬晴信は熱心の切支丹信者なるを以て幕府より切腹を命せられし程なれば、領内には信者甚だ多く、對岸の天草島には舊小西行長の臣の之に居るもの多く、行長は熱心なる信者關ヶ原に敗れても自殺せざりしは、切支丹宗が自ら自らを殺すは神に對する大罪なりと説くを以てなりき。皆切支丹信者なり、有馬村にて三吉佐内の捕へらるゝや、信者等已に殺されたりとなし、相集まりて昇天祭を行ふ、代官の來り臨むや、激昂せる信者等は、毆つて代官を殺し、此に於て相告げて曰く、我等は到底免かるゝこと能はざるなりと、檄を各村に傳へて一時に蜂起す。此に於て島原天草の信者等相集まり小西行長の遺臣等之を指麾し、天草四郎時貞を推して將となし、島原城に推し寄せしが、破ること能はずして引還し、原城海岸近くにあり、島原より東方の故壘を修めて之に據り、兵勢甚だ盛なり、衆三萬五千、時貞時に年十六、能く書を讀み神童と稱せらる、妖術を行ひ、或は鳩を手の上に載せて卵を生ましめ、中より聖書を取り出し、或は竹に止まりし雀を枝ながら切りて人に示す、信者等相云つて曰く、豫言と適中せり、キリスト教再興の時至れるなりと、此に於て推して將となし、四方を煽動す、幕府即板倉重昌(重宗の弟)を遣はし、西國の諸侯を督して之を討たしむ、一揆等城にか

いり死力を盡して防戦し、老人幼兒婦人も糧を運び、彈丸を運び加ふるに、小西の餘黨が之を指揮し、城内に地道を作りて相往來して防禦に怠りなかりしかば、防備日に堅固を加ふ、幕府は事態の益容易ならざるを見更に松平信綱を下して之を督せしむ、重昌已に信綱の江戸を發せしを聞き、思へらく、我れ已に主將となりて城を圍み、信綱に代らる、武士の耻辱なり、何の面目ありてか、江戸に還らむと、信綱の來るに先つて必之を陥れんとし、翌寛永十五年正月元日を以て總攻撃の期と定む、一揆等聞いて備を嚴にして待つ、詰旦、重昌諸將を督して城に迫る、死傷甚だ多く、諸軍沮む色あり、重昌怒り飛丸を犯して孤軍城に挺進し、冑破れ甲擡けて戦死す、已にして信綱至る、此時諸侯の兵原城を圍むもの十二萬餘、然れども城の容易に力攻し能はざるを見、糧食を絶つて之を陥れんとし、益備を嚴にして其疲れを待ち、糧殆ど盡き、意氣沮喪するを伺ひ、四面より等しく城に迫り、遂に之を陥る、改宗するものは其罪を許し、改めざるものは婦女老幼も悉く之を斬る、

鎖國の禁

これより切支丹宗の禁益嚴にして、外人の悉く我國に來るを禁せんとせしが、和蘭人のみは切支丹宗にあらざる由を辨じ、單に貿易のみを目的とするを以て許さんこと

を請ひて許さる、其後、イスパニア人我國に來りしことあり、幕府は容赦なく之を斬罪に處せり、これより外人も亦來らず、海外の事は唯和蘭人のみより聞くのみにて、其れも幕府當局者のみ交通全く絶え、邦人は世界の事情には全く迂濶なるものとなり、大に世界の進歩に後ることとなり、此鎖國令は島原役の前年(寛永十三年)に出でしもの我國の發展をして大に遲滞せしむるに至れり、

宗門寺の定め

幕府はこれより國民は必佛教を信すべきこととし、各宗門寺を定めしめ、兒生るれば寺に届け、婚姻も死去も轉居も寺に届け出でしめ、祖師祖先の忌日に參拜せざるものは寺より告訴するを許し、各村市等には切支丹宗門禁制の高札を立て奉公人にも切支丹宗門にあらざる旨の證文を出さしめ、一般に切支丹宗の疑あるものは耶蘇基督の畫像を踏ましめて其信否を檢するに至れり、

備考

フアンソアザビエー

西曆第十六世紀の初めに基督新教の興るありて舊教と對抗するに至り、新舊兩派の争劇烈にして舊教は舊時の勢を失はんとするや、舊教徒中の極めて宗教に

熱心なる者相集まりて耶蘇會なる者を創め、以て舊教の勢を張りて新教を抑へんとせり、耶蘇會は又エスイタ派と稱す、サビエーは耶蘇會創立者の一人にして家は西班牙の貴族なり、エスイタ團體は歐羅巴に於て舊教の宣教に勉むるのみならず、又遠く海を越えて東洋にも布教するに至れり、當時ローマ法王權は中古の如き最頂點にあらずと雖も、猶帝王中の帝王なるが如き傾ありて地上に於ける神の代表者たり、エスイタ團體は特にローマ法王の命には絶対的に服従すべきことを規定せる舊教中の最も熱烈なる一派なり、葡萄牙王が次第に印度に殖民地を作りて東洋に航路を擴張するに至るや、王は此等の地に布教せんとして特にローマ法王に其教長たるべきものを派遣せられんことを請ふ、法王乃ちサビエルを擧げてこれに應じ命を下して東洋に於けるローマ法王の代表者たることを宣す、サビエー即ち印度のゴアに至り、これより専ら東方の布教に従事す、會鹿兒島人の人を殺して印度に逃れ改宗して耶蘇教の洗禮を受けたるものあり、サビエーこの鹿兒島人によりて日本の事情を問ひ、又邦人の聰敏にして宗教上の悟了早きを思ふて遂に我國に渡航するの志を起し、弟子二人を従へて布教の途に上り、天文十八年鹿兒島に來る、居ること暫くにして佛教僧侶の忌む所と

なり島津家よりも藩内の布教を禁ずるに至りしかば去て平戸に至りて基督教を弘む信者漸く多しザビエー思へらく邊地の布教よりは中央にありて宣教するの遙に弘め易きに如かずと即ち周防の山口を経て京都に上り天皇及將軍に謁して布教を試みんとせしも拜謁を許されず乃ち空家を貸りて説教すれども聞くものなし留まること十餘日旅費盡き困究して平戸に歸り尋いで本國よりの商船豊後に來るに及び珍寶奇貨を得て携へて再び山口に至り大内義隆に謁し山口に布教することを許され義隆も亦基督教を信するに至る信者日に多しザビエー山口布教の基礎成るを見て去て豊後の府内に至り大友宗麟(義隆)を改宗歸依せしめ日本傳道の基礎成るを見て宣教師を留めて己れは印度ゴアに歸り其後も宣教師を我國に派遣せしも後又支那に布教せんとして自ら途に上り船中に病んで死す

大友有馬大村の使節ローマに至る

天正十年(西曆一五八二)大友宗麟有馬晴信大村純忠の三人は伊藤義賢等四人を遣はしてローマに至らしめしことあり義賢等四人は宣教師ヴァリコヤニーニと共に同年二月(洋曆二月)葡萄牙船に乗じて長崎を發し澳門マラッカゴア等を經

喜望峰を廻りて天正十二年八月(洋曆八月)にリスボンに着し尋いでマドリッドに至りて西班牙王フェリポ二世に謁しそれより地中海に出でローマに至れりローマに於ては盛大なる式を以て迎へられ法王グレゴリオ十三世に拜謁せり歸途佛國王ヘンリ三世一行を招きしもこれを辭し再び西班牙に至りてフェリポ二世に謁し天正十八年六月を以て長崎に寄港せり歸途リスボンを發してより長崎に來るに凡そ百日を費せり

切支丹宗の禁

切支丹宗は秀吉これを禁じてより家康これを續ぎて其禁を嚴にせり後蘭人が九州の切支丹宗徒が葡萄牙本國と交通するの書を得てこれを獻じ大に警戒すべきことを密告するに及びて益其禁を嚴にし慶長十七年には京都の南蠻寺及天主教の寺院を毀ちて其徒を追放し十九年には高山友祥(福津高橋の城主)内藤如安(志摩島羽の城主)及び其徒百餘人を阿媽港に放逐し七十餘人を津輕に流す然れども猶基督教を奉ずる者絶えず家光の職を襲ぐや益敷禁を嚴にし或は火刑に處し或は之を斬り或は之を磔し寛永七年には外國商船の洋書を船載し來るを禁じ十年には外國往船條例を布きて朱印船以外の者の渡航を禁じ十三年には朱印船と如何なる

船を問はず全く外國に渡航することを禁ず又大船を造るをも禁じ犯す者は死刑に處し、葡西二國人の來ることを嚴禁し又長崎市内にある南蠻人の雜種等二百七十餘人を追放す翌年島原の亂あり、島原の亂の原因は教禁の嚴になりたること、一は小西等の餘黨の徳川氏に怨みを懐けるものが天草島原の人民の代官の苛酷收斂を惡めるものあるに乘じて之を煽動したるによる故に宗教上の原因と政治上の原因とを併せ含むものなり、

切支丹宗嚴禁の理由

ローマ法王の命令に絶對的に服従すること及嚴に教會の長上の命令に服従せざるべからざることは其特色にして其派中に目的の爲に手段を擇ばざる風あること等は危険なる傾向なり、蘭人が西國の信徒が西班牙本國と通じて兵を擧げんことを謀るの書を得て幕府に献するに及び家康益之を忌んで禁令を嚴にするに至れり、秀吉の始めて禁せし表面上の理由には我國の習慣に戻り神社佛閣を毀つこと等を其理由の一に數へたり、

寛永十三年の令

要領のみをとりて他を略す
略寛永十年の令に同じ

- 一、異國へ日本の船を遣し候儀は堅く停止の事、
- 一、日本人を異國へ遣すべからず候條忍びて乗渡るもの有之に於ては其身は死罪に船主共は其船とも留置き言上の事、
- 一、異國へ渡り住宅仕る日本人來り候は死罪に申付らるべき事(十年の令には但書あり)
- 一、切支丹訴人褒美の事、
伴天連の訴人は其品に寄り或は三百枚或は二百枚たるべし、其外は此以前の如く相計ひ可申事(但書十年の令と多少異なれり)
- 一、伴天連の子孫を殘置かざる様堅く可申付事、若し違犯せしめ殘置け族有之に於ては其者は死罪、一類の者は罪の輕重に依り可申付事(十年の令には全くなし)

切支丹の教禁益嚴なり

一、伴天連門徒累年雖爲御制禁、無斷絶、今度於九州一企惡逆一舉、因茲彌諸國相改之、彼宗門有之而致訴人族は縱令同族なり共、被宥宥其科、公儀より御褒美可被下旨、被仰出之、此總在國大名へ從老中奉書並相添御褒美之覺書、被差遣之、在江戸之大小名は唯今土井大炊頭宅へ家老中召寄、被傳之、御旗本之面々へは今日殿中に於て遠江守、對馬守被申渡之、

覺

- 一、バテレンの訴人
- 一、イルマンの訴人

銀子貳百枚
同 百枚 訴人によるべし

一、キリシタンの訴人 同 五十枚

右訴人致し候置はたとい同宗門たりといふ共宗旨をころび申出に於ては其咎をゆるし御褒美御書附の如く可被下之旨被仰出者也。

寛永十五戊寅九月十三日

寛永十六年の鎖國令

十五年の島原の亂ありてより長崎在住の葡人に退去を命じ堅く再渡を禁ず、其條に曰く、一、日本國にて御制禁なされ候切支丹宗門の儀其趣を存知ながら彼の法を弘め候者を今に密々差渡す事、

一、宗門の族徒黨を結び邪儀を企て御誅罰に即く事、

一、伴天連同宗旨の者の隠れ居る所へ彼國より攫け送り與ふる事、

右に因て自今以後カラウタ船渡海の儀之を停止せられ訖ぬ、此上若し差渡すに於ては其船を破却せしめ、並に乘來る者は速に斬罪に處せらるべき旨仰出さるゝもの也、仍て執達如件、

天文十二年よりこゝに至る九十七年にして全く國を鎖す、此後は和蘭支那のみとなる、

和蘭人

和蘭人は耶蘇教を奉ずれど、新教の方にて、舊教を奉せざる爲めに、本國なる西班牙と戦つて獨立するに至りたるものなり、和蘭人が島原亂に海上にて應援したる功を以て貿易を許されたるにはあらず、幕府の命なれば、蘭人は止むを得ずし

て、海上より原城に向け發砲せしも、彈丸が合はざりし爲め、砲身破裂して、蘭人に死傷者を出したるのみにて何の効果もなし、

宗門帳と宗門改役

佛敎已に國敎となる、是に於て本山本寺門跡より各寺を統ぶることゝし、宗門改役を置きて毎年宗門戸口宗門帳等を檢せしめ、五六年に大検査をなすことゝす、

葡船の入航せしものを焼き六十一人を斬る

寛永十七年、葡商人七十四人阿媽港より長崎に入津せり、幕府其國禁を蔑視せるを怒り、捕へて六十一人を斬りてこれを梟し、船及其貨物を焼き、船夫醫士等十三人を赦してこれを追返し、以て我國禁の嚴なるを知らしめ、同時に國內に向て五百石以上の船を作るべからざることを令せり、

長崎港の防備

幕府も是れより長崎の防備を嚴にし、寛永十八年には長崎の西に哨堡を築き大砲四十餘門船三十餘艘を備へ、戊兵千人を置き、鍋島、黒田の二氏をして隔年交代にて警備に當らしめ、大村、五島、島原、久留米、柳川、肥後、薩摩、平戸、唐津、中津等及び長州、松山の十七家をして其應援に備へしむ、是に於て長崎奉行は事あれば將軍家

の名を以て西國の諸侯に命令するの權を附與せらるゝに至れり、
教授上の注意

- 一、戰國時代末より海外の交通益開け、貿易漸く盛ならんとするに當りて、切支丹宗の傳播を恐れし爲め、終に貿易をも止め、鎖國令を布くが如き意外の結果を來せしを知らしめよ、
- 二、切支丹宗はエヌイタ宗にて、現今我國に行はれ居るキリスト教の諸派とは異なること、當時の切支丹宗徒は弊ありし爲め、秀吉家康は國家に危険あるものとし之を禁せしことを知らしめよ、決して現今のキリスト教に對して、惡感情を抱かしむるが如き教へ方をなすべからず、
- 三、家光の嚴峻なる性質は、教禁に對しても嚴峻なる態度をとるに至りしことを知らしめよ、
- 四、家光が貿易を和蘭人に限り、長崎一港のみにて、行ふことを許可せしと云ふ丈にては充分ならず、和蘭人が許されたりと云ふも、幕府の嚴密なる監視の下に於てし、其居留地も長崎出島のみに限られ、周圍よりは嚴密に監視せられつゝあり、貿易品の如きも、一々取調べられたるものなることを知らしめよ、教具と

して必蘭人の長崎出島圖を示す必要あり、

五、家光の鎖國令が我國の進歩に如何なる影響を與へしか、兒童をして推究せしめよ、

六、我等は如何なる宗教を奉ずるも自由なるか如何憲法に臣民の義務に背かざる限りとあることに注意せしめよ、

七、島原領主松倉氏、天草領主寺澤氏等につきては省略するを可なりとす、

挿繪の説明

安土南蠻寺の圖

安土城は安土山上に建てられたるものにして、安土の市街は其周圍にあり、山は湖水に臨み風景好し、圖中南蠻寺の右方に見ゆるは湖なり、山は近く見ゆれば對岸湖北の山にはあらず、湖南の山なるべし、建築は當時の西洋の寺院其儘を移せるものなるべし、トンビ様の者を纏へるは宣教師なるべし、當時キリスト教僧侶の服裝なりしか、別圖に出せる南蠻人の服裝と異なることに着眼せしめよ、社寮を著けたる邦人と相對話せる所等を觀察せしめよ、

南蠻人渡來の圖

尋常科
挿繪

南蠻人の上陸する所にして、港は平戸なるか長崎なるか不明なり、艦に入れ荷へるは虎なるべし、前に立ちて傘をさしかけしめつゝ行くは長なるべし、右に黒く長き衣を被へるも

の二人見ゆるは葡萄牙の宣教師なるべし、何れも其服裝の著しく今日と異なるを見る、
港頭に見ゆる人家は商家なり、店頭に見ゆるは商品なり、彼方に三橋を立てたる帆船は
南蠻船なり、其構造の著しく今日と異なる等を觀察せしめよ、當時未だ汽船の發明なく其
往來は貿易風を利用せしを以て、帆船の構造等に力を用ひ、帆船等の張り方の複雑なる等
を觀察せしめよ、

教具

世界地圖十六世紀、東洋要地圖、長崎港及出島の圖、御朱印狀、九州地圖(原城島原天草の位置)、切支丹禁制
の制札踏繪の圖、徳川家光の像、大村有馬の使節支倉の通路を畫ける世界地圖、

第十八章 綱吉將軍と學問の復興

家綱將軍の治世

慶安四年四月、家光薨じて子家綱繼ぐ、年僅に十才、酒井忠勝、松平信綱、阿部忠秋政に當
る、家光の弟保科正之及大老井伊直孝は特に家光の遺命を受け心を盡して將軍を補
佐す、家綱職にあること三十一年、就職の始めに由井正雪、丸橋忠彌等の慶安の陰謀あ
りしも皆誅に就き、諸老臣の補佐するものありて天下能く治まれり、
江戸の市街は年を逐ふて益繁昌に赴き、人家稠密を極めしかば、明曆三年には大火あ

りて延焼二日に及び、市の民家及諸侯の第宅多く兵火に罹り、木丸亦炎上し、焼死する
もの數萬世に十萬八千人と稱す、兩國回向院に葬りたるものこれなり、に及ぶ然れど
も江戸の繁華は少しも減せず、市街は大に改良せられて通り町は幅十間、本町通りは
七間、其他は五六間とし、河岸は殊に町巾を廣くして以て火災に備へ、又兩國橋を架し
て以て交通に便にし、尋いで永代橋、新大橋を架し、又江戸の清水に乏きを以て八王子
玉川の水を市内に引くに至れり、
幕府の内部は幾何もなく正之、直孝、信綱、忠秋等前代よりの故老相次いで凋落するに
及び、酒井忠清獨り將軍の信任を受けて威權を専らにし、賄賂請託行はれて公私混交
し、諸事皆忠清の方寸に出づるに至り、徳川氏の政漸く亂る、當時忠清の威權の盛なる
江戸城下馬札の外に於ては將軍と等しきを以て下馬將軍の名あるに至る、家康將軍
に拜せらてより家綱の末年に至るまで凡そ七十餘年、史家或はこの間を稱して徳川
氏の初世となし、以て中世及び衰世と區別す、

綱吉將軍の初政

家綱の薨するや、酒井忠清京師より有栖川宮後西院天皇の皇子、時に御年二十五を迎へて將軍となさんとす、
蓋忠清は當時大奥の女中の内に懷妊せるものあるを聞て暫らく親王家を奉じて其

生誕を待たんとするにありしなり、而して其懷妊の事は大奥の女中の流布する所に
 して其事實は甚だ疑はしきものなりき、此を以て諸老臣中には忠清を以て、北條氏に
 倣ふて虚名の將軍を立て、己れ實權を恣にせんとするにありとなすものなきにあ
 らずと雖も、其權勢の盛なるを以て、表面よりこれが反對の位置に立つものなかりし
 も、獨り堀田正俊固く正議を執りて將軍の血族を立つべきを主張し、單身家網の臥床
 に入りて切に請ひ、遂に家網の弟綱吉を立て、將軍となすの許を得、幾何もなくして
 家網薨す、此に於て綱吉上州館林より入りて軍職を繼ぐ、
 始め家光身戰國の餘風に成長して力を學問に用ゆるに暇あらざりしを以て、綱吉の
 生母桂昌院に囑して學問を講習せしめしかば、綱吉長するに及びて學問益進み、病臥
 の間にも手に卷を釋かず、先聖を禮すること一に儒者の如く、祖先の忌日には寢に就
 かずして孝經を誦して夜を徹するに至れり、職を承くるや、先づ酒井忠清を退け、堀田
 正俊を大老として政に當らしむ、正俊嚴峻剛毅にして前代以來幕府の綱紀の弛みて
 賄賂請託の弊甚しきを見てこれを矯正せんとし、綱吉も亦大に治を成すに意ありし
 かば、綱吉の初政は大に見るべきものありしなり、
 是れより先、越後高田の城主松平光長の御家騒動ありて訟獄久しきに渡りて決せざ

りしが、一は酒井忠清の賄賂を貪りて佞臣小栗美作を庇護するを以て決せざりしな
 り、綱吉自ら其訟を聽きて、小栗美作を不忠なりとして死を賜ひ、老臣永見大藏等の事
 を早く處置する能はざりしを責めて、八丈島に流し、光長は一家を治むること能はず
 して騒擾を起さしめたるを責めて、二十五萬石を沒收し、又大目付渡邊綱貞を流し、其
 他幕府の有司のこれに關係あるものを處罰す、此に於て積年の疑獄始めて解け、天下
 眼を拭ふ、綱吉又令して孝子節婦を調査せしめて、金穀を下賜し、林家をして其傳を記
 さしむ、

幾何もなく貞享元年堀田正俊若年寄稻葉正休の爲に刺さる、正俊嚴毅にして上下の
 憚り恐るゝ所となりしも、此に至りて殺さる、大久保忠朝等直に正休を斬りしかば、天
 下其故を知るものなし、或は云ふ、綱吉正俊の嚴格なるを忌み密に旨を正休に諭せし
 ものありしによると、これより綱吉漸く政に倦み、柳澤吉保側用人より頻りに登庸せ
 られて政綱復大に弛むに至れり、

綱吉の弊政

綱吉將軍、男子一人女子一人ありしが、男子は早く死して其後なきを以て深く之を憂
 ひ、百方男兒を得んことを求む、護持院綱吉が建てたる眞言宗の壯麗なる寺の僧隆光

説いて曰く、將軍の子なきは前生多殺の報いなり、將軍若し嗣子を得んとせば、宜しく殺生を禁すべし、將軍の生年は戌なり、殊に犬を愛すべしと、綱吉深く之を信じ、貞享二年將軍御成りの節は、犬猫繁ぐに及ばずと云ふ法令を始め、にて四年には、犬の毛色年齢を書き付けて奉行所に出さしめ、主なき犬は其町村に飼置くべしと令し、元祿八年には、大久保の御用邸二萬五千坪の地を割して、犬小屋を建て、府下の主なき犬十萬疋を集め、更に中野に十六萬坪を増して、又十萬疋を養ひ、犬小屋支配と云ふ吏員を置き、犬醫者をおく、假令過失によるも、犬を殺すものは死刑に處するに至る、甚しきは、燕一羽殺せしが爲めに、流刑に處せらる、此令ついで、廿余年、天下大に苦しむ、然れども遂に子なし。
 綱吉又深く佛敎を信じ、護持院、護國寺等の大刹を建つ、護持院は家光の寛永寺と相匹敵して、其壯麗を極む、其他佛事等に費す所の費、賁られず、綱吉華奢を好み、且濫賞濫賜等多きを以て、財政欠乏し、遂に惡金を鑄るに至れり、元祿に鑄りし所の元字金は多く、銀銅を混せて、大判小判共に殆ど慶長金の眞價の半となり、爾後改鑄毎に質を悪くせしかば、銀貨の如きは、銀二分銅八分となるに及び、貨幣の信用地に墜ち、物の價騰貴す、而して幕府は、嚴に令して、慶長金と同等に使はしめ、又古金銀貨を選擇するを許さず、

るを以て、民大に苦む、綱吉は此の如く改鑄によりて、利する所多きに、關はらず、財政益欠乏して、末年には、日光社參の費用にまで究するに至れり、綱吉は罰するも、賞するも、總て過度にして、愛憎を交へ、我儘勝手を行ふこと多く、申述にして、政治に倦み、側用人柳澤吉保を寵して、遊樂に耽り、政治は全く吉保に委ねしかば、老中と雖も、總て吉保の命を受けて、政を行ふのみとなり、奢侈に耽り、威福を恣にす、幕政益紊る。
 甲府十五萬石余の國主となり、奢侈に耽り、威福を恣にす、幕政益紊る。

學術の勃興

戰國時代に於ては、兵馬弓矢の道に忙しく、又心を學問に用ふる暇なかりしかば、足利時代より衰へ來れる學問は、益衰へたりしが、家康出づるに及び、林道春、又三郎、信勝、羅山と號す、などの學者を招きて、大に儒學を奨勵せしかば、諸大名中にも、これに倣ふもの多し、中に就いて、尤も著しきを、水戸の徳川光圀侯とす。

徳川光圀

光圀年若くして、史記の伯夷傳を讀み、大に感奮する所あり、これより國史を修むるの志あり、願みて、我國の歴史の未だ完備せるものなきを思ひ、益完全なる國史を編纂せんとし、明暦三年より、史局を設けて、大日本史編纂の大業にかゝり、職を嗣ぐに及び、彰

考館を開きて天下の學者を招き、自ら總裁として之が事業を繼續し、元祿十年に至りて漸く天皇本紀成る稿を起してより四十一年、元祿十三年、光圀薨す、年七十一、列傳尙脱稿せず、子綱條に至り幕府に献して上木す、全編二百四十三卷、志類は漸く明治三十九年に至りて成る、明暦三年より此に至る凡そ二百二十年にして始めて完結せり、光圀禮儀類典五百十卷を編纂し、又扶桑拾葉集二十卷を編纂す、後者は支那には文集等の立派なるものあるも、我國未だ國文を編纂したるものなきを遺憾として集められたるものなり。

學者の輩出

近江に中江藤樹ありて王陽明の説を究め、學徳共に高く一世の仰望する所たり、稱して近江聖人と云ふに至る、京師には伊藤仁齋ありて宋儒の説を排して古學を唱へ、其學風は一世を風靡して其門に入るもの前後三千人の多きに及び、飛騨隱岐佐渡三國の外一人なり、二人なり、其門に及ばざるなく、肥後熊本細川侯は祿千石を以て之を聘せんとし給ふに至る、仁齋温良謙讓徳高ふして人と争はず、母に上へて至孝、母老いたるを以て細川侯の聘を辭し、京師に教授して身を終る、名聲益高し、其子東涯博識、父に過ぎ、家學をつぎて益古學を發揮す、仁齋に少し後れて、江戸に荻生徂徠出づ、徂徠博

聞強記、天下の書讀まざるなく、古文辭學を修めて、東都に一旗幟を樹つ、

綱吉公の學問好き

家嗣綱重早く死し、綱吉嗣ぐ、之を徳川の四代將軍とす、幼より學を好み、將軍の職をつぐも尙手に書卷を捨てず、屢老中以下を集めて書を講じ、或は諸侯の邸に臨むに、儒臣をして書を講せしめて聞くことあり、學問所を湯島に立つるや、孔子の廟をも立派にして、自ら大成殿の扁額を書して掲ぐるに至る、學問所は即昌平學にして、幕府の大學校なり、昌平學及び孔子の廟は舊林道春の私塾にして、忍岡今の上野公園の地にありしを湯島に移して、更に規模を擴張したるものなり、

學者皆髮を蓄ふ

當時尙戰國時代の餘習ありて、學者は皆剃髮して講筵に侍せしを、學問は僧侶のみに限りしを以て、徳川時代にも、其遺風を受けて、剃髮するを例とせり、綱吉に至りて、信篤の説を納れて、學者は皆蓄髮することとして、士流に列し、信篤を従五位下、大學頭とし、(信篤曰く、儒學は即ち人の道なり、人の道を教ふるもの剃髮して、士流以外に列するは合理にあらずと、綱吉又學を好み、感を同ふするを以て、直に之れを納れたるなり、又木下順庵を登用して、國史の編纂に従事せしむ、順庵は朱子學派に屬すれども、博學にし

て學漢唐を別たす、よく融會透徹するを以て主とす、門下に俊才多し、新井白石、室鳩巢、尤も著はる將軍の學を好むこと此の如きを以て幕臣諸侯も靡然として學に向ひ學問一時に盛なり、柳澤吉保は特に學問の初弟子と云ふを以て寵せられたり、

備考

家光の初政

井伊直孝元勳を以て猶存して政を輔け、果斷にして器局あり、阿部豊後守忠秋、松平伊豆守信綱近侍として裨補する所多し、忠秋は敦直にして信綱は聰敏共に志を同ふして家光を輔く、信綱機智湧くが如く、人其才を稱して白刃の上をもわたり得べしと云ひ、世に智恵伊豆と云ふ、家網の初政の見るべきものありしも亦此等の元老の猶存したるによる、

藤原惺窩

名は肅、藤原定家十世の孫なり、幼より強記神童と稱せらる、始め僧侶となりて京師相國寺にあり、當時五山は文學の淵叢たり、學日に進み、遂に五山の僧侶中誰一人も惺窩に及ぶものなきに至れり、惺窩孔子の學問を究むるに従ひ、遂に翻然として悟る所あり、佛を出で、儒に歸す、乃ち自ら學問の猶足らざるを思ひ、支那に

渡りて深く研究せんとし、海に泛びしも海上颶風に遇ひて吹き歸されて意を果さず、獨學益怠らずして遂に大儒となる、海内仰いて惺窩先生と稱し、豊臣秀次前田利家、加藤清正、徳川家康等皆其講義を聴く、曾て家康の前に經書を講ず、惺窩書に對して口を開かず、徐ろに曰く、講ずる所は聖賢の書なり、願くば茵を去り給ふべしと、家康爲に茵を去りて講を聴く、これ傳説なりと雖も、惺窩は道を持すること最も高き此の如きことを言ひ兼ねまじき人なり、其道を以て自ら任じ從來の學者が單に文字章句の註釋にのみ心を用ひしと大に異なることを知らしむる好適例なりとす、惺窩出てより孔子の學盛に行はるるに至れり、

林道春

名は信勝、羅山と號す、博學強記、曾て建仁寺に至る、寺に論語ありて一葉を欠く、羅山直に筆をとりて其欠けたる所を書して與ふ、一字を違へず、二十才にして惺窩の門に入る、學略々成る、惺窩も特に羅山を重んず、羅山常に手に書を離さず、曰く、天下の至樂は讀書に如くはなしと、天下の書讀まざるなし、後家康の顧問となる、

家康學術に留意す

家康は三河にありし時より學術に留意せり、武を以て天下を取りしも武を以て

天下を治むべからず、一般に道徳心を興さざれば天下は治まるものにあらざるを熟知せり、故に特に學問の奨励に従事せり、これ家康の特に勝れたる點なり。

家康の學問奨励

一、遺書を集む、一は政治上の必要より出づ、大阪の役前公卿社寺等より典籍及文書を借りてこれを謄寫せしめ、又林羅山に命じ諸家の系譜及我國の歴史等を調べしむ。

二、書籍の刊行等

關原役後(慶長七年)遺書を集め富士見文庫を作る、貞觀政要、吾妻鏡、周易等を刊行す、當時木版は勿論、銅版の活字もあり。

三、學校を起す、慶長六年伏見に學校を建つ。

四、儒者の任用

慶長六年、藤原惺窩をして貞觀政要及支那史を講義せしむ、慶長十年に京都に至りし時にも惺窩を二條城に招きて講義を聽けり、後又惺窩を江戸に招けり、惺窩辭して弟子羅山を薦む、羅山これより幕府の顧問たり、其子孫世々幕府の儒官となり、幕府學政の權を握る、世に林家と稱す。

中江藤樹

近江高島郡小川村の人、儒學の研究も深し、徳一郷を化し、父子兄弟夫婦互に相親睦して、又怒罵争鬪の跡を絶つに至る、世に近江聖人と稱す、熊澤蕃山曾て良師を求めんとして周遊するの時一旅人あり、語るに藤樹先生の事を以てす、曰く、我曾て主人の用を帯んで近江に至り、途馬を雇ひ、主用の金百兩を馬背につけたるを忘れて宿に投じ、半夜夢醒めて始めて金子を忘れたるを覺りしも、事已に如何とすべからず、思へらく、今日澆季の世、馬丁の如きもの必返し來るべき筈なし、求むるも其所を知らず、窮迫の餘殆ど死を決す、時に戸を叩く聲あり、出で、之を見れば、即ち囊の馬丁なり、曰く、歸りて鞍を解かんとして金あるを見、持し來るなりと、喜びて十金をとりて之に授くるも受けず、唯云ふ、夜路を遠しとせずして來れり、唯往復の代を受ければ可なりと、幾度強ゆるも辭して受けず、怪みで其故を叩けば、乃ち曰く、我郷に藤樹先生あり、常に我等に教ふるに、人の道を以てす、かゝる金を受けざるものは、獨り己れのみにあらず、村人皆然りと、遂に固辭して受けずして去れり、思ふに藤樹先生は普通の師のみにあらざるべしと、蕃山聽きて手を拍て曰く、これある哉、世に學問を傳ふる人は多し、道を傳ふる人は稀なり、こ

れ眞に我が師なりと、即ち高島郡に至り藤樹先生を訪ふ、藤樹人の師となるに足らずとして應せず、蕃山の三日三夜去らざるに及んで、乃ち始めて母の言に従て教授す、蕃山學成て後備前侯池田光政に仕へ、治績を顯はす、藤樹の夜強盜に遇ひし話、藤樹の死後一士人が藤樹の墓を訪ひし話等は、其徳の盛なるを知らしむる好材料なれば、適宜斟酌して語るをよしとす。

大名中にも學を好む人多し

家康の三子義直(尾張侯)頼宣(紀州侯)頼房(水戸侯)何れも學問に熱心にして、義直は林氏の私塾に聖堂を建つ、家光の弟保科正之(會津侯)其他備前の池田光政も學を好み、光政は參覲交代の途次にも十三經註疏を携へしめて座右を離さず、中に就て水戸光圀最も著はる。

徳川光圀

多くの書籍古文書を集め、又四方より學者を招きて大日本史等の書を編纂す、水戸知行の半は修史に費されたりと云ふ、大友皇子を天皇中に列し、南朝を正統として、正潤を正せしが如きは、皆光圀の意なり、光圀又當時戰國時代の餘風猶存し、諸家或は殉死者の多少を以て一藩の士氣の振興を誇るにあるの風あるを見て、

これを矯むることに盡力せり、保科正之池田光政も亦其矯正に力を用ふ、これより次第に殉死の風を絶つに至れり、此等は學術振起の一影響と見るべきものなり、當時殉死の流行は家光將軍薨去の時老中堀田正盛もこれに殉せしに、松平伊豆守信綱が殉死せざるを笑ひて伊豆豆は豆腐にしてはよけれども役に立たぬは、きらずなりけりと云へるにても知るを得べし。

綱吉將軍の好學

自ら書を講じ、老中以下に聽講を許す、講義は始め月に一次なりしも、後増して六次に至れり、論語及び易は殊に得意なり、易の講義の如きは七年にわたれり。

伊藤仁齋

一時貧窮に陥りて、歳暮に糯米を買ふの資なかりしも、猶平然として研學を怠らざりし話、井戸がねを長屋のものと共にせし話、及己を誹謗せしものに對して己れ悪しくば自ら反省すべく、彼れ悪しくば自ら悟る時あらんとて人と争はずりし話等は、仁齋の徳行を顯はす好材料なれば、適宜斟酌して語るをよしとす。

荻生徂徠

博學強記なりし具体例は大岡越前守忠相が狐の嫁入の話を問ひて躡かしめん

とせしも徂徠のよく知れるに驚きし話を最もよしとす、人物疵多く支那崇拜の惡癖あれど一種の人物なり、曾て曰く、蕃山の才仁、齋の徳之に加ふるに予の博學を以てせば、東海一大聖人を出ださんと、博學は遂に自ら任せしなり、

貝原益軒

篤實謙遜にして博學、經書は本より歴史地理植物醫書佛書に至るまで通ぜざる、ことなく勤勉精勵老年に至るも怠らず、八十四歳にして養生訓の著書あり、其著書中通俗的にて誰にもわかり易き書物多くして、一般世人を益せしこと大なり、京都より福岡(筑前)への歸途、船中にて一少年が傲然易を講じ、後益軒先生の同席なりしを聞て驚きし話等は適宜斟酌して語るをよしとす、

儒者皆髮を蓄へ名を改む

靈廟實錄に曰く、近古武家と成て文學廢頓し、室町家の時五山の僧徒を請じて經籍を講ぜしめしより弊俗相及び却て儒士皆剃髮の形となり、豪傑の士も改る事を得ざりしに、崇文の制新に及べり、相繼で林門の徒には和田春堅は傳藏、大河内春龍は新助、林春益は又右衛門、人見沂は又兵衛、坂井白隆は三右衛門、伊庭春貞は正大夫、深尾春庵は權右衛門と改稱し、非家の儒者には木下順庵は平之丞、同順亮は平三郎と改稱せり、其外經を諸侯の門に授へ或は邪黨の間に書を挾む類まで皆舊俗の陋習を變じて清々の風をなす、誠に五百年來の盛事なりと、

教授上の注意

- 一、綱吉の初政は天下をして其治を想望せしめしが、中途より次第にあしくなり、遂には狂愚に類する生類憐みの令を出さしむるに至れり、
- 二、應用として生類憐みの令を批判せしめ、併せて生物に對する心得等を問答しおくをよしとす、
- 三、徳川幕府の如き専制君主の組織にては、權臣の跋扈を生ずることを拒ぐ能はざるものなることを知らしめ、酒井忠清、柳澤吉保の外已知の權臣跋扈の例を列舉せしめて反省せしめ、立憲政体と異なる所等を知らしめ置くを要す、
- 四、學術の隆盛、德行ある學者の輩出は能く世道人心を維持して天下の太平を致したる所以なるも、綱吉公の如きは學問道樂の弊に陥り、眞の修養をなせしにあらざることは後の弊政等によりて知り得べし、此等のことを腹におきて學問の隆盛を説くをよしとす、儒學の文字は始めて此に著はれたり、兒童にわかる様に説明するは餘程の難事たり、孔子の學問と云ふが最もわかり易きか、
- 五、藤樹、仁齋、徂徠に就きては逸話の修身に益あるものを併せて附説するをよしとす、其方趣味を増し印象を深からしむ、

六高等科教科書に酒井忠清、堀田正俊の事を載するにより本文に採りたるも、忠

清、正俊の事は教科書本文より省きてよき材料なりと考ふ。

挿繪の説明

徳川光圀大日本史を編するの圖

光圀晚年西山(久慈郡大田郷)に退隱し自ら西山隱士と稱す、此圖は西山退隱後を寫せしものなり、書齋の圖なり、書室は僅に三疊の小室にして何等の修飾なし、感前に見ゆるは梅窓なり、光圀は梅樹を愛し自ら梅里と號す、梅を愛するは其清節雪を支ぐものあるを愛づるなり、安藤爲章の西山賦に曰く、此山の殿づくり南に向て谷水をみはしのもこに湛へたり、松の柱にちがやふき、芦のわたどの板庇山萩が雜柴のかど、を_レしてむかしになぞらへば、聖の御代の政、國の費を省きては民の力を増すといふ教守りて云々と、

昌平校の圖

正面に見ゆるは校の正門なり、中央にあるは校舎なり、向つて右に見ゆる一郭は聖堂にして其高く見ゆる建物は大成殿にして、孔子の像を中央に子思孟子顔子曾子等十哲を左右に合祀したるものなり、綱吉公手筆の大成殿前の門を杏壇門と云ひ、其前なるを仰高門と云ふ、大成殿の厨額は今猶存す、

教具

聖堂及昌平校の圖、水戸光圀の肖像、大日本史_{實物あり}、倭窩羅山、仁齋以下諸學者の肖像

第十九章 元祿時代の文物

關原役後凡そ七十餘年、元和偃武以後凡そ五十餘年、徳川氏の基礎も已に定まり昇平の氣融々として湧く一面には學術文教の盛なると共に一面には武強質素の風漸く消れて奢侈遊惰の風起り、庶民は引續ける太平の爲に生活にも次第に餘悠を生じ、殊に商人の如きは江戸の繁昌と共に暴かに家を起すもの少からず、されば淨瑠璃芝居等の娛樂も盛に行はれ、工藝技術も著しき發達を遂ぐるに至れり、

元祿時代の風俗

寛永の三代將軍の頃には武士は鬚髯あるを尙び刀痕あるを誇りとせしも、今は昔となり元祿に至りては、頬より願より鼻下に至るまで美しく剃り落して麗しきを尙び、洒落者の如きは眉を作り顔に白粉を塗るものあるに至り、頭髮の結び方も派手やかになり、衣服も羽二重縮緬等の高價のものを用ひ、庶民の中には甚しきは緋無垢の結袴を袖長に着て紅絹の裏をつくるもあり、社袴の幅愈廣くなりて舊八寸ばかりの

ものは一尺餘となりてひだをつくるに至り、羽織も次第に長くなれり、刀も裝飾に力を加へ、中身は却つて細く長きを尙ふ女子に至りては、更に華麗を尙びて小袖の長さは一尺五寸に至り、振袖には鐵線或は鯨のひれを入れて鈴をつくるもあり、帯の幅も廣くなり、胸高にし、後ろにてしむるに至り、以前は前にてしむ衣袋の如きも模様の派手にして華美なるを尙び、一日に五六回も着かふるに至り、裝飾に力を用ふることも一層甚しく、首より上だけの裝飾のみにも、髪のお髪つけ長かも、小枕等十六品を要するに至り、衣服の料には錦、襪、緞子、綸子、羽二重等を用ゆるに至れり、酒宴等盛に行はれて料理も進み、料理を專業とするものを生じ、菓子も次第に進みて、其數二百五十餘種に至る、豪商に至りては殊に豪華を競ふ風あり、紀の國屋文左衛門の如きは、江戸八丁堀一町四面の地を占めて、其宅には常に七人の疊屋を置き、一たび客の敷きたる疊は二度用ひしめず、其他奈良屋茂左衛門が豪華を事とせる、京の中村内藏助、灘波屋十左衛門、大阪の淀屋辰五郎が衣食住にあらゆる贅澤を極めて、諸侯伯をも凌ぎたるが如き、皆此時代に於ける町人の豪華を代表せるものなり、土人も一般奢侈の風に伴ひ、次第に優柔奢侈に流るゝに至り、剛健質實なる三河武士の氣骨は漸く失せ、初め

工藝の發達

かゝる世なれば、工藝技術も著しく進歩し、調度等にも意匠を凝らし、華美を好むに至り、殊に蒔繪の進歩は著しく、精巧緻密にして併かも堅牢なるものを出すに至りぬ、世に常憲院(五代將軍の廟號)時代物と稱するはこれなり。

繪畫の發達

繪畫も著しく發達せり、是より先、家光の頃に本阿彌光悅等ありて、書畫蒔繪に妙を得しが、次いで狩野探幽(守信)出でて、天縱の異材を以て和漢を融合して、別に温雅巧麗なる書風を始め、狩野家を中興し、海内第一と稱せらる、名門名族の書を求むるもの常に斷わす、日光東照宮の寶物たる日光緣起五卷は探幽の最も力を揮ひたるものなりと云ふ、此時代に尾形光琳あり、光悅の書風を悦び、別に一機軸を出す、光琳の畫に於ける山水人物花鳥に至るまで、其妙を極めざるなく、殊に蒔繪の圖案に巧みにして、其意匠の超絶にして、圖様の洒落なる古來稀に見る所なりとす、京都の商人等が豪華を競ふに當り、一行と共に嵐山の下に花宴を開くや、光琳獨り竹の皮の握飯を持して共に食せしが、其竹の皮の裏面は金箔を施して、山水花鳥を細密に蒔繪したるものなりしが、光琳食し終りて、竹皮を川に流して又顧みず、一座大に驚嘆せり、浮世繪も次第に行はれ始め、江戸の菱川師宣は特に其妙手として有名なり、江戸繪の祖と稱せらる。

文學の發達
 文學に於て通俗文學興りて一般人民の間に流行るに至りたることは特に注意すべきことなり。小説戯曲等相次いで出でしが其中にも近松門左衛門は戯曲の作家として最も有名なるものなり。門左衛門の作は大阪に於て竹本義太夫によりて淨瑠璃に語られ大に世の歡迎する所となれり。門左衛門の文章は縦横自在にして巧緻艶麗能く人情の委曲を寫し讀むものをして其事を見るが如くならしむ。同時に松尾芭蕉あり。世外に立つて一派の俳諧を開く。芭蕉の俳諧は通俗的にして俗ならざるものなり。

古風や蛙飛びこむ木の音、荒海や佐渡に横たふ天の河、此の如くして、一般の世人も少しく學問に心懸けあるものは文學を味ふに至れり、備考

元祿時代

畫家英一蝶元祿の初めに罪せられて八丈島に流され、十數年を経て江戸に歸りしも其配流當時と比すれば風俗の華奢に赴きしこと、恰も外國に至りしが如き感ありしと云ふ。

光琳

光琳の蒔繪は光悅を模して更に新意を加へたるものなり。又鉛、錫、青貝等を嵌して風韻高し。

常憲院時代の蒔繪

精巧にして堅牢なり。明治年間に至りて環球博覽會に出品せしことありしも、師途伊豆の下田沖に於て覆没し、海底に沈みしことあり。後一年餘を経て引揚ぐるに及び金具等は錆を生せしも蒔繪は依然として少しも變らず。爲に益其眞價を高むるに至れり。今猶上野の博物館に存せり。

井原西鶴

近松門左衛門より少しく前に井原西鶴あり。亦文學上の天才なり。其筆は縦横自在にして或る意味より云へば近松にも過ぐる所あり。然れども其人物は高からず。其描く所の小説は多くは遊里淫靡の俗を寫す。小學校にては西鶴の名を出す必要はなし。

近松の作

門左衛門は巢林子と號す。長門の人。京師に入りて一條家に仕ふ。天性の文才は彼

れをしていつ迄も公卿の家臣に蟄居せしむるを許さず、作家の名次第に遠近に聞け、遂に竹本義太夫(筑後)の請ひに應じて大阪に下らしむるに至れり、當時京阪地方には浄瑠璃芝居流行し、竹本義太夫尤も著はれしも是れより義太夫は近松の新作を浄瑠璃に上せて益々天下の喝采を博するに至れり、巢林子死する時年七十二、其作凡そ百篇中、時代物七十三篇、世話物二十四篇、傑作は世話物に多し、世話物は當時の大阪の出来事をとりて劇に上せしもの、其作に心中物多きは當時の世態の淫靡なる一面を見るに足る、近松の文の巧みなるを知らしむるには曾根崎心中の道行面白けれど、小學校にはとるべからず、最明寺百人上臈中の文よし、最明寺時頼の行脚を寫せる條に曰く、

驚行衛定めぬ道なればく、來し方も何處ならまし、これは一所不任の沙門にて候我此程は信濃國に候ひしが、餘りに雪深くなり候程に先づ此度は鎌倉に上り座禪に籠り、春になり修行に出ばやと思ひ候、蝶の翅の白粉を草に翻して楢には鶴の霜毛をぬきかくる雪は花より花多き、木曾の深坂の谷風は吹けども袖に寒からず、名も都まじき風越の、峰の吹雪ぞ身には忍む、身は墨染の墨衣、宛ながら雪の一筆鴉、尾羽打枯れし修業の旅、佛恩頼施の爲にもあらず、始終菩提の道にもあらず、浮世の民におほふかな、蓋へど濡る、竹の笠、似合はぬ身にも引締めてシヤンと召したる御有様、有難しとも頼みある、義直哉し

ても信濃路は未だ谷峠の大井山、人里遠く離れ坂千限の川に渡し呼ぶ、聲も嵐に埋もれて、笠で招けば笠の端に霞たばしる、輕井澤、暖上ぐれば朝ぼらけ、淺間の嶽に立つ煙り、其一筋を様々に霞に詠じ雲に見て、歌人は思ひを述ぶるとかや、我は烟の起居にも民の霞の賑ひを天に祈りの千早振る雪を袂に帶とれば云々(下略)

其かけ詞等は煩はしけれど、當時の流行を趁ひしものに過ぎず、近松が筆の精細にして、艶麗、運筆の縦横自在なる一端を見るに足る、靈元上皇蝶の翼の白粉を(の)句を見て嘆賞して、近松が文才はこれにて知るべしと仰せありきと云、此句はこれ石曼卿の蝶遺粉翼、輕難拾鶴墜霜毛、散未轉、を翻譯したるものなれど、實に翻譯の妙を盡せりと云ふべし、

近松戯曲の一例(國性爺)

和藤内眼をくわつと怒らし、ヤイ毛唐人、うぬらが耳はどこについて何と聞く、悉くも郎芝龍一官が女房、身が母、娘の爲めにも母同前、犬猫を飼ふ様に随つて通さんとは日本人はどんな事聞いていぬ、小むつかしい、城内へ入らいでも大事ない、サアござれと引き立つる母ふり放し、それく、今いひしを忘れしか、大事を頼む身は幾度か様々のうきめもあり、恥もあり、端はおろか足枷手枷にかゝつても願ひさへ叶はゞ瓦に金を代ゆるが如し、小國なれども日本は男も女も義は捨てず、端かけ給へ一官殿と恥ぢしめられて力なく、用意の腰廻取り出だし、高手小手に縛り上げ、親子が顔を見合せて笑顔を作る日の本の人のそだちぞけなげなる、

松尾芭蕉

芭蕉は元伊賀上野藤堂侯の藩士、少きより文學を好み家を出で、四方を周遊して風流を友とし、談林風の俳諧がオカシミを主としたるの外に別に幽寂を尙ぶ蕉風の一体を起す。

枯枝に鳥とまりけり秋の暮、
馬に寝て残夢月遠し茶の煙、
山路来て何やらゆかしすみれ草、
秋風や鼓も鳥も不破の關、
名月や池をめぐりて夜もすがら、
花の露は上野か浅草か、
物云へば唇さむし秋の風、
五月雨を集めて早し最上川、

芭蕉以前の俳諧の一例

かさを着て雨にも出でよ夜半の月
山崎宗鑑
落花枝に歸ると見れば胡蝶かな
荒木田守武
みな人の豊度の種や秋の月
松永貞徳
郭公いかに鬼神もたしかに聞け
西山宗因

教授上の注意

一、太平久しく續きて奢侈遊惰の風起りしこと工藝技術の著しく進みしこと、通俗文學の興りしこと等を主眼とす、而して其印象を深くすべき具体的材料中の最も代表となるべき者は特に記憶せしめ置かざるべからず、例へば蒔繪に

於ける光琳の如し、繪畫に於ては前寛永時代に於ける探幽の如し、

二、元祿時代は一面には浮華淫靡の時代なれども田沼時代の如き墮落の時代にはあらず、一面には軍記物等盛に出版せられて尙武の精神も猶消々ざりし時代なり、四十七士の事を附説するもよし、

教具

元祿時代の風俗圖、探幽光琳等の繪畫寫真名畫百選國華真美大觀等に出現たるもの

第二十章 家宣將軍と新井白石

六代將軍家宣

綱吉死して嗣なきを以て家宣甲府より入りて宗家を嗣ぎ、第一に生類憐の令を除く

正月 犬、雉、鶴を放ち魚釣りて罪をうけたるものを許す、

三月 鳥類、鰻、泥鰌賣る者は悉く召捕りて禁獄するの令を解く、

四月 猪鹿狼等出で、田島を荒し人馬の禍となるものは之を殺すも訴へ出づるに及ばずして、又鐵砲も願ひ出づるに及ばずと令す、

五月 大赦す二千九百餘人、前代苛酷の政によりて捕へられしもの多し、前の二月

の大赦と合して合計九千五百餘人を赦す。此等は家宣が前代の弊政を除きし一端を知ると共に、又前代苛酷の政令如何を見るに足るものとす。猶一つの著しき弊政の除去は貨幣の改鑄とす。綱吉將軍奢侈遊樂に耽りし結果、國用乏しく爲めに金銀貨を改鑄し、銅と混じて品質を悪くし爲に物價を騰貴せしめて、人民一般を迷惑せしめしこと少からず。家宣に至り、新井白石の説を用ゐて惡貨幣を改鑄して金銀貨の品質を改良し、財政にも注意して益々基本を強固にすることを期せり。

新井白石

幼より聰敏、四歳にして大平記を暗誦し、六歳にして詩を誦し、強記に加ふるに書は群を抜きて成人の如し、併かも精勵倦まず、日々自ら課程を定めて夜に至つて止むも、睡眠を催はして勉學に堪わざるに至れば、寒夜水をかぶりて又精勵す。學問は年の進むと共に進み、經學に於て歴史に於て、文章に於て著しき進歩を示すに至たり。二十才の頃、父は祿を離れて江戸淺草報恩寺内に移るに至りて、赤貧洗ふが如くなりぬ。人或は白石に富商の養子となれと勸むるものあり、或は醫者となりて金を得べきことを勸むるものあり、白石従はず、時に天下の富豪に川村瑞軒と云ふものあり、白石の凡な

らざるを知り、其孫女を以て配し、三千金の宅地を與へて學資に供し、其志を成さしめんとす。白石三千兩の黄金によりて、儒生に成し立てられ、後の大疵とならむこと望ましからずとて應せず。精勵益勉む、後十餘年にして初めて甲府に出仕し、家宣公に見ゆるに至れり。時に年三十四、已にして家宣入りて將軍となるに及び、又従つて入る。これより家宣公の親任を受けて政に當り、終に從五位下筑後守となる。白石幼より大志あり曰く、生きて封侯を得ずんば、死して將に閻魔王となるべしと。此に至りて、初めて志を達せり。白石又心を海外の事に留め、蘭人につきて海外の事情を聞き、西洋紀聞、采覽、異言の著あり、其政治上の施設も見るべきもの多し。

皇族出家の先例を廢せんことす

當時朝廷にては、皇太子を除くの外、皇族の方は、大抵出家し給ふ習慣なりしが、白石は建議して、いたく其道理にたがへるを論じて曰く、凡そ匹夫匹婦の賤きも、子を生まば、男子には資産を分ち、女子には其婚嫁を望まざるものなし。然るに皇族の尊きを以て、儲君の外は、此れを世外に捨て、其後を絶たせ給ふに至る、理當に然るべからず。假令朝廷の命なしと雖も、幕府より進んで之が措置をなし、奉上の道を盡さいるべからず。今より後、皇子は親王となし、皇女は降嫁あらせらるることすべし。然らば、天胤蕃社

して、皇室昌榮し給ふ、其費用の如きも僅少に過ぎずと、家宣之に従ひ、奏して、皇弟直仁を立て、親王とし、閑院の宮と稱し、又靈元上皇の皇女吉子内親王を家宣の子家繼に降嫁せしめむことを請ひ、勅許を得しも、家宣家繼相尋いで死するに及び、降嫁の事従て止む。

朝鮮使者の待遇を改む

正徳元年正月、朝鮮の使來聘す、家宣白石をして接待の事を掌らしめ、奏して、従五位下筑後守となす、始め、朝鮮は秀吉死後、家康之と和睦してより、將軍の代がはりごとに慶賀の使者をわが國におくるを例とし、其使者來る毎に、幕府は費用の多きと名分のかなはざるとを願みす、ひたすら禮を厚くして、之が優待につとめたり、例へば、朝鮮聘使の來るや、對島より武藏に至る沿道二十二國、道路を修め、橋梁を修め、山海の珍味を盡して之を迎へ、甚しきは、爲めに沿道の民家の屋根庇をきりそろへしことあり、勅使に準して、而して支那に朝貢して、其尊大の風に慣れたる朝鮮使は、恰も已れより劣等國に對するが如く、傲然として、東海道を下り來り、白石の時は、隨行者を合せて三百餘人而して、客館に入るや、輿を下らずして、門に出入し、我使節客館に訪問するも、迎ふるに階を下らず、國書を將軍に上る時も、上々官(正使副使にあらざる)をして、之を率らしむ

るのみ、

此に至り、白石奏して、之を改めんとし、曰く、朝鮮使節の來る、沿道饗遇の厚き、勅使も及ばざる所あり、過ぐる所費用計られず、宜しく之を廢して、路費食費を給ふべし、使節客館に入るには、輿を下りて門に入るべし、我使節の訪ふ時には、彼は階下を下りて、我が使節を迎ふべし、彼れ國書を呈するには、上々官を以てせしむる禮にあらず、必正使自ら呈せしむべし、彼使節饗應の節、三家陪食す、此れ勅使を待すると同禮、禮にあらず、且つ我が使の朝鮮に行くに、彼れ曾て此の如き待遇をなしたることなし、此等は宜しく改むべきなりと、家宣之を嘉納す、時に幕府内部の有司等は、白石が恣に古例を變するを非難するものありしが、白石死を以て自ら誓ひ、遂に之を斷行せり、朝鮮の使節は不平に堪へざるを以て、事々白石に反抗すと雖も、白石皆之を説破して、屈服せしめたり、されど韓人は不平やる方なきを以て、最後に將軍より國書を送るや、使節は之を披見して、書中、朝鮮國七世の祖の諱を犯すを以て改めんことを請ふに至る、白石曰く、臣が君の爲に諱みて、名言はざるは禮なり、安んぞ隣國の君をして國諱を避けしむることあらむ、且つ五世にして諱まざるは禮なり、何ぞ七世を諱まむ、若し必國書を改めんことを願はば、貴國の書には、我が國祖の諱を犯せり、先づ自ら改め來りて、後之を請ふべ

しと、使節争ふ能はずして去る。白石又奏して曰く、朝鮮は黠詐の國なり、常に支那の間諜となりて我が動靜を視ふ、國內を疲弊せしめて、送迎するは無益なり、以後は對馬に於て應待し、國內に入らしむべからずと、家宣其説を可とせしも、行ふに及ばずして死し、後十一代將軍家齊に至りて始めて行はる。

財政整理

朝鮮使の待遇を改めし翌年、白石勘定奉行萩原重秀が前將軍の時より財政の局に當り、私する所多きを見て、之を彈劾して其職を止めしめんとす、然れども重秀才氣ありて、前代より能く多大の經費の支出を辨し、老中將軍皆其奸を知るも、用ゆるに足るを以て之を難んずるの色ありしが、白石死を以て切諫し、遂に其職を解く、時人皆之を快とす、重秀退けられて自殺す、其私する所二十六萬余兩に及べり、白石は惡金の改鑄が財政を亂すのみにして、天下に害毒を流すの大なりしを知れり、此に於て、重秀を退けて、貨幣の品質を舊に復せんとして盡力せしも、材料足らざりしを以て、權りに其形を小にして其數に充つ、之を乾字金と云ふ、又貿易の爲に、金銀が外國に輸出せらるゝ、夥しきを見て、慶長以來百餘年間に外國に流出せし金銀銅の額を調査し、家繼將軍の正徳五年に新令を發して、清國及和蘭貿易の額を制限し、一時の奇玩の爲に正貨の流出

するを拒げり、尋て又、諸藩の紙幣を濫發するを禁せり。

白石、吉宗將軍に立つに及んで職を退き、後専ら著述に従事せしが、享保十年に死す、年六十九、家宣在職四年、五十一才にて死す、家繼在職三年、家繼は虛弱の將軍、五才にして職をつぎ、八才にて感冒より病を發して死せり、故に白石の政局に當りしは永からず。

備考

四親王家略系



白石と吉宗

白石の意見は王朝の儀文を移して幕府の尊嚴を高め、文物燦然たるものとするにありしも吉宗の意見は虚文を捨て、實をとるにあるを以て相合はず、吉宗の立つに及び白石の計畫は皆破壊せられしも獨り財政上の計畫は繼續せられたり。

朝鮮使節の待遇

朝鮮使節の爲に道路を修め饗應に善美を盡せし等は、家光將軍の時、我國の富みを誇らんが爲めになしたるより起れり。

財政整理

白石の調査によれば、三代將軍の末年慶安元年より、當代の寶永六年迄、六十一年間に金二百四十萬兩、銀三十七貫目は海外へ流出せしものなり、銅の如きは寛文三年より寶永五年まで三十六年間に一億斤に及ぶ、此等は多く珍奇玩弄に類せる裝飾品等によりて失はるゝを見、令して清船は三十艘、銀高六千貫目、蘭船は二艘、銀高三千貫目とし、嚴に拔荷等を檢察することゝせり、又京師の織工をして、天鷲絨を織らしめ成るべく外國品の輸入を拒がんとせり、又貨幣を改鑄して乾字金を鑄

る、容積は小なりと雖も質は稍舊に復せり、慶長小判及元祿の元字金との比較左の如し、慶長小判金八十五分、六九、銀十四分二五、銅少許、元祿小判金五十六分、銀四十三、銅少許、萩原重秀は改鑄毎に次第に品質を悪くして、銀貨の如きは、銀二分銅八分とするに至り、甚しきは折れて適用に不便なるもあり、元字金の大判は金五十二、銅三の割合にて銀貨は銀六十四、銅三十六を混す、眞價は慶長の殆ど二分の一となる、此に於て貨幣は下落し物價騰貴して經濟支わす爲に諸藩は私に紙幣を造りて國用に供するものあり、乾字金小判金八十三分四、銀十六分五、銅少許なり、品質は殆ど慶長の舊に復せり、吉宗將軍此方針を續ぎ貨幣を次第に改良して量も品質も共に慶長の舊に復せり、重秀が惡貨を濫造するが爲に、貨幣の信用落ちて物價騰貴し、民生活に苦しみ、幕府の財政は、姑息にして紊亂せしを、白石は根本的に改革せんとしたりしも、中途にして退き、果さず、吉宗將軍、尋いで出で、遂に幕府財政の基礎を強固にせり、白石の重秀を彈劾するや、痛撃、餘力を餘さず、天地開闢より此方、かゝる姦邪の小人あるを聞かずとなし、甚しきは、相刺して共に斃るべしと云ふに至る、此に於て重秀遂に退けられ、姦邪の行爲悉く暴露せらるゝに至る、天下之を快とす。

教授上の注意

一家宣立つて前代の弊政を除き財政を整理せしこと主眼なり、閑院宮を立て、四親王家とし、朝鮮使節の待遇を改めしこと等は前代と繼續せざるることなれども此朝に於ける重大事なり、要項を簡明に別つを要す。

二、白石の勤勉刻苦と氣概とは適宜に採りて修養に資せしむるをよしとす。

挿繪の説明

新井白石

此圖は白石が従五位下筑後守に任ぜられ朝鮮使節の要應に當れる時自ら畫工に命じて畫かしめたるものにして服は木蘭地の水干なり、白石これまで幕府の要應は儀文備はらず、従て彼れより侮りを受くることあるを以て特に服裝を改めてこれに對せんとしたりしなり、白石の俊邁なる性格等をこの圖によりて想像せしむるを要す、白石曾て自ら肖像に題して曰く、蒼顏如鐵、紫石稜々、當時人、五尺小身、渾是膽、明時何用、語三賦、麟、と、又以て其人となりて想見するに足る。

朝鮮使者の行列圖

輦に乗れるは正使なり、旗を立てるは支那の使節の例に倣へるか、不審、輦を被るものは朝鮮人なり多き時は三百餘人もあり、繪には略せるなり、鎧を打ち、鏢角、扇、吹き、太鼓を打ち、ちつ、進行するの狀を觀察せしめよ、左右に輦を被らず、大小をさすは我國士人の警備せ

るもの、後方に大鳥毛槍、輿の見ゆるは宗對馬守の老臣等にして我國迎接の使者なり、前に數人にして見ゆる輿様の物は將軍家へ進貢の國書を納めしものなり、朝鮮の轉播の風は滑稽なりと云へば滑稽なり、然れども、當時は彼を文事を知るとして、尊敬し、其詩文を出して、一語にても賞辭を得れば、非常の名譽とせしものなり、此の如く朝鮮を過重するの結果、幕府にも白石のやり方に反對なるもの多かりしなり。

教具

新井白石肖像、朝鮮使者行列の圖、

第二十一章 徳川吉宗

八代將軍吉宗公

家繼早世して嗣なし、吉宗は家康の曾孫にして、血統最も近きを以て、紀州より擇はれて職をつぐ、吉宗体健に力強く、人となり賢明にして、政治の才に長じ、已に紀州にありし時より、令名あり、將軍となるに及んで、能く天下を治め、徳川幕府中興の英主と仰がるゝに至れり。

節儉

綱吉將軍奢侈に流れて家宣其後を承け改革する所ありしも奢侈の點に於ては未だ

十分に力を盡すご能はざりき此を以て元祿以來奢侈の惡風は依然として存し風俗も一般に柔弱なりしを吉宗はいたく自ら節約して模範を示し身を以て天下を率ゐんとしたり初めて將軍になりし時も親藩諸侯に向て第一に節儉を行ふべきを令し自らは疎服をつけ食膳をも節約して蔬菜を用ゐ前將軍の居室が華麗なりとて之を取り毀たしめ自らは側の廊下の如き狭き間に居り朝夕日のさし込みて夏は暑くして堪へ難きも少しも意とせず居ること十二年にして始めて別に居室を作りて移るに至れり又前代に建てたる四脚門は勘定奉行萩原重秀が七十萬金を費して輪奐の美を極めたるものなりしも吉宗は命じて之を取拂はしめ近習の惜しみ止むるをも聞かず曰く此門は大内の不老門に擬したるものにして借上なり父祖の作りたるものと雖も不義を知つて改めざるは却つて不孝に當るなりと直に命じて之を撤回せしめたり

吉宗は上下奢侈に耽るを以て何處迄も亡國の兆としいたく之を抑へんとしたるなり尋いで天下に令して一般に節儉を行ふべきを令し享保三年には婦人の櫛笄より衣服諸道具菓子類に至るまで高價なるを禁じ新規なるを作り出すを禁じかゝる場合に豫め奉行所の許可を得ざるべからずとし翌七年七月には法事の饗應も一汁二菜或は三菜酒は三献を限るべきことを令し又濫りなる書の印行賣買を禁ずるに至れり其節儉令の如きは徳川時代と雖も苛酷に過ぐるものありしが吉宗は大奥に向つても頻りに節儉を行はしめ各方面より餘財をつくりて以て當時負債山積する幕府の財政を救はんとせり

武事の奨勵

吉宗は質素儉約を厲行すると共に當時士風が次第に柔弱に赴くを慨し武事の奨勵に従事せり吉宗は本より膽力ありて武道を好み鐵砲弓馬劍術の諸道に熟達せしかば先づ家綱以來廢れたりし狩獵を起し其小金ヶ原の狩の如きは老中以下六萬人を従へて頼朝の富士の卷狩に擬し以て軍陣駈引の用に供せり又鐵砲を奨勵して狩獵の途次には時々供の者に命じて其あたりに見ゆる鳥を打つべきを命ず此を以て旗本の士は武術を心得ざるべからざるに至り皆競ふて其技を研究し以て有事に備ふ又武藝に熟達するものは貴賤を問はず延いて之を賞し時には將軍自ら臨んで其技を試ましむ又水泳騎泳を奨勵す故を以て武士は悉く武道に向ひ士道漸く張れり吉宗曾て西の丸の庭園を散步し城濠中に鴨雁の浮遊するを見近侍に命じて西の丸表門を警衛せるものゝ弓を借り來らしめて之を射留めんとするに射る毎に弓絃皆き

れければ、吉宗大に不快に感じて歸れりと云ふ蓋し吉宗西の九武備の如何を知らんと欲し、わざ／＼鴨を射るに托して之を試みたるなり、諸門を衛るもの、之を聞き傳へて大に恐れ、此れより一層警戒を嚴にするに至れり、

田租の法を改む

これ迄幕府の租法は、見取と定免とを行ひ來りしが、見取は毎年毎年、其田畝につきて實際の産額を想定して、租を定むる方なれども、事非常に煩雜にして、且弊害之に伴ふを以て、吉宗は悉く定免法を用ふることとせり、定免法とは、數歳の收穫を調査し、土地の肥瘠に従ひ租を定めたるものにして、一定年限内は、年の豊凶を問はず、定租を納めしむる法なり、

財政を整へ、人才を登用す

始め吉宗の職を承くるや、國庫の費用乏しくして、富豪よりの借債償ふ能はざるもの、二十餘萬兩あり、享保六七年頃には、幕府の御家人に分與する知行(祿)すら、究乏を告げて辨する能はざるに至りしかば、吉宗は米を諸藩に借り、一萬石に付きて百石即歳入十分の一を借りることとして、財政を補ひ、貨幣は前代改鑄の方針をつぎて、十年間小判八百二十八萬兩を鑄て、殆ど慶長の舊に復し、悉く負債を償却して、府庫に餘りある

に至れり、吉宗又世襲制によりて、一度祿高を高めたるものは、其儘に世襲するを以て増す者愈多くして、歳入殆ど支へず、爲めに有爲の士ありと雖も、小祿の者は職に任せざるの方針をとらざるべからざるを遺憾とし、足高の制を定む、足高とは、職によりて其石高を定め置き、若し就職のもの、祿高石高より多ければ、其儘におき、若し祿高少ければ、其不足だけの分を増し、職を罷むれば、原祿に復するの制なり、此制立ちてより、人才を自由に登庸することを得て、薄祿のもの、雖も才幹あるものは、擢らるることを得るに至れり、

大岡忠相の登用

忠相曾て山田奉行たり、以前より、山田と松坂との農民は時々爭論を起して紛議絶えず、而して、其曲は松坂にあること明瞭なりと雖も、前よりの山田奉行は松坂の紀州領なるを以て、御三家の事なればとて、憚りて斷せず、其儘に打ち過ぎたり、此を以て、松坂の民は益増長して、奉行の改まる毎に訴訟を起し、頗る當路の士を苦めたりき、忠相奉行となるや、斷じて曰く、曲松坂にあり、親藩を憚りて天下の法を紊るべからずとて、松坂の民を獄に投せり、吉宗紀州にありて之を聞きて、心に忠相の公直を嘆賞せしが、將軍となるに及び、翌年、直に忠相を江戸に召して、町奉行とせり、忠相裁決流るゝが如く

斷訟情を得、職を奉すること廿年、曾て一の過失を見ず、其訴を聽くに妙を得たる大岡越前守と云へば、誰れしも裁判の巧みにして公平なるを追想せざるものなきを以ても知るべし。

刑事を定む

吉宗又幕府に定まりたる刑法なくして、裁判に時々不公平なることあるを憂ひ、親ら老臣及大岡忠相等と討議して、御定書百箇條(公事方定書)を定めて、奉行のよる所を明にし、又民の罪科に觸るゝもの多きは法を知らざるによるとなして、法度七十箇條を定めて、諸國に頒ち、名主をして、毎月一回村民を集めて讀み聞かさしむ。又これ迄の刑の苛酷なるを改めて、罪なき子弟親族等の連坐の法を止め、罰金の制を始め、冤罪にかゝるものは親族知己を問はず、上告することを許し、罪跡明瞭にして伏罪せざるもの外は、拷問にかけざることをいし、又成るべく三奉行と共に自ら訟を聽く。吉宗又目安箱を評定所に設けて、言路を開き、庶民浪士も自由に投書して意見を奏するを許せり。

室直清

吉宗又順庵の門人室直清(白石と同門)を登用して政治の顧問とし、清國の修身書として、當時最も名ある六諭衍義(順治帝の詔諭)を抄譯して、部下八百の手習師匠に分つて

以て生徒に教授せしめ、人倫道德の學には特に意を用ひたり。

吉宗心を産業に用ひ、諸國の産物興る

徳川氏の將軍中心を産業に留むること、吉宗將軍の如きは稀なり、或は水利を起し、荒地を開墾せしめ、甘蔗の栽培より、甘蔗の弘布に至る迄力を盡したり。砂糖は、當時、皆外國より輸入せしものにして、價極めて高く、殆ど實用に供するに至らず。普通人民の如きは、病氣の時に用ふることすら難かりき。吉宗長崎在留の支那人より製糖法を傳へ、先づ甘蔗を吹上御苑に栽培せしめて、始めて黒砂糖を製す。始めは極めて不良なりしも、次第に改良を加へて好成績を見るに至れり。甘蔗は西國大饑饉の節、薩摩長崎のみは之によりて饑饉を免かれたるを見て、諸國に擴めんとし、青木文藏をして書番(薯考)を作らしめて種苗と共に諸國に分配せしめたり。數年にして、諸國殆ど栽培せざる所なきに至る。其他、檀を植む、矢竹を植むしめ、或は馬匹の改良に注意し、染色を工夫する等、將軍の産業に心を用ふる此の如く厚きを以て、諸國相傳へて、産業次第に勃興するに至り。薩摩の煙草、上野下野の織物、上野信濃東北地方の養蠶、阿波の藍、紀州の蜜柑、甲斐の葡萄、土佐の鯉節、中國沿海の食鹽等、此時より次第に盛なるに至れり。

吉宗の政治

吉宗の政治は用意周到實用を主として虚文を退け身を以て天下を率ゐたるものにして天下太平にして民業を樂み折柄豊年屢々打ち續きて米價頻りに下落し府庫の米穀充實して朽腐するに至りしことあり幕府の綱紀此に至りて又張り徳川幕府より中興せり世に享保の治と云ふ吉宗在職三十年にして職を長子家重に譲る

備考

足高の制

例へば大目付町奉行は三千石高、大番頭は五千石高、書院番頭は四千石高、目付は千石高、京都町奉行、大阪町奉行は千五百石高、奈良奉行、堺奉行は千石高、書物奉行は二百石高、二條鐵砲奉行は八十石高、京都代官は六百石高の如し

市民の遊覽地に櫻樹を植ゆ

江戸城の外郭の女牆は年々修繕等に費用を要すること多きを以て命じて之を撤去せしめ其跡に松を植ゑしむ、現今存する所の者これなり、又吹上苑内の櫻、楓の苗を飛鳥山、小金井隅田に移し植ゑしめて市民の遊園地とし、又桃林を中野に設けしむ

大奥の女中を出す

吉宗職を承くるの六年命じて大奥の女中の容色あるものを書き出さしむ、父母皆其選に中るを思ふて大に喜べり、吉宗其書を得るや曰く、これだけの者は直に暇を遣はすべし、容色勝れたるものは何處へも直に嫁し得べしと

産業奨励

吉宗殖産に意を留め朝鮮人參及び檀を吹上に栽培し、或は吹上に染殿を設けて染色を研究し、墨を製するの法を研めて奈良の墨製造者に授け、又砂糖購入の爲外國に金銀の流出するもの多きを見て砂糖を吹上苑内に栽培し精製して始めて十四貫目を得て四方に頒つ、其他甘藷を栽培せしめて諸國に頒ち、朝鮮和蘭より馬種をとり寄せて馬匹の改良に資し、或は人を遣はして諸國の物産を調査せしめ、或は諸國より産物を書き出さしめて頻りに殖産を奨励せしかば、諸國の産業益發達し、土地の開墾せられ新田の開かるゝもの少からず、又陶器、金屬器具、革類の製造に至るまで發達するに至れり

三卿

享保十五年吉宗第二子宗武に田安邸を與へ、寛保元年第三子宗尹に一橋邸を與へ、祿を二人に付し幕府の士を分つて其下に隸せしむ、家重將軍となるに及び寶

曆九年に子重好に清水邸を與へ、一橋田安兩家に準す、これを三卿と云ふ、家格三家に嗣ぐ、

吉宗の勤王

幕府の法令を修むるや、朝廷と同じく讀經萬部にして常に勅使の東下あるを例とせしも、吉宗其非禮なるを知りて勅使の東下を辭し、讀經を千部に減せり、大嘗會は嘗て東山天皇の時綱吉之を再興せしも、又中絶せり、櫻町天皇の御踐祚あるや、吉宗又奏して之を興し其費を献す、吉宗又一たび上洛せんとするの志ありしも果さずして薨す、

吉宗の謹慎

總而御行儀正しき御事は御平日の常にして、御紋の附たる物被_レ召候時は、假初にも御足を延られ御横などに被_レ爲_レ成候御事不_レ奉_レ拜見(中略)都而御先祖之御事は御大切に御尊敬、御筆類、御道具等御拜見之時は必御袴或は御社袴に而御手水被_レ爲_レ召(仰高錄)

家重家治

吉宗職を家重に譲りし後も後見として政を見ること七年、寶曆元年、年六十八に

して薨す、家重は庸暗にして多病、言語甚だ不明なり、或は淫蕩の結果なりと云ふ、吉宗在時老中にこれを危み諫めしものありしも、吉宗聽かず、長を立つるの序を亂すは百弊の源となるべきを慮りしなるべし、吉宗死後大岡忠光一人殊に寵用せらる、忠光は忠相の一族なり、將軍の言語のわかり難きと偏僻あるとは老中をして御前に出づるを憚らしめ、萬事忠光の取次によらざるべからざる有様なり、田沼意次は忠光に取り入りて次第に將軍の寵を得、忠光死後は益信任せられて大名に列するに至れり、家重庸暗なりしも、將基に於ては巧みにして自ら詰手等を工夫して將基に關する著書あり、將軍たること十六年にして職を子家治に譲る、田沼意次家治の次室津田氏に結び其寵を固めしかば、家治遂に擧げて老中となし、遠州相良五萬七千石に封ず、家治は伶俐ならざるにあらざるも、我儘にして疝癩強く己の好むもの、外人に面するを嫌ふの癖ありしかば、萬事田沼の籠絡する所となるに至れり、

意次の立身

意次六百石の小身より起りて千五百石となり、千四百石、一萬石、二萬石、二萬五千石、五萬七千石となり、關老に進み子意次若年寄に進む、政を執ること四十年、家齊

立て其封を削り城を毀ち邸を沒收し親戚知人も爲に交を絶つに至れり。

教授上の注意

- 一、吉宗天文に精しく曆法を補修し自ら簡天儀を創意す望遠鏡に井字を劃して視力の過勞を避くる工夫をなし測午表を作り雨量を測にせし等のことは附説とするはよし即ち一通り吉宗の事蹟を語り行きて後に語る位にて留むべし。
- 二、洋書の禁を解きしことは天文算曆の事と關係あると此所にては説くに及ばず後の蘭學者の章にて説くをよしとす。
- 三、吉宗の將軍に擬せらるゝ時尾張の宗春卿と何れをとるべきか等につきて色々内部の競争ありしこと等は語らざるをよしとす。
- 四、此章にては吉宗の綜理周密にして虛文を退け實用を主として幕府を中興せしを了解せしむるを要旨とす併し吉宗の政治は殆ど消極的にして積極的方面は少なかりしこと徳川時代殊に吉宗の時代にありては己むを得ざることを中心におきて語るをよしとす。
- 五、吉宗の人物と綱吉の人物とを比較せしめよ。

六、室鳩巢の吉宗に用ひられしは到底白石の家宣における比にあらす吉宗は顧問とすれども世の中は本讀み共の思ふやうにならぬものなりと云ふ方なれば大に用ひられたる方にはあらずされど教科書に顧問とすとの文字もあれば吉宗が諸侯に献金せしめし際參勤交代の期をゆるめて三年或は五年に一度とせんとせしを直清諫めて今諸侯をして各國に歸らしむることとせば天下の形勢此れより一變せむ旗本の士昔しの如くならず天下事あらば恐るべきなりと云ふに至りて止めしが如きを附説する位に止むべし。

七、封建時代には人才登庸の殆ど閉ぢられ居ることを足高の制より導いて知らしむるもよし。

八、刑罰の序を以て徳川時代の刑法の酷なりしこと即火あぶり釜煎竹鋸鋸引等の慘刑ありしこと並に裁判の法極めて不完全なりしことを語り今日の刑法の大意に導くもよし。

九、綱吉の學問好きも吉宗の學問とは大に趣きを異にし其政治に現はれし上も大に差違あることを知らしめよ。

十、吉宗の時天下太平にして豊年相次ぎ米價頻りに下落するを以て貯蓄に力を

用ひ米穀を買ひ入れて成るべく、暴落を拒ぎ、經濟上の平衡を維持せんとせしにより、米將軍の名を得たる所以を終りに附説するもよし、

一、産業に力を用ひしことは注意して語るべし、

一、二、儉約と吝嗇とは如何、兒童の注意すべき點は如何等を問答しおくべし、奢侈とは如何、奢侈は何故亡國の兆なるか、

一、四、御定書は略今日の刑法、刑事訴訟法に相當す、單に町奉行と云へば江戸町奉行なり、江戸町奉行は市の行政警察、裁判及高等裁判の評議に列す、

教具

吉宗公肖像、徳川氏系圖、

第二十二章 松平定信

松平定信は徳川時代に於ける最も卓越せる名宰相なり、

田沼時代は徳川時代に於ける最も幕政の紊亂せる時なり、

政治、風俗、世態の變遷等に於て戒めとすべきこと、學ぶべきこと、多し、

もし其れ寛政の治を致したる定信の經營人物等に至つては、とりて修養に資す

べきこと極めて多しとす、

田沼の弊政

吉宗後見の間はよく治まりしも、家重の終り頃より意次第に登用せられ、家治一代は殆ど田沼父子の專制時代なりしかば、奢侈、逸風を成して、士風は次第に壞れ、賄賂は殆ど公然に行はるゝに至れり、當時田沼の勢と云へば、飛ぶ鳥も落すほどの勢なりしかば、諸大名旗本に至る迄、皆其御機嫌をとることに力めざるは、なく、田沼の邸は朝から晩まで訪問するものひきもきらず、大勝手、中勝手、親類勝手、表坐敷に至る迄、皆客を以て充たされ、殆ど立錐の地なき有様なり、

賄賂公行す

而して大名より旗本に至る迄、ひたすら其及ばざることを恐れて贈呈、至らざるなき有様は、和蘭人が田沼の紋所七曜星の注文品多きを見て、日本人は皆七曜の紋を好むものと思ひしにても知らる、或る諸侯より意次に贈りし進物の如きは、九尺の式臺に山家の秋色を作りし盆栽にて、其家の如きは、蒼くに小判を以てし、屋内の窓、板壁など皆金銀小判を以て飾り立て、庭上の立石、敷石は、豆銀を以て作れりと云ふ、意次自身すら、金銀は人の生命に換へて尊きものなるに、其大切なるものを出して迄、奉公せむと

勤むるほどのものは、上に忠なること明かなり、其贈物の厚薄によつて、其心の程もわかるると云へりしといふ、理屈は何にてもつくものかな。

士風の壊敗

天下の閣老たる意次にして已に此の如し、士風は次第に崩れざるを得ず、次の話は其好適例なり、或る時家治吹上にて、旗本の士に大的を射させて、御覽になりし事あり、然るに平生稽古せざれば、誰れも一發射中するものなく、騎馬を試ましむるも中途よりばら／＼落つる者が大分あると云ふ有様なれば、家治公も、餘りおかしさに笑ひ給ひぬ、意次進んで曰く、凡そ士たるもの、文武の心掛に於ては何れも愚かはなければ、かゝる晴れの場になれば、餘り力を入れ過ぎて却て間違ひを生ずるものなり、其れを上様が、無下に御笑ひ遊ばせば、張合を失ひて却て業も進まぬものなれば、何は兎もあれ上出来と御褒めある方然るべしと、言葉巧みに説きければ、家治素より殿様育ちなれば、そんなものかと思はし召されて上出来と御意ありしと云ふ、意次の將軍に於ける常に此の如く、理を非とし、非を理として、言葉巧みに御機嫌をとり、何事もさむらぬ様に申し上げれば、一般の士太夫も唯此人にさへ頼めば如何なることも通らぬことなしとて、さそ贈り物豊かに願ひ出づるなり、意次又將軍の

思召す所は早くも其意を推して、かゆき所に手の届く様に御機嫌をどることも中々巧みなれば、何知らぬ將軍は、一にも意次二にも意次とて意次でなければならぬ様にし給ふこととなりぬ、意次は常に將軍をして天下の事を知らしめず、如何なる凶事あるもおし隠して、天下泰平なりと稱し、又其書を好み給ふを幸ひに、書工を周圍に集めて成るべく外の事には心の向かぬ様にし、若し近臣にて外部の事にも話すものあれば、直ちに追ひ出せり、此家治公の治世は、誠に天災地變の多き年にて、淺間山噴火し利根川溢れて大水害出で、京都に大火あり、江戸に大火あるかと思へば、大風が吹き荒れ、氣候狂ひて大饑饉と云ふ有様に、米價は騰貴し、江戸大阪には貧民の一揆が、大擧して商家富戸を襲ひ、器具器物を破壊し、蹂躪し去る事が流行し始め、市民は白晝に戸を鎖ち、拍子木を打つて警戒すると云ふ噪ぎを生せり、此一揆は、半月許りにして已みしも、世の中の人氣は益悪くなり行くのみなり、家治公も終には意次の悪きに氣がつき退くべきを遺言して、薨せられぬ、誠に佞臣の君を誤ること譬へば、黒雲の明月を掩ふが如し、何程良君にても、周圍悉く其黨を以て充たさるれば、其明を用ふるに所なきに至る、悪むべき哉、

松平定信出づ

松平定信の老中となりしは、かゝる際なりき。家治薨じて家齊十一代將軍繼ぎ、家齊定信を延いて老中とせしなり。定信も一旦は辭せんとせしも、又々思ひかへすやう。古人は、盤根錯節に逢はずんば利器を分たすと云へり。假令不才にして其器にあらずと雖も、かゝる困難の際に當つて折角の御依頼を否むは、男子にあらず。力の及ぶかぎり、君の御爲め、民の爲めに、とて遂に命を拜するに至りぬ。

節儉の令

定信思へらく、今日の如く、上下奢侈遊惰に流れ、諸侯より士人に至るまで、金を商人に借りて、外形のみを飾る様にては、萬一の用に立たず。此士風を矯正せむとせば、先づ節儉より始めて、獨立の生活を保ち、立派なる體面の立つやうにせざるべからず。先づ家を富ます。此れ定信の第一に着手したる主義なり。節儉必ずしも家を富ます最上主義にあらず。然れども、封建時代の武士は、収入きまりあれば、家を富ます。此節儉主義に出づる外なし。定信の老中となるや、間もなく、同僚間に申し合せて互に厳しく節儉を行ひ、次いで萬石以下の士には、節儉の令を下し、衣服、飲食器具に至る迄、百事省略に從て成るべく、新規の調査を見合はすべき事、家督相續、婚禮等の贈りものも、從來の半とし、凡て鮮魚を用ゐず、代りに乾鯛を使ふこととし、次いで一般に、今より三

年間、非常の節儉を行ふべき事を觸れ、公文書の料紙、封筒も成るべく、歳末なるものを、用ゐしめ、高價の菓子を製する事を禁じ、難人形は八寸以下、櫛、釵にも金を禁じ、煙管、煙草入れに金銀を用ふる事を禁じぬ。定信の目的は、士風矯正の第一着手としてなせし事なるも、百姓町人は、猶更控ねさせねばならずとて、かく嚴令を下せるなり。而して百姓町人に至る迄、悉く無用の費を節せしめて、貯蓄せしめ、家を富ますしめ、風儀をよくせしめむとしたる事も、勿論なり。かゝることは、封建時代なればよかりしも、今日に於て政府がかゝることを令するにせば如何、甚しく人民の自由を束縛するものと云はざるべからず。但し、町村の自治にて互に申合せをするに云ふことは、誠によき事なり。併し此のやり方は、定信當時に於ては、餘り珍らしき事にもあらず。前に吉宗將軍の時にも、かゝる細かき節儉の令を下せし事あり。況んや定信の時の如きは、田沼の後を承けて、大刷新を要する時なるに於ておや。

備荒貯蓄

定信又儲蓄米の事を令し、五年間收穫一萬石に付き五十石づつを畜へしむることとせり。此れは、獨り大饑饉とか、戦時とか云ふ、不時のために備ふるのみならず、又一方には、士をして成るべく、安樂に暮らさせる助けとせんためなり。一體士と云ふものは、何

千石とか何百石とか云ふやうに、皆米にて祿を受けしものなれば、米價の高き時は割よきも、安き時には暮らし向き悪しきを以て、定信の此制度は、成るべく安き時に米を蓄へさせて倉につめさせ、高き時には古い米から賣り拂はせる仕組にして比較的、士をして生計に究せしめざる様にしたるものなり、幕府も江戸に於て儲蓄せしかば、明治五年に此儲蓄米を賣り拂ひし代だけにも七十五萬圓ありしと云ふ、定信は又旗本士人が祿米を抵當にして、藏宿の米商人より金を借るもの多きを見て、負債者に償却方法を立て、以後貸借は金一兩に付き銀六分以上の利を付することを禁じ、又江戸の町々に令して、町費を節約して、其節約せし金の中七分を積み立てしめ、救恤及臨時の費用のため蓄へしむる方法を立てぬ。

定信の風俗改良

定信の財政上の經營は、其功を奏して、次第に内部が充實するやうになりしも、定信の目的は、士風の矯正、風俗の改良にあるを以て、同時に風俗改良にも意を用ひぬ、當時太平久しく、其土田沼のごまかし政治が二代も續きし後なるを以て、尙武の風はいづしか廢れて、甲冑などは土用干の外出したることなく、刀や槍に錆を生ずるもかまわぬものども、次第にふねて、甚しきは士にして、三味線や淨瑠璃を稽古するものもあり

定信は、頻りに武藝學術を奨励し、武士の揚弓演劇其他遊興に耽るを戒め、一方には、孝子節婦義僕等其善行の賞すべきを褒賞し、苟くもよきことなれば誰れの言葉にても採用せり、大阪に至りし時には中井積善竹山と云ふ學者を招きて意見を聞けり、此時積善の云ひし言葉も面白し、舊來の奢を矯め、遊惰の風を改めると云ふ思召ならば、餘程の御決心が必要と存じます、恐れながら、世上一般が閣下を憎み奉り、隙もあらば閣下を刺し殺さむとするもの、出で来るやうにならば、始めて天下の弊風が直るでありませう、と云へり、定信聞きて、其は面白し、自分も左様に考へてをるのであると云つて喜びしと云ふ、されば諸大名中にも奢侈遊蕩に耽りて政治の治まらざるものは、遠慮なく之を戒め、又江戸の大名の留守宅に居る留守居と云ふ重役の者が、他藩との交際際、に托して、非常の贅澤を極め、風俗を亂す本となれるを見て、一時留守居相互の集會を停止したり、されど此等は、何れも大藩の代表者にして、留守一切の事を引き受け、今日にて云へば、江戸駐在の公使の如きものなれば、幕府の役人の命令位は何とも思はず、定信が停むれば、又親類間の交際なりと稱して集まり、贅澤元の如くなれば、定信は更に嚴令を出して、之を取り締るに至れり、定信のやり方は、大分厳しかりしを以て、一方に大賛成をするものあれば、又一方には、悪る口を云ふものも澤山あり、

白河の清きに魚もすみかねて

もとのにごりの田沼こひしき

と云ふは儘に一面を現はせり誠まことに世の中は聖人君子ばかりにあらずいくら封建時代きょうけんじだいにても稍しよやかまし過ぎたる傾かたむきなきにあらず併ひし定信じやうしんの老中らうちゆうとなりし時代じだいを能く記憶きこくせざるべからず田沼たぬまの弊政へいせいにて亂れしおとなりしことを

大奥定信を喜ばず

又また定信じやうしんの最も困こりしは大奥だいおくの女中にょちゆうなり當時たうじの奥女中おくにょちゆうと云ふものは教育きよくもなきもの多く唯感情たうげんじ的に我儘わがご勝手かたての多おほきものにて定信じやうしんの眞面目まじめ腐くつて節儉せつけん節儉せつけんと云ふのが誠まことに氣きに入いらず天下てんかの爲ためめ國くにの爲ためめと云ふことは考かへずしてあんなむつかしい人は早く止めればよいにござかり思おもへるなり中なかにも大崎おほさきと云ふ老女らうにょは再び田沼意次たぬまゐじが出でづるやうにと内々うちうちに將軍しやうぐんに向むかつて運動うんどうをなすに至いたりしかば定信じやうしんは之これを外そとに出いしぬ大崎おほさきの出いださるゝや大奥だいおくの女中にょちゆうは悉ことごとくおこり出して總體そうたい御暇ごいやすを願ねがひ出いでぬ定信じやうしんは熟思じやくしして其中そのちゆうの重おもなるものを召よし出し奥女中おくにょちゆうは士しと稍趣しよすきを異ちがにするも但ただし暇いやすを願ねがふとあらば許ゆるしもせんも一同いどうにたくんでやる事は徒黨たうたうと云ふものなり徒黨たうたうは徳川とくわんの御法度ごほうだうにては大禁物だいきんぶつなり大奥だいおくの女中にょちゆうはこれを忘わすれたるかときめつけし

かば一同いどうふしようゝに其儘そのごになりぬ誠まことに立派りつぱな改革かいかくも奥向おくむかきよりくづれ政事せいじの紊亂わんらんも婦人ふじんより起おこると云ふことは歴史れきしに折りゝあることにて支那しなの朝廷てうていが奥向おくむかきから崩くづれたと云ふことは歴史れきしに例多れいおほく我國わがくににても正成せいせいや義貞ぎじんが非常に骨折こつせつつて取りもどしたる建武けんぶ中興ちゆうきやうも半はんば後醍醐ごたいご天皇てんかうの奥向おくむかきより崩くづれぬされば明治めいし維新いしんの始めにも岩倉いわくら公こうは嚴げんに奥向おくむかへ令しんして政事せいじ上の事ことへは隊たいを入れぬやうに達たつせしこともありき定信じやうしんは此こゝの如ごとくして一時いちじは抑おさへしも充分ちゆうぶんには心服しんぷくせず或ある時とき定信じやうしんが奥おくにて使つかふ文箱ぶんせうの絹きぬの紐ひもが餘あまり長過ながあぎて地ちをひく程ほどなりしを今少いますこし短みづかくしてはと云ひしを女中にょちゆうがすかさずこれは御家長久ごけちやうきゆうを祝いわふために大御所だいごしよ様の時ときからわざと長ながくしたるものを短みづかくせよとは御家ごけの短みづかかきを願ねがはるゝにて候まうふかどとちめしこともありき

定信の位置

定信じやうしんは一方いっぽうにはかくの如ごとく反對たいひあるも併ひし其そのなすことは誠に當時たうじの急務きふであり且また家柄けいへを云いへば御三卿ごさんけいの田安家たのけより出いで八代將軍はちだいらいしやうぐん吉宗きちそう公こうの孫まごにあたり血筋ちゆうしんから云いへば現將軍げんしやうぐんよりも一層いっしやう近い人ひとにて白河しろがわの跡相續あとせきぞくをせざれば將軍しやうぐんの候補者こうぼしやにも立ち得える人ひと現將軍げんしやうぐんは一つ橋はしより入り吉宗きちそう公こうの曾孫そうまごなれば少し位くらいの反對たいひあるも容易やすに定

信の位置を動かすことは出来ざりき。

人足寄場

定信は又當時大饑饉のあとにて江戸市内に乞食や無宿者が三々伍々隊をなせるを見て此等は此儘に捨て置けば或はすりになるか盗人になるか兎に角よいものにはならぬ末には必民の害をなすものなりとし此等を取り調べ一定の地に(石川島)寄せ集めて人足寄場と云ふを設け手業を授け或は人足に使用しなごして三年後相應の見込立てば出だすと云ふ制度を設けぬこれは後に至り弊を生せしも一時は成功したるものなりき。

定信朱子學を以て官學とす

定信は又學問を奨勵し學者に日講を開かしめ士民をして隨意に聞くことを得るやうにし柴野栗山等の名高き學者を登庸して朱子學を盛んにせり元和偃武以來凡そ百餘年を経て學問は非常に盛んにして王陽明の説を唱ふるものあり古學を唱ふるものあり古文辭學を唱ふるものあり學派は益々分れて林家以外にわらい學者も多く出で同じ論語にても人々によりて説き様を異にし二十餘の註釋あるほどに至れり一體學問と云ふものは研究に研究を重ね論難に論難を重ねて互にわるい所を駁

撃して始めて進歩するものなれば説の澤山分るゝは誠に學問の爲め喜ぶべきことなるも定信の考へにては孔子の學問は己れを修め人を治むるにありてつまらぬはしつゝのこゝを論じて互に悪る口を云ひ合つたりするやうにては實行が疎かにならざりしつゝかゝる諸説の澤山出づるは本を忘れて末に走るによるとせり而して朱子學は一番間違ひのなき學問にて風俗を敦ふするには誠によしとして之をとりて官學とし正學とすることに定め外の陽明學や古學の學問をするものは徳川の政府へは仕ふることを許さざることとしぬ併し外の學問は少しも研究することならぬと云ふやうな無茶な規則を作りしものにはあらず研究は隨意なるも唯幕府に於て採用せぬと云ふまでなり然れども諸藩皆之に倣ひて朱子學を以て正學としたるを以て他の學派にとりては大打撃を受くることゝなれり此時他の學派中にも大分わらい學者ありしかば大に之に反對して吾等の學術を以て異學とせらるゝはよきも朱子學を以て正學とせらるゝはわけがわからぬ一體正は邪に對する言葉なれば同じく人倫道德の學を講ずるものを目して邪學とするは何事であるかとて一時は大分やかましかりき。

此定信のやり方も随分はげしいやり方にして自由競争を許さぬことは學術の進歩

上には誠に大障害となるものなり併し學術も學術によるものにて博物物理化學法律等の學問と差つて實踐射行を主とする道德學否一般道義の標準が色々論議せられ末學の輩は何れに向つてよいかわけがわからぬと云ふやうなることは誠に一國風教の爲寒心すべきことにて定信が朱子學を採用し異學を退けしは風俗上及び天下を太平に續けて行く上から云へば誠によきことなりしなるべし定信は誠に實踐を重んずる人にて學問修養の方針を示せる中にも理屈は何にも付く理屈高くなり候へば却て政教に害ありと云へり

定信の尊王禁裏造營

定信又尊王の志に厚し禁裏造營の時の如きは公卿の故實に明かなる人及び林大學頭柴野栗山等をして古記録歴史等を調べしめて一々昔しの制度に據らしめ造營の受負は入札せしめて其中にて最も直段の高きものに受負はしめ掛りの役人をも懇ろに誠めて少しの粗忽もなきように注意せしめ曰くもし少しにても粗相なることあらば幕府に於ては尊敬の意を失ひ定信にとりては臣子たる本分を失ふことなるを以て掛りの者は充分注意せざるべからずと實際に於ても此禁裏の造營はよく出來たるものにて元のものよりは廣大に立派になり天皇陛下に上皇も喜ばせら

れて宸筆の詩と歌とを賜はれり

海防論漸く起る

定信の時より外國船が次第に近海を航するもの多し林子平が海國兵談等を著はして海防の一日もゆるかせにすべからざるを述べたるも此時なり定信自身も房總豆相の海岸を巡視して海防の準備にかゝり曾て外國船の圖を見左の歌を題せり

此船のよるてふことを夢のまも

忘れぬは世の寶なりけり

備考

意知殿中に刺さる

田沼父子の勢ひ飛ぶ鳥も落す有様にて思ふことなすこと何事にても出來ざる事なければ意知は新番の士佐野政言の系圖のよきを見て之を譲らんことを強請せり政言は日頃田沼父子の專横を惡めるに今又かゝる亂暴なる強迫に遇ひしかば遂に怒つて殿中に於て斬りつけたりしも側に居合はせたるもの驚いて直に又政言をねちふせ次で切腹させしかば理由はよくわからざるも表向きでは政言發狂の沙汰として其儘にして片付けしも天道は恐ろしきものにて誰

れ云ふとなく、田沼の悪事はこれより次第に一般に知られたるに、遂につまづきの端緒となるに至れり。

明和と天明

田沼意次の政を專にするや、天災地變頻りに起り、殊に明和天明の如きは其最も甚しきものなりしなり、故に世人は明和九年を稱して迷惑の年と云ひ、天明の年號を稱して天命の年と云へり。

天明の飢饉

天明三年には大風洪水あり、淺間山噴火し、東北早く寒くして、穀稔らず、四年も亦凶年にて、五年には夏旱し、秋に雨多く、冬暖にして、六年には春に雨多く、七月に大雨霖雨暴風相次いで至りしかば、天下は大饑饉にて、翌七年には貯蓄を食ひ盡して、亂民所々に蜂起するものあるに至り、京都の米價一石銀二百五十匁、江戸は又其倍價に達し、東北地方は饑孳途に相望むに至れり。

後見草に曰く、御府内は五穀の價少し賤しくなりしかども、他國はさして替りなく、次第く、に食ひつぶし、果は草木の根葉までも根になすべき程のもの、食せずといふことなし、或は松の皮を剥ぎ餅を作りて喰ふ、中略、南部津輕に至りては餘處より甚しく、元より貧しき者どもは生産の手術なく、父子兄弟を見捨て、我一にさ他國に出でさまよひ歎

々其を乞ふ、されど行く先々も同様飢饉の折柄なれば、他領の人には目も懸けず、一飯與ふる人もなく、日々千人、二千人、流民ども餓死せしと聞ゆ、(中略)南部の五戸六月より東の方の村里は、飢饉疫病の兩災にて、人種も盡きけるにや、田畑は皆荒れはて、渺々たる原野の如く、郷里は猶有ながら行通ふ人もなく、民家は立ちならべども、更に人語の響なく、窓や戸はそを窺へば、天災に罹りし人葬り申ふ人もなく、筋骨爛れ臥すもあり、或は白骨となりはて、煩ひ寝ねし其の儘に夜の者着てまるぶもあり、又草間には餓死せし人の骸骨ども累々重なり合ひ、いくつとなく有りけり。

而して世人は皆當時の信仰によりて政道の悪しきにより起れるとなして罪を田沼に歸したり。

定信の人物

定信は徳川氏二百五十年間に出たる老中中にて最も賢れたる人なり、祖父吉宗の享保の政治を慕ひ、己れの一身を顧みずして、銳意國の爲めに盡せし人にて、誠に封建時代に於ける理想的名宰相なりとす、又其人物に於ても、學ぶべき所多し、定信は、元來身體薄弱にして、體其精神に伴はずと云ふ風なり、十五六歳頃より文武の道に心を寄せ、晝は和漢の書籍に目を騁らし、三時四時頃より弓馬銃劍等の武術に勉め、晩食後より又書籍の研究詩文の製定に力を用ゐて、非常なる勉強をなせしかば、爲めに身體を損じて、久しく病床に臥したることあり、されども少